



栃木市 障がい福祉プラン

【令和6年度～令和11年度】

栃木市障がい者計画（第4期）

栃木市障がい福祉計画（第7期）・栃木市障がい児福祉計画（第3期）

令和6年3月

栃木県 栃木市

はじめに



栃木市では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「栃木市障がい福祉プラン」を策定いたしました。

本プランは、平成30年度に策定した第3期障がい者計画並びに令和3年度に策定した第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画が令和5年度で計画期間が満了となることから、障がい福祉の現状を検証した上で、新たな視点を加えた一体的な計画として策定し、各施策を推進していくものです。

障がい福祉施策における新たな施策としては、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児者等に対して、障がい福祉サービス等での適切な支援が出来る体制の整備に取り組んでまいります。

精神障がいに対する施策については、精神障がい者への対応も含めた地域包括ケアシステム構築の中核を担う栃木市障害児者相談支援センターの機能強化に取り組んでまいります。

障がい児支援については、障がい児に対する重層的な地域支援を推進する児童発達支援センターの整備を進めてまいります。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に伴い、事業者に対する合理的配慮が義務化されたことから、社会的障壁の除去のための合理的配慮の周知等に取り組み、障害を理由とする差別の解消を推進して、相互に個性と人格を尊重しながら共生する社会の実現を目指してまいります。

今回の障がい福祉プランの策定に当たりましては、障がいのある方へのアンケートや障がい団体等との懇談会から、障がい者の現状や課題に対する多くの意見をお寄せいただいたところであり、そうしたご意見を踏まえ、今後取り組むべき目標を各施策に掲げたところであり、目標の達成に向けた取組みを進めてまいります。

結びに、本プランの策定に当たりご尽力をいただきました、栃木市社会福祉施策推進委員会をはじめ、プラン策定にご協力をいただきました多くの市民の皆様から心から感謝申し上げます、ご挨拶といたします。

令和6年 3月

栃木市長 大川 秀子

目 次

第1編 障がい者計画（第4期）

第1章 障がい者計画の策定に当たって.....	2
第1項 計画策定の背景、目的.....	2
第2項 計画の位置づけ.....	2
第3項 計画期間.....	3
第4項 計画における対象者.....	3
第2章 障がい者の状況.....	4
第1項 身体障がい者の状況.....	4
第2項 知的障がい者の状況.....	4
第3項 精神障がい者の状況.....	5
第4項 指定難病等による手当受給者の状況.....	6
第3章 計画の基本理念.....	7
第1項 第3期計画の評価と課題.....	7
第2項 アンケート・ヒアリングなどから見えてくること.....	15
第3項 基本理念.....	22
第4項 施策の体系.....	24
第5項 ライフステージでとらえた障がい福祉施策.....	25
第4章 施策の展開.....	33
基本施策1 心の壁をなくすために（啓発・広報）.....	33
基本施策2 共に生活できる安心で豊かな社会を実現するために（生活支援）.....	35
基本施策3 人にやさしいまちづくりを進めるために（生活環境）.....	39
基本施策4 ニーズに応じた教育や療育を進めるために（教育・療育）.....	40
基本施策5 自立・社会参加を進めるために（雇用・就業）.....	43
基本施策6 健やかに暮らすために（保健・医療）.....	45
基本施策7 地域での共生を進めるために（権利擁護・情報の保障）.....	47
第5章 計画の推進にむけて.....	49
第1項 特色ある福祉施策の推進.....	49
第2項 計画の推進体制.....	49
第3項 社会資源の調整.....	50
第4項 計画の見直し.....	50

第2編 障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）

第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に当たって.....	52
第1項 計画策定の目的.....	52
第2項 計画の位置づけ.....	52
第3項 計画の期間.....	52
第4項 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の達成状況の点検及び評価.....	53
第2章 計画の基本指針.....	60
第3章 令和8年度の数値目標・整備目標.....	61
第1項 福祉施設入所・入院から地域生活への移行.....	61
第2項 各年度における指定障がい福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込み量.....	66
第3項 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	69
第4項 各年度における事業の種類ごとの見込み量.....	73
第4章 サービス等提供体制確保のための方策.....	74
第5章 計画の推進において.....	76

資料編

1 アンケート結果からみえる現状.....	78
2 ヒアリング・懇談会実施日.....	160
3 ヒアリング調査でいただいた主な意見.....	161
4 障がい者団体懇談会でいただいた主な意見.....	170
5 医療的ケアを要する障がい児者（の介護者）へのヒアリングでいただいた主な意見.....	175
6 栃木市社会福祉施策推進委員会・障がい者福祉専門部会名簿.....	178
7 栃木市社会福祉施策推進委員会・障がい者福祉専門部会 開催状況.....	179

第1編 障がい者計画（第4期）

第1章 障がい者計画の策定に当たって

第1項 計画策定の背景、目的

本市の障がい者計画は、栃木市総合計画のまちづくり基本方針である「健康で生きがいを持てるまちづくり」の障がい福祉分野の計画として、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、第3期障がい者計画（平成30年度～令和5年度）に基づき障がい福祉施策を推進してきました。

障がい福祉施策は、障がい者の特性やライフステージに応じた適切な福祉サービスの充実や経済的・社会的に自立できるよう、障がい者に寄り添ったきめ細やかな支援が必要であります。また、障がいがあっても、住み慣れた地域で生活できる社会づくりが求められています。

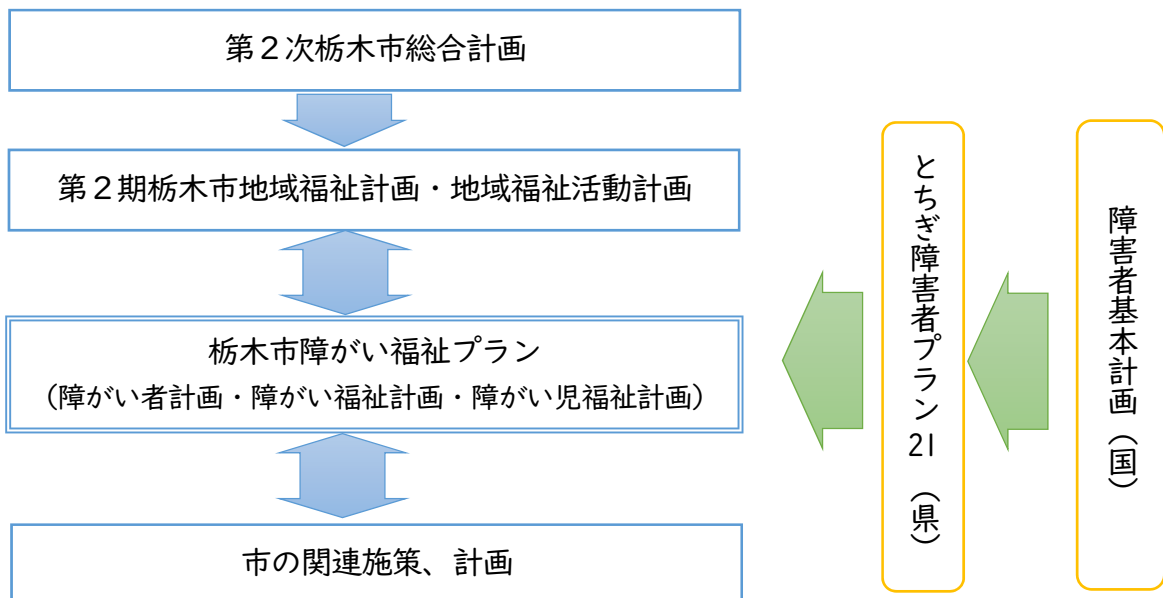
第4期栃木市障がい者計画は、これまでの本市の取り組みや障がい者のニーズを踏まえ、ノーマライゼーションの理念である「共に生き、支え合う社会づくり」の視点に立ち、すべての人がいきいきと住み慣れた地域で生活できる社会づくりを目的に策定するものであります。

第2項 計画の位置づけ

この計画は、本市の障がい者施策の基本となる計画であり、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」です。

また、本市の最上位計画である「第2次栃木市総合計画」及び福祉分野の上位計画となる「第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の分野別計画として策定するものであり、国や栃木県が策定する関連計画と整合・連携を図ります。

そして第2編の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定し、これらの計画を「栃木市障がい福祉プラン」とします。



<障害者基本法>

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

<障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律>

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

<児童福祉法>

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第3項 計画期間

栃木市総合計画に定める基本構想（令和5年度から令和14年度）及び前期基本計画（令和5年度から令和9年度）との整合性、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に係る基本指針により3年であることを考慮して、本計画の計画期間は令和6年度～令和11年度の6年間とする。

根拠法令	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
障害者基本法	障がい者計画 (第3期)			障がい者計画 (第4期)					
障害者総合支援法	障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)			障がい福祉計画 (第8期、予定)		
児童福祉法	障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)			障がい児福祉計画 (第4期、予定)		

第4項 計画における対象者

本計画で対象となる人は、障害者基本法第2条第1項に規定する人、高次脳機能障がいのある人及び難病患者とします。

本計画では、法律名や個別の名称に関する記述以外の身体、知的、精神、障がい児、その他障がいのある人を総称して「障がい者」と記載しています。

<障害者基本法>

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害者、知的障害者、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第2章 障がい者の状況

第1項 身体障がい者の状況

令和5年4月の身体障害者手帳の所持者数は5,786人、本市の人口に占める割合は、3.7%となっています。年齢別構成比をみると、18歳未満が1.1%、18歳～64歳が24.6%、65歳以上が74.3%となっています。

令和元年度末の状況が、18歳未満が1.3%、18歳から64歳が25.5%、65歳以上が73.2%となっています。年々高齢化が進んでいます。

年齢別等級別身体障害者手帳交付状況 (人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	比率(%)
18歳未満	31	12	9	5	4	4	65	1.1
18～64歳	550	260	187	277	87	64	1,425	24.6
65歳以上	1,365	565	549	1,266	242	309	4,296	74.3
合計	1,946	837	745	1,548	333	377	5,786	100.0
比率(%)	33.6	14.5	12.9	26.7	5.8	6.5	100.0	

(令和5年4月1日現在)

身体障害者手帳交付状況

区分	所持者数(人)	比率(%)
視覚障がい	324	5.6
聴覚障がい	691	11.9
音声障がい	66	1.1
肢体不自由	2,531	43.8
内部障がい	1,914	33.1
複合障がい	260	4.5

(令和5年4月1日現在)

第2項 知的障がい者の状況

令和5年4月の療育手帳の所持者数は1,696人、本市の人口に占める割合は、1.1%となっています。年齢別構成比をみると、18歳未満が19.2%、18歳～64歳が71.8%、65歳以上が9.0%となっています。

令和元年度末の状況が、18歳未満が18.6%、18歳から64歳が72.4%、65歳以上が9.0%となっています。18歳未満の割合が増加しています。

療育手帳交付状況 (人)

区分	障がい児(18歳未満)		障がい者		合計
	男	女	男	女	
重度(A1・A2)	71	27	296	248	642
中度(B1)	54	25	273	201	553
軽度(B2)	104	45	241	111	501
合計	229	97	810	560	1,696

(令和5年4月1日現在)

年齢	所持者数（人）	比率（％）
18歳未満	326	19.2
18歳～64歳	1,218	71.8
65歳以上	152	9.0
合計	1,696	100.0

（令和5年4月1日現在）

第3項 精神障がい者の状況

令和5年4月現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、1,378人で、本市の人口に占める割合は、0.9％となっています。年齢別構成比をみると、18歳未満が2.2％、18歳～64歳が84.0％、65歳以上が13.8％となっております。

令和元年度末の状況が、1級259人、2級625人、3級205人、合計1,089人であり、手帳交付者数は26.5％増加しております。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数についても毎年増え続けています。

区分	交付者数（人）	比率（％）
1級	271	19.7
2級	756	54.9
3級	351	25.4
合計	1,378	100.0

（令和5年4月1日現在）

年齢	所持者数（人）	比率（％）
18歳未満	31	2.2
18歳～64歳	1,157	84.0
65歳以上	190	13.8
合計	1,378	100.0

（令和5年4月1日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

年度	受給者数（人）
令和4年度（2022年度）	2,345
令和3年度（2021年度）	2,223
令和2年度（2020年度）	2,195

（各年度末現在）

第4項 指定難病等による手当受給者の状況

本市では、栃木県知事が交付する特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証等の交付を受けている特定疾患等に対して、特定疾患介護手当の支給をしております。受給者数は年々増加していますが、小児慢性疾患の受給者数については、年々減少しています。

区分	指定難病	小児慢性疾患	合計
令和4年度（2022年度）	1,304	138	1,442
令和3年度（2021年度）	1,254	143	1,397
令和2年度（2020年度）	1,153	166	1,319

（各年度末現在）

第3章 計画の基本理念

第1項 第3期計画の評価と課題

第3期計画における施策（基本施策：7項目、施策の展開：20項目）がこれまでどのように推進が図られてきているかを振り返り、今後の課題を見ていきます。

基本施策	施策の展開	実績・評価と課題
心の壁をなくすために （啓発・広報）	障がいについての正しい理解の促進	<p>令和4年度よりピアサポーター等による市民向けの出前講座を実施し、精神障がいについての正しい知識と理解に向けた啓発を進めていますが、より多くの人々に啓発するために出前講座の継続・充実が必要であります。</p> <p>ろう者のコミュニケーション手段である手話が「言語」であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及を目的に平成31年4月に手話言語条例を制定しましたが、継続した啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>共生社会を実現するために障がいのない人の障がい者への理解を深めることが重要であり、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知、障害者週間に合わせた講演会の開催及び障がいがない方と障がい者が一緒に交流することができるカラオケ大会や写真展を開催してきましたが、より多くの方が障がい者への理解を深めるために、今後も継続していくことが重要であります。</p>
	広報活動の推進	<p>令和2年度から広報とちぎに精神障がいの理解促進・普及啓発のために「精神疾患は特別ではない、あなただけではない」というテーマの記事を掲載していますが、引き続き広報とちぎや市ホームページでの啓発が必要です。</p> <p>障がいに対する市民の理解と合理的配慮の実現、ボランティア養成のための手話奉仕員養成講座等を実施してきましたが、多くの市民が気軽に参加できるよう実施方法等の検討が必要であります。</p>
共に生活できる安心して豊かな社会を実現するために（生活支援）	相談支援体制の充実	<p>福祉ニーズの多様化・複雑化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、複雑かつ複合的な課題を抱える世帯や単独の相談機関では十分に対応できない制度の狭間の対象者に対して、各相談機関と連携し支援を実施しています。</p> <p>また、連携の強化を図るため、相談支援専門員等を対象とした相談支援ネットワーク定例会や各種研修会において連携をテーマとし、事例を用いた実践的な研修会を継続的に開催しています。</p> <p>多機関協働事業により、複合的な課題を抱える世帯等に対応するため、各相談支援機関の横断的な連携体制を構築する</p>

共に生活できる安心して豊かな社会を実現するために（生活支援）	相談支援体制の充実	<p>と共に、各相談支援機関をつなぐコーディネーター役の相談支援包括化推進員を配置し、対象世帯に対する包括的な支援を実施しています。</p> <p>また、関係する相談支援機関との連携のもと、潜在的なニーズを抱える人へのアプローチを実施しました。</p> <p>複雑・複合的な課題を抱えるケースが増加していることから、各相談機関のさらなる連携の強化が必要ですが、相談支援機関や担当者によって、相談内容を受け止める意識や対応、相談支援機関内での情報共有が不十分なところが見受けられることから、相談支援専門員の資質の向上及び多機関が連携した包括的支援体制を強化することが必要であります。</p>
	自立支援サービスの充実	<p>障がい福祉サービス事業所の情報やその他の社会資源をまとめた「栃木市障がい児者のための社会資源まるわかりガイド」を毎年作成し、市のホームページに掲載し、情報提供を行いました。</p> <p>障がい者の個々の状況や希望に合わせたサービスが利用できるよう「栃木市障がい児者のための社会資源まるわかりガイド」の充実及び地域に不足する社会資源の開発に取り組む必要があります。</p> <p>障がい者の特性やニーズに合わせたサービス等利用計画に基づき、一人ひとりに合わせた適切なサービスの提供を実施しました。</p> <p>利用者に対するサービスの質を高めるため、サービス計画作成を担う相談支援専門員の資質の向上が必要となることから研修会の実施などを進めていく必要があります。また、障がい者が必要なサービスを受けられる権利があることを周知するため、サービス利用のさらなる啓発に取り組む必要があります。</p>
	地域生活支援サービスの充実	<p>「栃木市くらしだいじネット」については、毎年システムの検証評価を行い、サービス事業所向けに実績や課題を報告するくらしだいじネット報告会を実施し、制度の充実を図ってきました。</p> <p>緊急時支援については、緊急時の支援体制、緊急時に備えた支援の充実、緊急時を見据えたチーム作りなどを行い、緊急時がおこらない、おこってもあわてない体制づくりを進めましたが、医療的ケアがある方や強度行動障害がある方などの緊急時の支援体制が整いにくいことから、引き続き市内事業所と連携しながら体制を整える必要があります。また、強度行動障害に対応するため、研修会への参加を進めていくこ</p>

共に生活できる安心して豊かな社会を実現するために（生活支援）	地域生活支援サービスの充実	<p>とも必要であります。</p> <p>親なき後を見据え、将来一人暮らし等の自立生活を目指す障がい者が体験施設で、一人暮らし生活を体験することが出来る一人暮らし体験事業を平成30年度から開始したところでありますが、利用者が増えていないことから、アンケート等で頂いたアイデアを参考に事業内容の見直しや周知等を検討していく必要があります。</p>
	ボランティアやNPO活動の推進	<p>共に支え合う地域共生社会を支えるボランティア人材の育成に向けて栃木市社会福祉協議会と連携して、福祉ボランティア養成講座を実施しボランティアの育成に取り組みました。</p> <p>とちぎ市民活動推進センター「くらら」の活動において、ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人のコーディネートを実施しました。また、障がい者支援を行うNPO法人に関する情報を市のホームページ等で市民の皆様への周知を図りました。</p> <p>障がい者の活動を支援するボランティアの育成や組織化に向けた支援に取り組む必要があります。また、ボランティア団体やNPO団体に働きかけを行い、障がい者とボランティア団体等を結び付ける仕組みが必要であります。</p>
人にやさしいまちづくりを進めるために（生活環境）	生活環境の整備	<p>生活環境の整備においては、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等に基づき、公共施設の整備を進めてきました。</p> <p>バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関しては、障がい者・高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、生活者・利用者の視点にあわせた対応が求められます。また、公共施設整備などのハード面の整備は進められていますが、今後は、利用者への情報提供や障がい者などの支援を必要とする利用者への理解促進などのソフト面を一体的に取り組む必要があります。</p> <p>大災害時には、公助にも限界があり、被害を最小限に抑えるためには、災害発生後の早い段階での救助が必要となることから、地域住民が自主的な防災活動を行う自主防災組織の育成や設立支援により、地域での共助の体制を整備できるよう啓発を行ってきました。</p> <p>災害時の地域での共助体制の一つである自主防災組織の組織数を増やすため、共助の必要性を周知するとともに設立に向けた啓発を進める必要があります。</p>
	交通環境の整備	<p>障がい者も利用しやすい交通環境を整備するために蔵タクの運行事業者（経営者と運転手）に対し、差別解消のための</p>

<p>人にやさしいまちづくりを進めるために（生活環境）</p>	<p>交通環境の整備</p>	<p>研修会を実施しました。</p> <p>障がい者を理由とする差別の解消のためには、継続的に啓発を実施していく必要があるほか、ふれあいバスの運行事業者（経営者と運転手）に対しても今後実施していく必要があります。</p>
<p>ニーズに応じた教育や療育を進めるために（教育・療育）</p>	<p>相談支援の充実</p>	<p>発達等に心配があり、特別な支援が必要と思われる就学前の子どもの保護者を対象に、就学に関する相談や就学先が決定するまでの説明を行いました。</p> <p>療育施設や医療機関等と連携を図り、特別な支援が必要と思われる子どもの情報共有のため、ケース会議を実施しました。</p> <p>特別な支援が必要と思われる児童生徒については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう「すくすくシート（個別の教育支援計画・個別の指導計画）」を作成し、校内の支援体制がより充実するよう努めました。</p> <p>一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図るため、関係機関とのさらなる連携や、支援情報の引継ぎによる一貫した支援体制を構築する必要があります。</p> <p>関係機関と連携し、児童の障がい特性や成長段階に応じた適切な福祉サービスの提供に向けたコーディネートを実施しました。</p> <p>また、相談支援体制の充実に向けて、障がい児福祉サービス事業所連携会議を開催し、関係機関との連携強化や、障がい児支援の現状及び課題の把握に努めました。</p> <p>児童発達支援管理責任者との連携や、他機関とのさらなる連携、相談支援専門員の支援の見立て（アセスメント力）や家族支援力等が課題となっていることから、引続き相談支援ネットワーク定例会や障がい児福祉サービス事業所連携会議において研修会や交流会等を開催し、他機関との連携強化や、障がい児支援に関する知識及び技術の向上を図る必要があります。</p>
	<p>保育体制の充実と療育体制との連携</p>	<p>障がい児受入れのための特別支援保育審査会による審議、保育の質の向上のための特別支援保育士研修会の実施、情報共有化のための支援児担当者交流会の開催及び療育施設見学会を開催しました。また、保護者支援のための講演会を開催しました。</p> <p>就学前の児童の受入れや障がいの特性に応じた保育を行うために保育士の資質向上等を引続き進める必要があります。</p>

	<p>本人の状況を把握した教育環境の充実</p>	<p>発達等に心配があり、特別な支援が必要と思われる就学前の子どもの保護者を対象に、就学に関する相談や就学先が決定するまでの流れの説明を行いました。子どもたちが安心して学校生活を送れるように、保護者の承諾を得た上で、療育機関や幼稚園、認定こども園、その他関係機関と情報共有を図りました。</p> <p>子どもたちの障がいの状況、子どもや保護者の思いは様々であり、一人ひとりの障がいの状態等に応じた、きめ細かな指導・支援の充実のため、関係機関とのさらなる連携や、支援情報の引継ぎによる一貫した支援体制を構築する必要があります。</p>
<p>ニーズに応じた教育や療育を進めるために (教育・療育)</p>	<p>生涯学習活動の促進</p>	<p>共生社会の実現を目指し、障がい者の社会参加の促進及び障がいのない方と障がい者が一緒に参加し、障がい者への理解を深めていただくため、文化的要素のカラオケ大会や写真展、スポーツ的要素の車椅子ダンス教室などを開催しました。</p> <p>また、フライングディスクなどの障がい者スポーツを通して、障がい者への理解を深めてもらい、地域で開催される講座においてフライングディスクが取入れられるなど、障がい者スポーツへの関心が高まっています。</p> <p>共生社会を実現するために、障がい者への理解を深めていくには、多くの方に、また、特に若い世代に行事等に参加していただくことが重要であることから、行事等の情報発信に関して、SNSを活用するなど、効果的な方法で周知を図っていくことが必要となります。</p> <p>障がい者の自主的な学習活動を支援するために、図書館での朗読活動の支援や市民向け講演会において手話通訳や要約筆記者を配置しました。今後は、朗読活動を担う人材の育成に取り組んでいく必要があります。</p>
<p>自立・社会参加を進めるために (雇用・就業)</p>	<p>就労支援の充実</p>	<p>障がい者が経済的に自立するため、公共職業安定所などの労働行政関係機関、民間企業と連携しながら、就労希望者に対して、事業所の紹介や、事業所見学の調整、手続き関係の補助等、就労に向けたサポートを実施しました。</p> <p>福祉的就労として障がい福祉サービスを利用した就労支援（就労継続支援A型・B型）の支給決定や一般就労に向けた支援としての就労移行支援の支給決定を行いました。</p> <p>就労継続支援B型のサービス利用者、生活介護のサービス利用者の工賃向上のため、庁内をあげて物品や役務を障がい者施設に発注する優先調達を推進しました。また、優先調達には該当しませんが、市職員が障がい者施設から積極的に昼食の弁当を発注しています。</p>

自立・社会参加を進めるために (雇用・就業)	就労支援の充実	<p>障がい者が仕事を継続していくためには、障がいに対する周囲の理解が必要であることから、引続き事業主等への理解促進を図っていく必要があります。</p> <p>就労移行支援事業所が市内に1か所しかなく、障がい者のニーズにあったサービスが充足していないため、通える事業所を増やしていく必要があります。併せて、障がい者施設での新たな商品開発や物品・役務の発注を民間に拡大するなど工賃向上の取組みを進める必要があります。</p>
	雇用支援の充実	<p>障がい者の一般就労に向けた支援としての就労移行支援の支給決定、職場への定着支援としての就労定着支援の支給決定を行いました。</p> <p>障がい者雇用の場を増やすため、雇用主に対する啓発等の取組みをより充実させていく必要があります。</p>
健やかに暮らすために (保健・医療)	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	<p>乳幼児健診、健康診断、特定保健指導等を行い疾病等の予防及び早期発見に継続的に取り組んでおり、乳幼児健診の受診率は高い一方、健診受診率等は伸び悩んでいる状況であるため、継続的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員による相談体制を整えるとともに、必要に応じ専門機関に情報提供を行う等、きめ細かな支援を医療機関等とも連携しながら、本人及び家族への障がい受容への支援を行いました。また、家族等からの相談に対し、医療機関の紹介、障がい福祉サービスの説明等を行い、適切な相談を実施しました。</p> <p>医療機関とさらに連携を図りながら適切に医療につながる体制作りを進める必要があります。また、障がい受容がない段階における公的なサービスが不足しているため、障がいの有無にかかわらず利用できるサービスの検討を行う必要があります。</p>
	障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実	<p>障がい者やそのご家族の相談に応じ、障がい者が地域で安心して生活を送ることが出来るよう医療機関などの関係機関と連携しながら福祉サービス等の利用に向けて相談支援を行いました。また、必要に応じて市内相談支援事業所のバックアップを行いました。</p> <p>障がい福祉サービスの利用に向けた相談体制を整え、個別ケースに応じた障がい福祉サービスの説明を行うとともに、手帳交付時に手当・障がい福祉サービス・医療サービス等の情報提供を本人及び介護者に行いました。</p> <p>障がいに対する適切なサービス利用につなげるために、家族等に対する障がいの理解促進をさらに進めていく必要があります。</p>

健やかに暮らすために (保健・医療)	障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実	<p>ひきこもりの状態にある人は、精神疾患や発達障がいなどをかかえている場合もあり、必要に応じて適切に医療機関の受診につなげることが求められています。また、支援が必要にも関わらず、本人の拒否等で福祉サービス等の利用につながらないケースがあります。</p> <p>市で給付決定を行う日常生活用具については、社会情勢の変化に柔軟に対応していくことが求められており、他自治体の状況等も参考にしながら充実を図っていくことが必要となります。</p>
	健康づくりの充実	<p>障がい者の医療費負担の軽減を図るための重度心身障がい者医療費助成制度について、手続きを簡略化するため平成29年度から現物給付を導入しました。また、令和4年度からは、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者として加えました。</p> <p>重度心身障がい者医療費助成制度の対象要件を満たしているにもかかわらず、受給資格の登録を行っていない方（未登録者）への対応が必要となります。</p>
地域での共生を進めるために (権利擁護・情報の保障)	権利擁護のための取組み強化	<p>障がい者虐待防止に関するさらなる意識向上のため、施設長や管理者を対象とした虐待防止研修を実施しました。</p> <p>知的障がいや精神障がいにより判断能力が低下した方に対する成年後見制度利用の相談や申立て支援の実施、費用負担が困難な方に対する申立て費用の支援及び成年後見人等への報酬助成を行いました。</p> <p>事業所内で研修内容の共有が行われていない可能性もあり、虐待防止の意識を支援者全体に広げていくことが必要となります。</p> <p>共生社会の理念の普及及び障がい者に対する理解の促進のため、栃木市手話言語条例を制定しました。また、ろう者の情報保障及び社会参加機会の確保のため手話通訳者、要約筆記者の派遣を行いました。</p> <p>障がい者と相互理解の推進のため手話言語条例を含め障がいの理解を深める場の提供を検討し、啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>障がい者への差別解消を目的に蔵タクの運行事業者を対象に研修会を開催しました。</p> <p>差別解消の取組みは継続的に粘り強く進める必要があります。今後は、障がい者の日常生活に関わる他の業種にも研修の機会を広げて行く必要があります。</p>

<p>地域での共生を進めるために（権利擁護・情報の保障）</p>	<p>情報提供の充実</p>	<p>障がい者の福祉サービスの自己選択や自己決定を促すため、市内の社会資源をまとめた「栃木市障がい児者のための社会資源まるわかりガイド」を作成し、ホームページ等で公開しましたが、ホームページを閲覧することが出来ない方に対する情報発信の方法を検討する必要があります。</p> <p>ろう者の意思疎通支援と情報提供機会の確保を目的として、障がい福祉課への手話通訳者の配置、筆談ボードや音声文字入力及び遠隔手話通訳に対応できるタブレットの導入を行いました。</p> <p>手話通訳者不在の際のろう者の申請・相談対応については、遠隔手話通訳に対応できるタブレットの活用等によりコミュニケーションに支障が生じない対応ができるよう取り組む必要があります。</p> <p>障がい者への情報提供については、従来の広報紙やホームページの他に、現在有効なツールとなったSNSなどを活用し、情報提供を行いました。また、障がいの状況により、利用できるサービスや該当となる手当が異なることから、手帳交付時の窓口での面談が効果的であるため、一人ひとり丁寧な情報提供を行いました。</p> <p>情報提供ツールの進化がめざましいため、一人ひとりに対応できる情報ツールを常に検討する必要があります。</p>
	<p>意思疎通支援体制の充実</p>	<p>ろう者の申請時の手話による意思疎通支援、相談対応のために手話通訳者の配置を行いました。また、ろう者の情報保障や社会参加機会の確保のため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行いました。</p> <p>手話通訳者不在の際のろう者の申請・相談対応及び緊急時の迅速な情報伝達手段の構築についても取り組んでいく必要があります。</p>

第2項 アンケート・ヒアリングなどから見えてくること

計画策定にあたり、障がい者手帳を所持する方等へのアンケート及び障がい福祉サービスを利用する方や障がい福祉サービス事業所で支援に従事する職員へのヒアリング調査、障がい団体との懇談会を実施し、次のように考察しました。（資料編のグラフ参照）

（1）地域で暮らしていくために（生活・福祉サービス・環境整備・就労）

<アンケートから>

- ・5年後どこで生活したいかについては、「自宅で暮らしたい」が76.8%と最も多く、次いで「貸家・アパートで暮らしたい」が8.1%となっています。
- ・療育手帳所持者の5年後どこで生活したいかについては、「グループホームまたはサービス付き高齢者向け住宅で暮らしたい」「福祉施設（障がい者支援施設、老人福祉施設）で暮らしたい」の割合が他の障がい手帳所持者に比べ多くなっています。
- ・福祉施設で生活したい理由については、「介護を行う家族が高齢である。または介護者がいない」が44.8%と最も多く、次いで「施設等の見守りを必要としている。」が34.5%となっています。
- ・平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている（余暇活動をしている）」が47.4%と最も多く、次いで「家事をしている」が28.0%となっています。
- ・外出する際の移動手段については、「自家用車（本人または家族の運転）」が79.1%と最も多く、次いで「自転車・徒歩」が28.1%となっています。
- ・収入を得て仕事をしている人は、24.4%で、勤務形態については、「パート・アルバイトなどの非正規雇用」が36.6%となっており、次いで「正規雇用」が23.6%となっています。
- ・収入を得ている人の収入については、「一般就労所得」が86.2%と最も多く、次いで「障害者年金等の年金」が25.2%となっています。
- ・収入を得ていない人は全体の75.6%ですが、その内「仕事をしたい」が20.6%、「仕事はしたくない」が15.6%、「心身の状況でできない」が36.7%となっています。
- ・利用している障がい福祉サービス等の上位は、「通所介護（介護保険）」「就労継続支援A型・B型」「日中一時支援」となっています。今後利用したい障がい福祉サービス等の上位は、「短期入所（ショートステイ）」「同行援助・行動援護・移動支援」「訪問介護（介護保険）」及び「施設入所（特別養護老人ホーム等）」となっています。
- ・障がい福祉サービスを利用して良かったことについては、「生活リズムが整い、規則的な生活が送れるようになった」が50.0%で最も多く、次いで「家庭での介護する人の負担が減った」が44.4%となっています。
- ・障がい福祉サービスを利用して不便なことや困ったことについては、「特に困ったことはない」が17.1%と最も多く、次いで「どこの事業者が良いかわからない」が6.3%と多くなっています。

<ヒアリングから>

- ・障がい者の保護者からは、親なき後の生活の場として、グループホームが必要である。また、

慣れ親しんだ事業所でお世話になりたい。

- ・ヘルパー事業所の数が少ないため、通院介助・生活介護のサービス利用に関して苦勞している。
- ・就労支援B型を利用しているが、就労支援A型事業所が見つければ利用したいと思っており、将来的には一般就労をしたいと思っている。
- ・事業所までは、両親の送迎で公共交通機関は利用していないが、両親の高齢化に伴い送迎が厳しくなるとふれあいバスや蔵タクの利用が増えてくると思う。

<懇談会から>

- ・重度障がい者の家族がグループホームを望む声は聞いているが、看護師の夜間配置など運営上の課題も多いため行政からの支援が必要であると考える。
- ・障がい者就労については、市内企業からの求人等がほとんどない状況であり、企業の採用に対する意識が低いと感じる。

【考えられる必要な支援策】

障がい者の地域での生活については、これまで暮らしてきた地域で暮らし続けたいと思う障がい者が多い状況の中で、障がい者の生活を支えている介護者の年齢が65歳以上の家庭が37.6%となっており、介護者の高齢化に伴い、生活の場を施設やグループホームなどに移行したいと考えている障がい者もいる状況であります。

障がい者の生活の場は、障がい者本人の考えや家族・介護者の状況に伴って、変わっていくことが考えられます。そのようなことから、障がい者の様々なニーズに対応できるよう障がい福祉サービスをさらに充実させていく必要があります。

また、強度行動障害に対する支援体制については、支援ニーズの把握及び課題整理を行い、福祉施設と連携した支援体制の整備について取り組む必要があります。

障がい者の外出時の移動手段に関しては、79.1%の方が自家用車での移動となっておりますが、障がい者本人や介護者の高齢化に伴い、鉄道・ふれあいバス・蔵タクなどの公共交通機関の需要が高まることから考えられるため、公共交通機関の維持と利便性の向上に取り組む必要があります。

さらに、障がい者が地域で自立した生活をするためには、経済的な自立が必要となることから、就労に向けた支援の充実を図るほか、市内事業所への障がい者雇用の啓発等に取り組む必要があります。

(2) 医療的ケアが必要な方のために

<アンケートから>

- ・現在受けている医療的ケアについては、「服薬管理」が15.9%、「ストマ」が6.0%、「人工透析」が5.2%となっています。
- ・医療的ケアで困っていることは、「特に感じていない」が38.7%と最も多く、次に「通院・通学先が遠い、少ない」が10.5%、「家族以外の支援者・介助者が少ない」が8.9%となっています。

<ヒアリングから>

- ・医療的ケアの介護では、医療用のテープ、夜間のおむつ、点滴パックの消毒液など医療費以外の負担があるため、購入に関する支援があると良い。
- ・医療的ケア児者が入所できる施設の整備と医療機関で一時預かりを行ってもらえるよう働きかけをして欲しい。

<懇談会から>

- ・障がい者支援の仕事を魅力ある仕事であることをPRしていくとともに、看護師などの専門職の育成に行政も取り組んでほしい。
- ・重度障がいや医療的ケアが必要な人を受け入れるサービス事業所が少ない。(受入れ日や受入れの条件が合わないと利用が難しい状況)

【考えられる必要な支援策】

医療的ケアが必要な障がい者については、医療機関や訪問系医療サービスなどが連携した医療的ケアが充実しておりますが、24時間体制で介護を担っている家族(特に母親)の介護負担が大きい状況であります。

介護者の病気や災害時などの緊急時の対応についても、医療専門職の配置の関係から障がい福祉サービス事業所での一時預かりが難しく、レスパイトのための短期入所の確保について医療機関と連携しながら取り組む必要があります。

また、介護者が亡くなった後も医療的ケアを継続しながら、生活できる入所系のサービスの確保についても検討する必要があります。

(3) 緊急時に備えるために（災害）

<アンケートから>

- ・災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が39.3%、「できない」が36.3%となっています。
- ・近所にあなただを助けてくれる人はいるかについては、「いる」が27.2%、「いない」が32.9%となっています。
- ・災害時にどんな人の助けがあれば良いかについては、「ご近所の方」が50.0%と最も多く、次いで「別居している親族、家族が」47.0%となっています。

<ヒアリングから>

- ・災害時などは、介護者（母親）が避難所に連れていくことができるが、点滴を行っている場合は、同居の家族の協力がないと避難できない。
- ・災害時に避難所へ避難することはできるが、酸素吸入の電源を確保できない場合は、避難所にいられない。

<懇談会から>

- ・重度障がいや医療的ケアが必要な人に対する、災害時支援（救助、ケア体制）の整備を進めて欲しい。
- ・医療的ケアが受けられる避難場所の確保や避難場所を事前に決めておく制度などを整備して欲しい。

【考えられる必要な支援策】

本市においては過去2度の被災経験による防災意識の高まりにより、58.9%の人が避難場所を知っている状況であります。

また、災害時に一人で避難ができない人も36.3%おり、半数の人が災害時にご近所の方の手助けを望んでいます。

災害が発生した場合は、ご近所や自治会などの、より身近な人たちの互助の力が必要となることから、自主防災組織や自治会等での支え合い活動などの体制整備を推進していく必要があります。また、重度の障がいや医療的ケアが必要な人については、事前に個別避難計画の策定を進める必要があります。

(4) よりよい生活につなげていくために（相談・情報）

<アンケートから>

- ・悩みや困ったことを相談する相手について、「家族や親族」が73.0%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.0%となっています。
- ・障がいのことや福祉サービスなどに関する情報について、「市の広報紙、市のホームページ」が33.3%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が26.4%となっています。
- ・情報を入手したり、コミュニケーションをとる上で困ることについて、「うまく質問できない、伝えられない」が20.6%と多くなっています。

<ヒアリングから>

- ・障がい者向けサービスについてサービスごとのパンフレットではなく、総合的なパンフレットがあるとうれしい。
- ・障がい者に対する各種手当や支援制度について、自分から調べないといけないので、支援制度の周知を分かりやすくしてほしい。

<懇談会から>

- ・障がい者相談支援専門員（相談員）が保護者の思いを汲み取り、親身になって対応してくれる相談員が少ないし、知識や情報量など質に個人差がある。
- ・介護者（親）としては、相談員に関する情報が乏しいことから、最初に関わる相談員の能力等によっては、思ったようなサービス利用につながらない。また、他の相談員に変更したくても変更できないのが実態である。

【考えられる必要な支援策】

障がいに関する相談については、事業所の相談支援専門員などが相談窓口となることから、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な相談、助言、研修会を実施し、人材育成や他機関、多職種との連携を強化する必要があります。

また、福祉サービスに関する情報などについては、障がいの特性に応じた情報伝達方法の配慮が必要となります。全ての障がい者に対して正確な情報が伝わるよう様々な媒体を活用し、わかりやすい情報提供に心掛ける必要があります。

(5) 権利を守っていくために（啓発・権利擁護）

<アンケートから>

- ・差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」が25.0%となっています。療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者では、約4割が「ある」となっています。
- ・栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の認知については、「まったく知らない」が70.2%となっています。
- ・成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が34.3%となっています。

<ヒアリングから>

- ・成年後見制度の利用が必要な障がい者に対する申立て等の手続きや、成年後見制度が必要であることの理解を得ることが難しい。
- ・障がい者差別解消のための合理的配慮に関してもっと分かりやすく周知してはどうか。

<懇談会から>

- ・障がい児の親は将来的に成年後見制度の利用が必要となるので、制度の周知を行ってほしい。相談先など分からないことがあるので併せて周知をお願いしたい。

【考えられる必要な支援策】

障がいを理由とする差別を受けたことのある人が4人に1人となっています。また、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例について全く知らないが7割を超えています。

障がい者への差別の解消には、障がいを正しく理解することが最も重要であるため、広報、講演会及び出前講座などを通して市民への障がいへの理解促進をさらに進める必要があります。

また、事業所による差別解消に向けた合理的配慮が義務化されることを受け、本市条例も同様に改正することから、市内の事業所に対して合理的配慮の義務化の周知等に取り組む必要があります。

(6) 福祉のまちづくりへの障がい者のニーズ（アンケートから）

障がい者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

【身体障害者手帳】	
	①道路・建物・駅などの整備（スロープ、手すり、トイレ、エレベーター等）
	②障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発
	③在宅サービス・通所サービスの充実
【療育手帳】	
	①障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発
	②在宅サービス・通所サービスの充実
	③障がい者に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援
	③災害時支援体制の充実
【精神障害者保健福祉手帳】	
	①障がい者への就労や生産活動の機会の提供
	②障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発
	③相談機能の充実
【指定難病（特定疾患）受給者証】	
	①障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発
	①災害時支援体制の充実
	③道路・建物・駅などの整備（スロープ、手すり、トイレ、エレベーター等）
【障がい児】	
	①学校等における福祉教育の充実
	②相談機能の充実
	③早期発見・早期療養サービスの充実

第3項 基本理念

本市のまちづくりの指針となる第2次栃木市総合計画の基本構想では、「子育てに優しくいつまでも健康で生きがいのもてるまち」を福祉・医療・健康の基本方針とし、子育て環境の充実、医療体制の強化及び誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域共生社会の仕組みづくりを進めることとしています。

また、本市福祉分野の上位計画である第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標では、福祉分野が共通して取り組む必要のある地域生活課題の解決に向けて、自助・互助・共助・公助の4つの助を共有し、地域自らが考え、地域自らで解決していく地域力の強化の推進と複合化・複雑化する生活課題に対して、適切な福祉サービスを提供できる全世代型の包括支援体制の更なる充実を進めることとしています。

障がい福祉分野においては、地域で暮らすすべての人たちが、障がいや障がい者を理解し、地域社会を構成する一員として、お互いを認め合い、支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会を構築していくことが重要となります。

本計画では、第2次栃木市総合計画の基本方針及び第2期栃木市地域福祉計画の基本目標とともに障害者基本法の理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を現実のものとするために栃木市障がい福祉プランの基本理念を次のように定めます。

すべての人がいきいき暮らす
やさしさあふれる あったかとちぎ

SDGsへの貢献

SDGsは、国連で採択された令和12年を達成期限とする持続可能な世界を実現することを目指した17の目標です。本計画においても、各施策にSDGsの理念を取り入れ「誰一人取り残さない」社会の実現を目指していきます。

SDGsの17の開発目標

	<p>目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p>目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>目標4 すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>		<p>目標5 男女の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。</p>		<p>目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する。</p>
	<p>目標7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>		<p>目標8 すべての人々のための包括的かつ持続可能な経済成長、雇用、働きがいのある人間らしい仕事を推進する。</p>		<p>目標9 強靱なインフラを整備し、持続可能な産業を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。</p>
	<p>目標10 国内及び国家間の不平等を是正する。</p>		<p>目標11 都市を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする。</p>		<p>目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。</p>
	<p>目標13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。</p>		<p>目標14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>		<p>目標15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。</p>
	<p>目標16 公正、平和かつ包括的な社会を推進する。</p>		<p>目標17 持続可能な開発に向けてグローバルパートナーシップを活性化化する。</p>		

第4項 施策の体系

基本理念

基本方針

施策の展開

「すべての人がいきいき暮らす
やさしさあふれる
あったかとちぎ」

1 心の壁をなくすために
(啓発・広報)



- 1 障がいについての正しい理解の促進
- 2 広報活動の推進

2 共に生活できる安心で豊かな社会を実現するために
(生活支援)



- 1 相談支援体制の充実
- 2 自立支援サービスの充実
- 3 地域生活支援サービスの充実
- 4 ボランティアやNPO活動の推進

3 人にやさしいまちづくりを進めるために
(生活環境)



- 1 生活環境の整備
- 2 交通環境の整備

4 ニーズに応じた教育や療育を進めるために
(教育・療育)



- 1 相談支援の充実
- 2 保育体制の充実と療育体制との連携
- 3 本人の状況を把握した教育環境の充実
- 4 生涯学習活動の促進

5 自立・社会参加を進めるために
(雇用・就業)



- 1 就労支援の充実
- 2 雇用支援の充実

6 健やかに暮らすために
(保健・医療)



- 1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 健康づくりの充実


7 地域での共生を進めるために
(権利擁護・情報の保障)



- 1 権利擁護のための取組み強化
- 2 情報提供の充実
- 3 意思疎通支援体制の充実

第5項 ライフステージでとらえた障がい福祉施策

ライフ ステージ	目 標	基本 施策	福祉サービスの内容（例）
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの早期発見と早い段階からの療育 ・保護者の不安軽減 ・年齢で途切れない支援体制 ・相談支援の充実 ・地域における子育て支援 ・保護者との情報交換 ・障がいの理解促進 ・医療的ケア児支援の連携体制構築 ・支援者の資質向上 <div data-bbox="384 1032 691 1272" style="text-align: center;">  </div>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>6</p> <p>7</p>	<p>乳幼児健康診査 健診事後教室</p> <p>乳幼児発達相談</p> <p>5歳児発達相談</p> <p>こどもなんでも相談窓口</p> <p>医療相談</p> <p>巡回相談</p> <p>スキルアップ研修</p> <p>ペアレントトレーニング</p> <p>保育所・認定子ども園等</p> <p>児童発達支援センター（児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）</p> <p>未就学児ことばの教室</p> <p>居宅介護・重度訪問介護</p> <p>重度障がい者等包括支援</p> <p>短期入所</p> <p>補装具費の支給・日常生活用具給付</p> <p>日中一時支援事業</p> <p>同行援護・行動援護・移動支援</p> <p>障がい児入所支援</p> <p>こども医療費助成</p> <p>自立支援医療（育成医療）</p> <p>小児慢性特定疾病医療費助成</p> <p>未熟児養育医療</p> <p>未成年後見制度</p> <p>特別児童扶養手当等の手当 等</p>
	学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育と福祉との早期からの関わり ・保護者の不安軽減 ・年齢で途切れない支援体制 ・地域での交流促進 ・本人の状況を把握した適切な教育環境の提供 ・障がいの理解促進 ・医療的ケア児支援の連携体制構築 ・支援者の資質向上 	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>6</p> <p>7</p>

ライフ ステージ	目 標	基本 施策	福祉サービスの内容（例）
学齢期			日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 同行援護・行動援護・移動支援 障がい児入所支援 意思疎通支援事業 こども医療費助成 自立支援医療（育成医療） 小児慢性特定疾病医療費助成 未成年後見制度 特別児童扶養手当等の手当 等
成年期	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の有効活用及び不足している社会資源の開発 ・年齢で途切れない支援体制 ・就労支援 ・障がいの理解の促進 ・地域での交流促進 	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	相談支援（特定・一般） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A・B型 地域活動支援センター 居宅介護・重度訪問介護 重度障がい者等包括支援 短期入所 療養介護・生活介護 補装具費の支給・日常生活用具給付 日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 同行援護・行動援護・移動支援 意思疎通支援事業 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援 自動車改造助成事業 自立支援医療（更生医療・精神通院） 重度心身障がい者医療費助成 難病医療費助成 成年後見制度（利用支援事業） 障害基礎年金・障害厚生年金 等 特別障害者手当等の手当 等
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に配慮した介護サービスの提供 ・社会資源の有効活用及び不足している社会資源の開発 ・年齢で途切れない支援体制 ・就労支援 ・障がいの理解の促進 ・地域での交流促進 	① ② ③ ④ ⑤	相談支援（特定・一般） 就労継続支援B型 介護保険・高齢者福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護 重度障がい者包括支援 短期入所 療養介護・生活介護 補装具費の支給・日常生活用具給付 日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 同行援護・行動援護・移動支援 意思疎通支援事業 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援 自立支援医療（更生医療・精神通院）

ライフ ステージ	目 標	基本 施策	福祉サービスの内容（例）
高齢期		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">6</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">7</div>	重度心身障がい者医療費助成 難病医療費助成 成年後見制度（利用支援事業） 障害基礎年金・障害厚生年金 等 特別障害者手当等の手当 等

第6項 サービス・事業内容

各種の障がい者福祉サービスと事業内容は次のとおりです。

・障がい児保育

集団保育が可能な障がい児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、障がいを持たない児童との交流保育を行います。

・特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

・放課後児童健全育成事業

保護者が、就労等により昼間家に居ない小学校に就学している児童に対し、健全な育成を図るため、放課後に適切な遊び及び生活の場の提供を行います。

・児童発達支援・放課後等デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

・保育所等訪問支援

保育園や認定こども園等に通園する子どもに対し、身の周りの自立や友だちと遊ぶ力をつける支援を行います。

・居宅訪問型児童発達支援

外出が困難な未就学重度障がい児に対し、自宅への訪問による発達支援を行います。

・医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作指導、知識技能付与、集団生活への適応訓練を行います。

・児童発達支援センター

障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適用のための訓練を行います。

・自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・就労移行支援
 - 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・就労選択支援
 - 就労アセスメント手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性にあった就労選択の支援を行います。
- ・就労継続支援（A型、B型）
 - 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・地域活動支援センター
 - 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。
- ・施設入所支援
 - 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
- ・共同生活援助（グループホーム）
 - 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- ・短期入所（ショートステイ）
 - 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ・相談支援
 - 障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
 - サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
- ・地域移行支援
 - 施設入所者、精神科病院入院者の地域での生活に移るための住居探しなどに関する相談等の支援を行います。
- ・地域定着支援
 - 一人暮らしをしている障がい者の緊急時等の相談支援を行います。

- ・自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム、病院等を利用していた障がい者のうち、一人暮らしに移行したサービス利用者に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活上の課題や体調変化、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。また、利用者からの随時の相談、電話、メールなどへの対応も行います。

- ・就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている人に、課題解決に向けた必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

- ・居宅介護（ホームヘルプ）

自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

- ・重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。

- ・同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含）、移動の援護等の外出支援を行います。

- ・行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な支援を行います。

- ・移動支援

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。

- ・重度障がい者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

- ・療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

- ・生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
- ・日中一時支援事業

家族の就労及び介護者の一時的な休息を保障するため、その間の見守り等の支援が必要であると認められる障がい者に対し、宿泊を伴わない範囲で障がい者の日中等における活動の場を確保します。
- ・意思疎通支援事業（コミュニケーション支援）

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います。
- ・補装具費の支給

身体障がい者が失われた身体機能を補完または代替するために使う用具の費用の一部を支給します。
- ・日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
- ・訪問入浴サービス事業

在宅の障がい者に対し、家庭における入浴サービスを行います。
- ・自動車改造助成事業

重度身体障がい者の就労等社会復帰の促進を図るため、身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に適応するよう改善する為の助成を行います。
- ・福祉タクシー料金助成

公共交通機関を利用することが困難な重度の障がい者に対し、福祉タクシー利用の助成を行います。
- ・自立支援医療

心身の障がいを除去、軽減するための医療について、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の給付を行います。
- ・成年後見制度利用支援事業

知的障がい者、精神障がい者で意思能力が乏しく、日常生活を営む上で支障があると認められる者等について、成年後見等の審判を申立てること及び費用の助成を行います。

- ・理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

- ・手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

- ・緊急時支援事業

介護を行う家族等の病気等の緊急時に、居宅での生活ができない障がい者等に対して、短期入所、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、相談支援を行います。

- ・一人暮らし体験事業

地域において一人暮らし等の自立生活を目指す障がい者等に対して、体験施設での生活体験の提供を行います。

第4章 施策の展開

アンケート、市内の障がい福祉サービス事業所の利用者その保護者へのヒアリング調査、障がい団体との懇談会等から、障がいについてさまざまな場面における課題が明らかになりました。

それらを受けて第4章では、第3章のこれまでの実績・評価と課題を再考し、7つの基本施策と目標をあげて、施策の展開を具体化していきます。

基本施策1 心の壁をなくすために（啓発・広報）



I 障がいについての正しい理解の促進

【課題】

障がい者の多くは、社会の中で、精神的身体的なストレスを受けています。それは、真に地域で安心して生活を送ることができる社会づくりがまだまだ進んでいないためです。これを、よりよい社会とするためには、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の理念の普及を図り、障がい者に対する理解の促進と啓発活動の推進が必要です。

【目標】

- (1) 児童・生徒を含む全ての市民や民間事業者等が互いに尊重し合い、共に生活する社会を目指して障がいや障がい者についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。
- (2) 文化やスポーツ活動などの社会交流を通して、同じ地域に暮らす仲間としての相互理解や親睦を深めます。
- (3) 障がい者の支援や障がいへの理解、啓発を行う、市民ボランティアの養成を関係機関と連携し推進します。
- (4) 市及び民間事業者が事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害しないようにし、障がい者に対する社会的障壁の除去の実施について、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を行います。
- (5) 市は、「栃木市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応基本指針」及び「障がいのある方へのサポートマニュアル」に基づき、必要に応じた職員研修を行い、障がいや障がい者についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。

参考

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資することを目的とし、差別解消のための措置として次の事が規定されています。

- 差別的取扱いの禁止

行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。【行政機関も事業者も義務規定】

- 合理的配慮不提供の禁止

障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。【行政機関も事業者も義務規定】

2 広報活動の推進

【課題】

障がい者は、障がいに対する市民の理解と配慮を求めています。市民一人ひとりが、勇気と行動力を持つことが大切です。また、安心して住みよい地域と社会を作るためには、地域住民等のボランティア活動への参加協力を求めるとともに、その地域資源の活用を図ることが必要です。

【目標】

- (1) 広報活動には多くの人の参加を目指し、一人ひとりが大切な地域資源として、障がいへの理解促進について発信します。
- (2) 広報紙、コミュニティFM、テレビや新聞などのメディア、ホームページ、SNSなど、多様な媒体を活用して、やさしい言葉、図、映像などを使ってわかりやすく伝える工夫をした上で、障がいへの理解の啓発を継続的に行います。
- (3) 広報の活用をはじめ、「障がい者週間」等には障がい者と地域住民が互いに交流できる機会や障がい者同士の交流など、相互に理解を深めるためのふれあいの場づくりの充実に努めます。
- (4) 障がいへの理解促進活動を行う、市民ボランティアの養成についても検討します。

I 相談支援体制の充実

【課題】

「障がいの認定を受けるには、どうしたらよいのか」、「家族や友人のことで困っている」など、広報媒体だけではわからないことを社会福祉専門職に相談ができることは大変重要です。また、実際に医療や保健、福祉サービスを利用している障がい者にとっては、地域における生活への移行や定着のため、相談支援にあたる相談支援専門員等の社会福祉援助職の資質の向上が求められます。

特に、障がい者本人の課題だけでなく、家族に複数の障がい者がいる、生活困窮、ひとり親家庭など複雑かつ複合的な課題を抱えるケースも多く、「縦割り」から「世帯丸ごと」への重層的な支援が必要となるため、各相談支援機関が連携した包括的支援体制の強化が必要です。

【目標】

- (1) 市の担当職員は、障がい者の保護者、または介護者からの基本的な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関との連絡調整が図れるよう、資質の向上に努めます。
- (2) 栃木市障がい児者相談支援センターは、基幹相談支援センターとしての機能（専門的な相談、地域の相談支援体制の強化及び虐待防止、権利擁護のための援助等）を強化し、障がい者相談の中核機能を果たすとともに、複合的課題を抱えるケースに対して、多機関協働の包括的支援体制の中で解決に向けて連携を図ります。
- (3) 栃木市障がい児者相談支援センターの基幹相談支援センター機能に加え、強度行動障害、高次脳機能障害に対する支援及び精神障がい者への対応も含めた地域包括ケアシステム構築を担うための機能強化について検討します。
- (4) 障がい者への相談支援をより効率的に行えるよう、相談支援業務の民間事業所への委託など栃木市障がい児者相談支援センターの運営について検討を行います。
- (5) 障がい児に対する重層的な地域支援を推進する児童発達支援センターを整備します。なお、発達支援にあたっては、中核的な役割を果たすことになる児童発達支援センターにおいて、事業所と緊密な連携のもとスーパーバイズ・コンサルテーション機能を担っていきます。

（注釈）

「スーパーバイズ」とは、これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、スーパーバイザー（学識経験者など）により、アドバイス・指導をしてもらうことを言います。

「コンサルテーション」とは、異なる専門性をもつ複数の者が、支援対象となる問題状況について検証し、よりよい支援のあり方について話し合うプロセスのことを言います。

2 自立支援サービスの充実

【課題】

乳児期から高齢期それぞれのライフステージにおける生活課題は、様々であり、障がい特性によってもニーズは違います。障がい者本人の「生活のしづらさ」や「どのように生活をしたいのか」など、十分なアセスメントを経て、サービス等利用計画が作成され、適切な支援計画に基づいた、サービス提供支援が実行されることが重要です。

また、一人ひとりの状況や希望に合う障がい福祉サービス事業所が、わからないあるいはサービスを利用したいときに何らかの理由で利用できないというような課題があり、障がい福祉サービス事業所の情報提供・情報開示を進めるほか、地域に不足する社会資源をどのように開発し、解決していくのかを地域で協議、検討するにあたり体制の強化が必要となります。

【目標】

- (1) 適切なサービス等利用計画が作成されるよう、計画作成を担当する相談支援事業所、相談支援専門員の増を図るとともに、相談支援専門員の専門性を高めるための研修やスーパービジョンを実施します。

(注釈)

「スーパービジョン」とは、施設や事業所で指導者（スーパーバイザー）によって行われる専門職としての援助者（スーパーバイジー）を養成する過程のことをいいます。指導者が援助者と定期的に面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的とするものです。

- (2) 適切な障がい福祉サービスの提供となるよう、支給決定の的確性、迅速性を心がけます。
- (3) 障がい福祉サービス事業所の情報提供について、ホームページのほか、紙媒体によるパンフレットなど多様な情報媒体を活用して、情報を必要とする方に適切に届くよう情報発信を行うとともに、障がい福祉サービス事業者自身の情報開示を推進します。
- (4) 多様な関係機関や関係者が集う栃木市障がい者等自立支援協議会について、地域課題を整理し、地域に不足する社会資源の創出などの地域支援体制の整備の取組みを活性化します。
- (5) 親なき後を見据えた障がい福祉サービスの提供体制の整備及びサービスの充実を進めます。

3 地域生活支援サービスの充実

【課題】

障がい者施策の基本的な理念は、住み慣れた地域で自立して生活していくことを支援する仕組みづくりを推進することです。障がい特性や年齢等の状況に応じた、地域での生活を支援することが重要です。そのためには、日常生活に必須であるサービスの提供のほか、健康の維持や生活への潤い、生きがいとしての余暇の支援として、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を気軽に楽しめるような環境づくりが求められています。

また、障がい者の障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等の整備として、「栃木市くらしだいじネット」を整備しましたが、システムの検証評価及び事業所での実績や課題を整理し、さらなる制度の充実を図る必要があります。

【目標】

- (1) 日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障がい者の状況に応じた柔軟な給付に心掛け、日常の生活における自立や社会参加を促進します。
- (2) コミュニケーション支援が必要な方に対しての手話通訳者、要約筆記者等の派遣について、手続きの簡素化、受付時間の拡大等の充実化を図ります。また、聴覚障がい団体等へも派遣申請を拡大します。
- (3) 地域生活支援事業におけるサービス給付費の適正化のため、これまでの給付実績の分析、他自治体との比較等の検証を行い、必要な制度の見直しを行います。
- (4) 健康維持や余暇の充実を図るため、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動にふれる機会を提供するとともに、これらの活動の中で地域の人との交流促進を図ります。
- (5) 地域生活支援体制である「栃木市くらしだいじネット」の検証評価及び課題整理を行い、さらに充実を図ります。

4 ボランティアやNPO活動の推進

【課題】

市民の間にもボランティアやNPO活動への関心が広がっており、障がい者を支援するボランティア等の養成や活動への支援、相談や情報を提供する窓口、ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人のコーディネート機能の充実が求められています。

ボランティアやNPO活動は、地域で暮らす人たちが地域課題を解決するために自ら考え、自ら行動していくための手段として身近な活動であり、地域共生社会の担い手として期待されています。

【目標】

- (1) 栃木市社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンターによるボランティアの登録や調整、ボランティア団体の支援を行います。
- (2) ボランティア個人・団体やNPOの活動を支援するため、市民活動推進事業「とちぎ夢ファール」や民間法人等の補助制度について、情報提供を行います。

1 生活環境の整備

【課題】

すべての人々が安心して生活し、地域活動や社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたやさしい街づくりが必要です。生活空間である住宅、公共施設、交通機関、歩行空間等の環境整備が求められています。

市の公共施設については、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づいて適切な対応が行われるよう、施設管理部門と福祉部門との連携を密にする必要があります。併せて、施設のバリアフリー化については、利用者である障がい者の意見を聴く機会を設け、進めていく必要があります。

また、いざというときに、すべての人が地域の一員として共に助け合い、支え合う地域ぐるみの防災体制の整備が求められています。

【目標】

- (1) 市の公共施設に関しては、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に適合した新築・改修等が行われるように、関係課との連携を密にし、バリアフリー化を進めます。
- (2) 市の公共施設の新築・改築等においては、障がい者の協力のもと、様々な障がい特性に対応した施設のあり方について、実地検証や意見交換の機会を設け、必要な改修に努めます。
- (3) 地域生活に密着した施設や店舗等では、多くの人が利用する駐車場に障がい者用スペースを確保して啓発するとともに、県の「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」への参加協力についても啓発します。
- (4) 災害や犯罪被害防止における情報や避難誘導のための連絡システムの構築を図り、非常時における避難行動に支援が必要となる方の個別避難計画の策定に努めます。

2 交通環境の整備

【課題】

障がい者が利用しやすい公共交通機関を整備するとともに、自家用車の利用者も多い中で、乗車支援に配慮した環境づくりが必要です。

【目標】

- (1) ふれあいバス、蔵タク及び福祉タクシー利用券交付などの公共交通施策のあるべき姿について、交通に不便を感じている人が、ひとりでも多く問題を解消できるように、継続して検討を進めます。

基本施策4 ニーズに応じた教育や療育を進めるために（教育・療育）



1 相談支援の充実

【課題】

児童の障がいの早期発見、早期療育につなげるための相談支援体制を整え、充実させることは、児童の健全な育成に資するほか、保護者の心理的なケアにも重要な役割を果たします。児童の障がい特性や成長段階に応じた医療・保健・福祉の各分野の専門職による相談につなげ、それぞれの機関がその児童や保護者一人ひとりに有機的に支援されるよう、コーディネートする必要があります。

また、専門機関の療育や教育のほか、障がい児が住む身近な地域でのインクルーシブな保育や教育を希望する場合には、社会的障壁の除去のための合理的配慮の考え方に基づいた受入れのための支援体制の構築が必要となります。

【目標】

- (1) 子どもの障がいの支援は、子育て支援、親支援、家族支援であるため、関係機関と連携して、早期にライフステージに合わせた切れ目のない一貫した支援体制を作ります。
- (2) 複合的な課題を抱えるケースについては、こども家庭センターを中心に、必要に応じて、関係者、関係機関による包括的な相談支援を行います。
- (3) 健診や相談体制の充実を図り、早期発見、早期療育の体制づくりに努めます。

（注釈）

インクルーシブとは、「包括的な」「すべてを含んだ」という意味で、インクルーシブ保育は、子どもの国籍や発達段階、障がいの有無にかかわらずどのような背景を持っていたとしても排除せず受け入れる保育のことです。

また、インクルーシブ教育とは、子ども一人ひとりが多様であることを前提として、障がいの有無にかかわらず、自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指した教育理念とプロセスの実践のことを言います。

2 保育体制の充実と療育体制との連携

【課題】

就学前の児童の保育園や認定こども園受入れと、障がいの種類や発達に応じた保育ができるよう保育士等の適切な配置と関係機関との連携が求められています。

【目標】

- (1) 障がい児受入れの充実を図るために、関係機関と連携し、子どもの状況の正しい理解や、必要な療育情報の共有化を図り、職員の加配も検討します。

- (2) 療育の相談支援に携わる職員の専門的知識及び技術の向上のために、各種専門研修への参加拡充を図ります。
- (3) 発達に課題が見受けられる子どもに対して、早期に情報の共有や対応がとれるよう、保護者、関係機関と連携を図ります。

3 本人の状況を把握した教育環境の充実

【課題】

教育においては、一人ひとりの障がいの特性や程度を的確に把握することが重要となります。個々の状況に応じ、きめ細やかな教育環境の整備が求められています。このため、就学前の療育相談・支援活動との連携をより緊密にする必要があり、子どもの保護者ともコミュニケーションを図りながら、保護者の理解と認識を高めることが求められています。

障がいに応じた多様な教育を展開するための教育関係者の共通理解と、教育の場の整備・充実や教育内容の創造の工夫・改善を図る必要があります。

また、地域の教育力を活用して、子どもを取り巻く環境を整え、放課後の支援や休日、夏休み等長期休業中の健全育成の充実を図ることが求められています。

成長する子どもの多くの可能性を引き出せるように、早期からの進路相談体制を充実させることも重要です。

【目標】

- (1) 学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもがいる学級に対し、障がいへの理解を深め、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行い、安心して学校生活を送れるように今後も必要な学校支援員の配置に努めます。
- (2) 放課後や長期休暇中における子どもの健全育成のため、保護者の状況も含め、関係機関との情報交換や共有のもと、支援体制の推進を図ります。
- (3) 障がいに対する理解を深め、進路相談を含めた適切な教育が展開できるよう、教職員への研修会を継続して行います。
- (4) 地域と学校との連携協力のもと、とちぎ未来アシストネット（学校支援ボランティア）を活用し、きめ細やかな教育環境を向上させ、生涯学習を基盤とする社会づくりの土壌の醸成を図ります。

4 生涯学習活動の促進

【課題】

日々を楽しく、より豊かなものにするためには、スポーツや文化活動を楽しみ、多くの人とふれあう機会が必要ですが、そのような機会はまだまだ少なく支援体制も不十分です。

また、障がい者は、自ら余暇を生み出すことが難しいことから、社会参加の促進や生きがいを得るための余暇を見つける手段として生涯学習活動への期待が高まっています。

このような生涯学習活動は、自己の向上とともに、社会交流によって、この基本施策以外の施策の推進においても、大きな役割があります。このため、福祉サービスによるレクリエーション活動のほかに、自主的な生涯学習活動が継続的に実施できるような支援が求められています。

このことはライフステージ全般にわたり、充実する必要があります。

【目標】

- (1) 障がい者が好きなことにチャレンジし、日々の生活をより豊かに送れるように、生涯学習活動等への参加を支援し、社会参加と交流を促進します。
- (2) 市が行う講座や講演会に手話通訳者や要約筆記者を配置するとともに、小規模な講座等、手話通訳者や要約筆記者の配置が難しい場合は、福祉関係制度を活用するなど、障がい者が積極的に講座や講演会に参加できる機会を確保し、社会参加の一助となる取組みを推進します。

I 就労支援の充実

【課題】

働きたいという意欲があるのに、就労のための支援や受入れ体制が不十分なため、将来の生活に対する不安感を強く感じている障がい者が多くいます。障がい者が地域で自立した生活を送るためには、所得保障とともに、生きがいを見出す就労機会を確保することが重要な課題となっています。

障がい者の雇用情勢は改善されつつありますが、まだまだ厳しい状況が続いています。しかしながら、障がい者の就労意欲は近年急速に高まっていることから、公共職業安定所などの労働行政関係機関、民間企業と連携しながら、就労希望者への支援や事業主に対する障がいへの理解促進を今後も図っていく必要があります。

また、一般就労にはつながらなくても、就労のための訓練や生きがい活動としての作業を行ういわゆる福祉的就労への希望も高まっており、多様な選択肢の確保を行うほか、その工賃向上のための公的支援が求められています。

【目標】

- (1) 働く意欲や能力がある方に対し、必要な情報を提供するため、相談支援体制を強化し、障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所と連携を密にしてサポートを行います。
- (2) 公共職業安定所など労働行政機関と連携し、障がい者雇用に対する事業主への理解促進を図ります。
- (3) 地域障害者職業センター等に配置される職業適応援助者支援（ジョブコーチ）の活用及び就労定着支援事業の充実により、職場への定着を図ります。
- (4) 市も一つの事業所として民間の先駆けとなるよう、障がい者雇用を進めるとともに、職場実習の受入れを積極的に行います。民間事業所の実習先の確保のための働きかけを積極的に行います。
- (5) 栃木市障がい者優先調達推進方針を定め、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達の推進を図るとともに、民間事業所での調達拡大を進め、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図ります。
- (6) 市役所本庁舎1階の市民スペースに設置する「福祉ショップ」の知名度の向上に努め、売り上げ収益が上がるよう、栃木市障害者施設協議会と協議の上、運営時間や運営方法について改善を図ります。

2 雇用支援の充実

【課題】

障がい者の一般就労を促進するために、法定雇用率の確保や雇用体制の充実を図る必要があります。

また、十分な能力を持ちながらも、雇用の場が確保できない人のために、能力や特性を最大限に発揮できる職域の拡充が必要です。

【目標】

- (1) 障害者雇用支援月間（9月）を活用して、障がい者雇用の機運醸成を進めるとともに、市内事業主に対して障がい者雇用についての理解の促進を図り、継続的な雇用の協力を啓発します。
- (2) 関係機関と連携し、障害者雇用納付金制度に基づく助成など、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図ります。
- (3) 障がい者雇用を進めるために、市、民間事業所、関係機関が情報を共有し、オール栃木で、雇用を創出する事業について検討していきます。
- (4) 栃木市障がい者等自立支援協議会において就労支援に関するワーキンググループを立ち上げ、調査、研究等を行い、地域の実情にあった支援体制を構築します。

基本施策6 健やかに暮らすために（保健・医療）



1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

【課題】

障がいの原因となる疾病等について、適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進する必要があります。

増加する生活習慣病についても、障がいの発症を防止することが重要です。

予防と早期発見のためには、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などそれぞれに適切な相談体制と医療機関の対応が必要であり、本人を含め家族に対し、障がい受容への支援体制を構築することが重要です。

【目標】

- (1) 乳幼児の健診において早期発見に努め、一人ひとりに合わせた早期療育への支援や、医療・保健・福祉・教育など関係機関における相談支援体制の強化を図ります。
- (2) 障がいを受け入れることについて、保護者の心のケア体制作りに努めます。
- (3) ライフステージに応じた、育児教室・生活習慣病予防教室などの健康教室や健康相談、健診など様々な機会を通じて、疾病の予防、再発防止についての意識啓発を行います。
- (4) 健診事業の充実を図り、健診の受診の勧奨を行います。

2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

【課題】

疾病等により障がいを発症してもこれまでの生活を維持していくために、障がいの軽減及び重度化防止のための適切な保健・医療サービスの充実が重要であるとともに、サービス利用に向けた支援体制の強化も求められています。また、本人、家族及び地域の人たちが障がいを理解し、障がいを発症してもこれまでどおり生活ができる環境を維持することが求められています。

【目標】

- (1) 適切な医療、医学的リハビリテーションの受診を支援し、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図ります。
- (2) 医療機関をはじめとした関係機関との相談支援等を充実し、病気に対するサポート体制を構築していきます。
- (3) 心の健康づくりの支援とともに、不安のある人に対する保健・医療施策を推進します。

- (4) 共に生き、支えあう地域づくりのために、精神保健福祉に関する研修や啓発を行います。
- (5) 多様なメディア媒体を活用して、各種医療費助成に関する情報の提供を促進します。
- (6) 思春期、成年期における不登校や社会的ひきこもりについて、関係機関と連携を図り支援体制の整備を行います。

3 健康づくりの充実

【課題】

障がいの重度化や機能の低下を防ぐためには、適正な医療の受診と、自立のためのリハビリテーションや健康づくりを積極的に行うことが必要であり、受診を促す支援体制作りが必要です。

また、医療が長期化することによる日常生活への負担を軽減するために、医療費助成等の公的な支援が望まれています。

【目標】

- (1) 自立支援医療、こども医療費、重度心身障がい者医療費助成等、制度の有効活用ができるように適切な情報提供を行います。
- (2) 適正に医療を受診してもらうための支援体制の構築を進めます。

基本施策7 地域での共生を進めるために（権利擁護・情報の保障）



1 権利擁護のための取組み強化

【課題】

本市では、障がい者を理由とする差別の解消に向けて栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例を施行しましたが、条例の認知度はまだまだ低い状況です。事業所に対する差別解消に向けた合理的配慮の義務化に伴う啓発が必要となります。

また、障がい者の家族が虐待の認識がないままに虐待に至ることがあり、虐待防止の意識を広げて行くことが必要となります。併せて、成年後見制度の適正な利用の推進など、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるよう、権利擁護、意思疎通支援等の取組みの強化が求められます。

【目標】

- (1) 障がい者虐待、障がい者差別及び合理的配慮の提供等に係る相談について、市障がい福祉課内に設置されている障がい児者相談支援センターが受け付け、迅速かつ適切な対応を図ります。
- (2) 障がい者の財産の管理のみならず身上の保護等の権利を守るため、成年後見制度利用に関する相談、申立て支援、必要に応じた市長申立て、市民後見人の育成、啓発等を積極的に行います。
- (3) 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の基本理念の啓発と併せて、障がい者の権利利益を侵害することのないよう、社会的障壁の除去のための合理的配慮の実施について周知を図ります。

2 情報提供の充実

【課題】

障がい者の福祉施策の基本理念には、福祉サービスの自己選択や自己決定によって自立を支援する目標があります。このために必要な情報を適切に提供する体制の整備が求められています。

現代の情報ツールはさまざまな形態がありますが、障がい者の状況に対応した利便性の高い方法によって、社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報提供を行う必要があります。

【目標】

- (1) 障がい福祉の事業・制度・手当などの情報を分かりやすく説明するガイドの配布やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどのメディアを活用した情報の提供に努めます。
- (2) 聴覚障がい者のための手話通訳者の配置や遠隔手話通訳などを継続し、視覚障がい者への情報提供については、ITの活用など情報連携手段について検討します。

3 意思疎通支援体制の充実

【課題】

聴覚障がい者、視覚障がい者は、日常においても、また緊急時には特に、情報の伝達等の支援を強く望んでいます。こうした不安を取り除き、安心した生活を送れるように、情報提供やコミュニケーション支援を強化する必要があります。

【目標】

- (1) 聴覚障がい者、視覚障がい者の社会参加には、手話通訳者、ガイドヘルパーなどの派遣によるコミュニケーション支援を行います。併せて、コミュニケーション支援を担う人材の育成を進めます。
- (2) 聴覚障がい者の「言語」である手話に対する理解促進のために制定した「栃木市手話言語条例」の啓発に努めます。コミュニケーション支援が必要な障がいに対する理解を深める啓発活動を推進します。

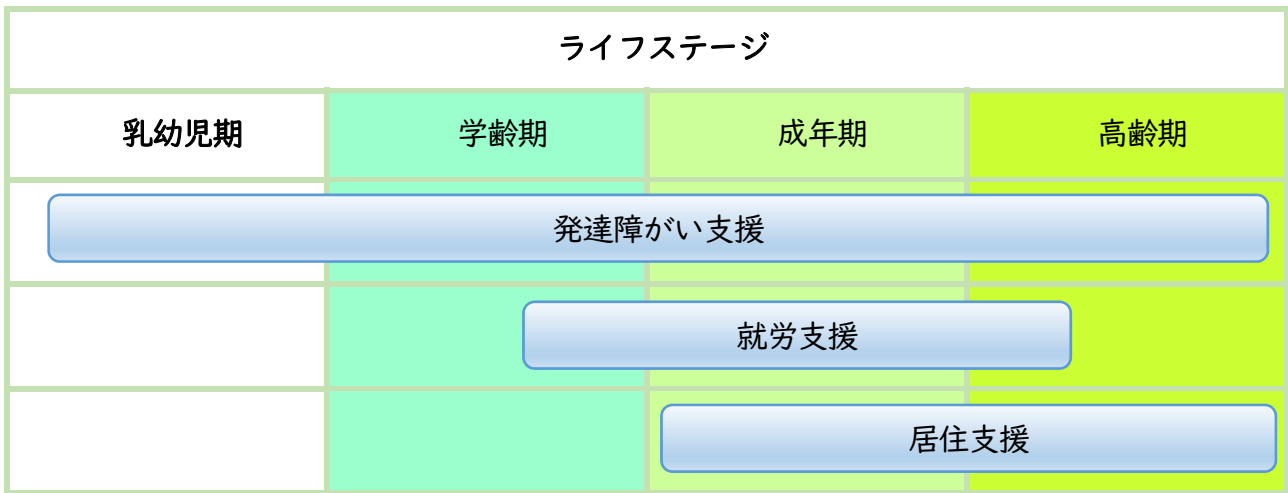
第5章 計画の推進にむけて

第1項 特色ある福祉施策の推進

本計画を推進していくためにまず大切なことは、障がいについて市民一人ひとりが理解を深め、人を思いやる心によって自然に行動できるような意識を醸成することです。

この計画の中で方向性を示した施策について、実行していくことが重要であり、利用者本位の地域生活支援サービスを充実させていくことを目指していきます。

このことに関して、アンケート、市内の障がい者福祉サービス事業所の利用者とその保護者へのヒアリング調査、障がい団体の懇談会等の意見をもとに、ライフステージに寄り添う「発達障がい支援」「就労支援」「居住支援」施策を推進することを、特色ある福祉施策の柱として位置づけ、実施に努めます。



第2項 計画の推進体制

障がい福祉施策は、保健福祉部が中心となり、庁内関係各課、関係団体、関係機関と連携を図りつつ、市民との協働により総合的に取り組んでいきます。

地域のニーズを施策検討の場に結びつける段階では、特に相談支援事業との連携が必要となります。

相談支援事業では、目の前にある課題に対応するための個別支援会議等を開催しています。それら個別支援会議から出された課題を、地域の共通課題として整理し、栃木市障がい者等自立支援協議会において、支援体制に関する課題・情報の共有化、地域の実情に応じた支援体制の整備、地域の関係者・関係機関の連携の緊密化等、障がい者への支援体制の整備を図ります。

さらに、栃木市社会福祉施策推進委員会において、本計画の進捗管理や評価及び課題事項の検討等を行います。

第3項 社会資源の調整

不足する福祉サービスを提供するための社会資源の整備については、栃木市障害者施設協議会や既存の市内事業所、法人と協議を行いながら進めます。

第4項 計画の見直し

障がい者計画の次期計画については、本計画の実績を踏まえ、令和11年度に策定します。また、計画期間については、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間と整合を図ります。

ただし、計画期間中に、本市や障がい者を取り巻く社会情勢の変化等により、計画見直しの必要が生じた場合には、障がい者のニーズに合わせた障がい福祉施策を推進するため、計画の見直しを行うものとします。

第2編 障がい福祉計画（第7期）及び
障がい児福祉計画（第3期）

第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に当たって

第1項 計画策定の目的

すべての人は、その人らしく、生活をする権利があります。障害者基本法では障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進することが求められています。

本計画は、障がい者の自立と社会参加の支援等のために必要な障がい福祉サービス、通所支援、相談支援や地域生活支援事業等の提供体制の整備を推進するため、必要な事項を定めることを目的として策定します。

第2項 計画の位置づけ

この計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する『市町村障害福祉計画』及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する『市町村障害児福祉計画』に相当するものです。

第3項 計画の期間

計画の期間は、国の指針に従い令和6年度～令和8年度までの3年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)		
障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)		

第4項 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の達成状況の点検及び評価

第6期栃木市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の達成状況等は次のとおりです。

(1)福祉施設入所・入院から地域生活への移行

項目	R3年度末	R4年度末	R5年度末 (見込み)
施設入所者数	196人	194人	193人
地域生活移行者数	0人	0人	2人

令和3年4月1日～令和6年3月31日に施設退所の人数と理由

死亡	4	計8人
介護保険施設入所	0	
長期入院	2	
在宅	1	
グループホームへ入居	1	

施設入所者数について、減少傾向が見られますが、地域生活移行者数については微増にとどまっています。しかしながら、これまでは死亡等のやむを得ない理由による施設退所者が大半を占めていましたが、在宅生活へ移行する方やグループホームへ入居する方が見られるようになってきました。

(2)地域包括ケアシステムの精神障がいへの実践

項目	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
保健、医療、福祉関係者による協議の場「くらしまるごとワーキング」の開催回数	3回	4回	4回
出前講座等の地域住民に対する普及啓発の取組み回数	1回	1回	4回
精神障がい者ピアサポーター数	11人	8人	8人

精神障がい者の理解促進に向けて、広報とちぎにて普及啓発を行ったほか、高校生向けの出前講座の作成に向けた協議をしています。また、栃木市ピアサポーター養成講座を開催し、市内で活躍できるピアサポーターの養成を行いました。

(3)地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域で支える体制の構築が求められており、市区町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本としています。

求められる機能として、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つがあります。

本市の主な取組み状況は次のとおりです。

年度	会議	内容
R 3年度	障がい者等支援担当者会議	各ワーキンググループの活動について 栃木市くらしだいじネット緊急時支援事業について 他 計3回実施
	医療的ケアワーキング	災害時対応の現状と課題について 関係機関の役割の明確化について等 他 計2回実施
	くらしまるごとワーキング	出前講座（心の病気・当事者の思い）内容検討 広報とちぎ掲載記事について 他 計3回実施
	くらしだいじネット報告会	栃木市くらしだいじネット進捗状況の報告 栃木市くらしだいじネット緊急時支援事業の実施体制の見直しについて 計1回実施
R 4年度	障がい者等支援担当者会議	各ワーキンググループの進捗状況について 栃木市くらしだいじネット緊急時支援事業について 他 計2回実施
	医療的ケアワーキング	災害時対応の課題の整理 医療的ケア児者の移動手段について 他 計3回実施
	くらしまるごとワーキング	出前講座の振り返り 出前講座子ども向けプログラムについて 他 計4回実施
	くらしだいじネット報告会	栃木市くらしだいじネット進捗状況の報告 障がい者虐待防止研修 計1回実施
R 5年度	障がい者等支援担当者会議	各ワーキンググループの進捗状況について ひきこもりの現状と課題について 他 計2回実施見込
	医療的ケアワーキング	災害時対応のリーフレットについて まるっと連携ブックの冊子の周知・活用方法について 他 計3回実施見込み
	くらしまるごとワーキング	普及啓発のためのスライド・映像について 高校生向け出前講座について 他 計4回実施見込み
	くらしだいじネット報告会	栃木市くらしだいじネット進捗状況の報告 他 計1回実施見込み

栃木市くらしだいじネットがさらに充実した体制となるよう、関係機関と連携しながら支援体制の検討や研修会等を継続的に実施し、支援者の質の向上を図りました。今後もP D C Aサイクルにより、さらに充実した体制となるよう各関係機関と連携しながら進めてまいり

ます。

(4)福祉施設から一般就労への移行

項目	R 3年度	R 4年度	R 5年度 (見込み)
一般就労移行者数	7人	5人	9人
就労移行支援における一般就労移行者数	2人	1人	6人
就労継続支援A型における一般就労移行者数	1人	2人	1人
就労継続支援B型における一般就労移行者数	4人	2人	2人
就労定着支援事業の利用者数	3人	4人	5人
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の数	0か所	0か所	0か所

一般就労への移行者数について、横ばいにとどまっていますが、就労移行支援・就労継続支援A型・B型の利用者が年々増加傾向にあることから、今後はその数が増えていくことが期待されます。

就労定着支援の利用者については増加傾向が見られますが、就労定着率が8割に届いた事業所がないため、定着率の向上が課題となっています。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

活動指標	R 5年度 (見込み)
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	3か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3か所
医療的ケア児支援のための協議の場	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置済み

市内に未設置であった児童発達支援センターについて、令和5年度中に民設民営の形で1か所設置されました。今後ともセンター設置が必要となるか活動状況等を確認し検討していきます。

保育所等訪問支援、重度心身障がい児に対応した児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所についてはそれぞれ複数個所の設置がされており、保育所等訪問支援事業についてはその数が増えてきています。

医療的ケア児支援について、定期的に栃木市障がい者等自立支援協議会内のワーキンググループで協議が行われており、コーディネーターを配置し、支援に取り組んでいます。

(6)相談支援体制の充実・強化等

活動指標	R 3年度	R 4年度	R 5年度 (見込み)
相談支援センターにおける相談支援件数(延べ数)	2,501件	2,131件	2,850件
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	232件	272件	200件

地域の相談支援事業者の人材育成のための相談支援ネットワーク定例会の実施回数	3回	4回	4回
地域の他機関・多職種との連携強化のための研修会の実施回数	3回	3回	3回

障がい者や難病の方、ひきこもり状態の方など日常生活・社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態の方に対し、安心して地域生活を送ることができるよう総合的・専門的な相談支援を実施しました。また、地域の相談支援事業者に対する専門的な相談、助言、研修会を実施し、人材育成や他機関・多職種との連携強化に努めました。

(7)障がい福祉サービス等の質の向上

活動指標	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	12回	12回	12回

多様化する利用者のニーズに沿って、適切な障がい福祉サービス等の提供ができていないかを検証するため、審査支払における結果をサービス提供事業所と共有できる体制が整備されています。

(8)各年度における指定障がい福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの達成状況

○訪問系サービス

サービス名	単位	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
居宅介護	時間/月	2,937	2,599	2,583
	人/月	216	207	213
重度訪問介護	時間/月	231	437	586
	人/月	4	5	3
同行援護	時間/月	227	226	281
	人/月	29	30	35
行動援護	時間/月	26	29	33
	人/月	10	10	11
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立生活援助	人/月	1	0	0

*上段：一月当たりの平均延べ利用時間（時間/月）

下段：一月当たりの平均実利用人数（人/月）

栃木市障がい児者相談支援センター（基幹相談支援センター）設置等の相談支援体制の充実により、新規のサービス利用者が増加傾向にあります。

また、利用者ごとに作成されるサービス等利用計画に基づき、生活状況に応じた必要なサービスを利用できるようになりました。今後も自立支援協議会と連携を図り地域のサービスの充実に努めます。

○日中活動系サービス

サービス名		単位	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度 (見込み)
生活介護	日/月		9,712	9,520	9,626
	人/月		496	492	489
自立訓練(機能訓練)	日/月		1	39	61
	人/月		0	2	3
自立訓練(生活訓練)	日/月		282	240	258
	人/月		18	16	18
宿泊型自立訓練	日/月		31	99	97
	人/月		1	4	5
就労移行支援	日/月		219	249	279
	人/月		13	16	17
就労移行支援(養成施設)	日/月		0	0	0
	人/月		0	0	0
就労継続支援 A 型	日/月		1,819	2,154	2,469
	人/月		95	111	127
就労継続支援 B 型	日/月		8,949	9,184	9,491
	人/月		487	506	524
就労定着支援	人/月		3	4	5
療養介護	人/月		25	26	26
短期入所	福祉型	日/月	218	247	320
		人/月	36	36	44
	福祉型(強化)	日/月	97	120	158
		人/月	8	9	12
	医療型	日/月	0	0	4
		人/月	0	0	2

*上段：一月当たりの平均延べ利用日数(日/月)

下段：一月当たりの平均実利用人数(人/月)

日中活動系サービスは、制度の周知が進んだことに加え、サービス事業所数の増加に伴い、利用状況も年々増加傾向にあります。特に就労継続支援 A 型・B 型については、市内及び近隣市町で事業所数が増えていることから、それに伴い利用状況も増加しています。

短期入所について、施設の入入れ体制が進み、利用日数・利用者とも増加傾向が見られます。

○居住系サービス

サービス名	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	263	270	303
施設入所支援	人/月	194	195	194

*一月当たりの平均実利用人数(人/月)

共同生活援助(グループホーム)の入居者数に増加傾向が見られます。

○相談系サービス

サービス名	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度 (見込み)
計画相談支援	人/月	341	363	424
地域移行支援	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	10	9	8

*一月当たりの平均実利用人数(人/月)

障害者総合支援法の福祉サービス利用者のほぼ全員が計画相談支援を利用しています。全体的なサービス利用者の増加に伴い、利用者数が増えています。

○障がい児通所支援

サービス名	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度 (見込み)
児童発達支援	日/月	1,057	1,343	1,323
	人/月	182	225	200
医療型児童発達支援	日/月	12	20	14
	人/月	2	3	2
放課後等デイサービス	日/月	3,215	3,415	3,907
	人/月	239	260	295
保育所等訪問支援	日/月	8	22	25
	人/月	6	20	24
居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

*上段：一月当たりの平均延べ利用日数(日/月)

下段：一月当たりの平均実利用人数(人/月)

サービス事業所数の増加に伴い、特に放課後等デイサービスの利用日数・利用者数の増加が見られます。保育所等訪問支援について、事業所の新設に伴い利用者数が増加傾向にあります。

○障がい児相談支援

サービス名	単位	R 3年度	R 4年度	R 5年度 (見込み)
障がい児相談支援	人/月	91	99	126

*一月当たりの平均実利用人数（人/月）

児童福祉法・障害者総合支援法の福祉サービス利用者のほぼ全員が計画相談支援を利用しています。全体的なサービス利用者の増加に伴い、利用者数が増えています。

第2章 計画の基本指針

この計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者が、地域で生きがいをもって生活を送ることができるように、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る、令和8年度末の目標を設定します。

第3章 令和8年度の数値目標・整備目標

第1項 福祉施設入所・入院から地域生活への移行

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第7期障がい福祉計画の策定基本指針として、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することが掲げられています。本市も指針に沿って同様の数値目標を定めます。

本市では、福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供します。

また、地域における居住の場としてのグループホームの機能の充実及び設置の支援を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

項目	数値	備考
入所者数 (A)	194人	令和4年度末現在
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	184人	令和8年度末時点での利用人員
【目標値】 削減見込 (A - B)	10人 (5.0%)	差引減少見込者数
【目標値】 地域生活移行者数	12人 (6.0%)	令和4年度末時点の施設入所者の6%が地域生活へ移行することを目指す

(2) 精神障がいへの対応を含めた地域包括ケアシステムの構築

精神障がいへの対応を含めた地域包括ケアシステムの構築のため、障がい者等自立支援協議会内にくらしまるごとワーキンググループを設置しました。今後も、精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発や、長期入院患者の地域移行の推進のため、医療・保健・福祉関係者、当事者等による協議の場を通じた重層的な連携による精神保健福祉体制を構築します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本市における地域生活支援拠点とは、地域における複数の機関が機能を分担して体制の整備を行う、面的整備型の「地域生活支援拠点等」であることから、市内事業所の協力・連携が重要であると考え、自立支援協議会にて評価を行い、課題を次年度に検討することにより、整備の推進及び機能強化を図ってきました。今後もPDCAサイクルにより、制度的な問題点や改善点などを抽出し、より安定した制度として確立させていきます。また、緊急時支援事業においては、強度行動障がい等の個別対応が必要な方の支援ニーズの把握に努め、地域課題の整理や、専門人材育成等支援体制の整備を進めます。

※現在の本市の地域生活支援拠点等における5つの機能

① 緊急時の受入・対応

障がい者を緊急的に支援することが必要になった際に、携帯電話による常時の相談や市内障がい福祉サービス事業所等との連携による支援（緊急短期入所、緊急居宅介護、駆けつけ応援）を行う緊急時支援事業を実施しています。

② 相談

相談機能の強化のため、相談支援事業所のバックアップや研修会を開催しています。

③ 体験の機会・場

市内障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者が親なき後も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、将来地域において自立生活を目指す障がい者が体験施設において地域生活を体験する一人暮らし体験事業を実施しています。

④ 専門的人材の確保・育成

相談支援専門員を対象とした相談支援ネットワーク定例会や障がい児福祉サービス連携会議、居宅事業所研修会、医療的ケア児者支援体制整備研修会などを実施しています。

⑤ 地域の体制づくり

関係機関とのネットワークづくりや栃木市障がい者等自立支援協議会の医療的ケアワーキングや、くらしまるごとワーキングなどの活用により課題解決に向けた取組みを行い、地域の支援体制の強化を図っています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。特に、就労の場の確保が課題であることから、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークの強化により、市内のすべての事業所の法定雇用率の達成を目指します。

項目	数値	備考
令和3年度中の一般就労移行者数	7人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	9人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する方の数（令和3年度の1.28倍）
令和3年度末の就労移行支援事業利用者数	11人	
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業利用者数	14人	令和8年度末において就労移行支援事業を利用する方の数（令和3年度の1.28倍）
就労移行支援事業所数	1か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の数
【目標値】 就労移行率50%以上を達成した就労移行支援事業所の割合	5割以上	全体の5割以上の事業所が就労移行率5割以上
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	4人	一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した方の数
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	6人	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する方の数（令和3年度の1.41倍）
【目標値】 就労定着率70%以上を達成した就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	全体の2割5分以上の事業所が就労定着率7割以上

(5) 児童発達支援センターの整備

障がい児に対しての集団療育又は個人療育指導の実施、専門的な機能を生かした地域の障がい児やその家族への相談、障がい児が通う保育園、認定こども園、小学校や特別支援学校への助言を行える地域の中核的支援施設として、児童発達支援センターを整備します。また、市内には現在1か所民設民営のセンターが設置されておりますので、連携してセンター機能の充実を図ります。

(6) 保育所等訪問支援の実施

障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターを中心に保育所等訪問支援の充実を図ります。

(7) 重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの実施について、サービス利用の体制構築を今後も推進していきます。

(8) 医療的ケア児への支援

自立支援協議会内に設置した医療的ケアワーキンググループにて、医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるようにするため、相談支援専門員が他機関との連携時に活用できるリーフレットの作成等の取組みを行いました。今後も新たな課題の整理や関係機関の連携の在り方、必要な施策等について引き続き協議をしていきます。また、医療的ケア児が安心して生活できるよう医療的ケア児の災害時の支援体制についてもさらに検討を進めます。

(9) 障がい者優先調達推進

障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図ります。

(10) ひきこもり対策の推進

ひきこもり等の問題を抱える当事者や家族が孤立することを防ぎ、早期に適切な支援に結び付けるため、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談所(ポラリス☆とちぎ)の協力のもと、ひきこもり個別相談会、研修会及び家族会を開催しています。今後もニーズに合わせてこれらの事業を継続しながら、関係機関と連携し、ひきこもり支援の充実を図ります。

(11) 障がい者差別解消の推進

共生社会を実現するため、障がい者の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会参加を妨げる社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」並びに障がいを理由とした「不当な差別的取扱い禁止」に関して、引き続き啓発活動を行います。

(12) 障がい者に対する虐待の防止

障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援への連携のため、県に設置されている「障害者権利擁護センター」をはじめ、障がい者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関とも連携・協力し、市民に対して障がい者虐待防止に関する啓発を行います。

(13) 発達障がいに対する支援

乳幼児期からの早期発見と、その後の相談支援、医療機関や児童発達支援事業所等へつなげられるよう努めているところです。今後も各事業所の支援職員には、ペアレントプログラ

ムやペアレントトレーニング等家族に対する支援プログラムの実施も包含したスキルアップ研修や事業所間連携、発達障がい者に対する支援を総合的に行う中核的拠点機関である「栃木県発達障害者支援センターふぉーゆうの連携・協力を得て、より一層の支援につなげられるよう努めていきます。

(14) 障がい福祉サービス等の質の向上

活動指標	R 6年度	R 7年度	R 8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	12回	12回	12回

多様化する利用者のニーズに沿って、適切な障がい福祉サービス等の提供ができていないかを検証するため、審査支払における結果をサービス提供事業所と共有できる体制の整備を強化していきます。

第2項 各年度における指定障がい福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込み量

本計画策定のために実施したアンケート、市内の障がい福祉サービス事業所の利用者やその保護者へのヒアリング調査、障がい団体との懇談会及び障がい福祉サービスの利用実績を基に、令和6年度から令和8年度までに必要とされる障がい福祉サービスの必要量を見込みました。

○訪問系サービス

サービス名	単位	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	時間/月	2,599	2,498	2,415	2,335
	人/月	207	209	204	200
重度訪問介護	時間/月	437	737	926	1,163
	人/月	5	3	3	2
同行援護	時間/月	226	280	280	279
	人/月	30	36	36	37
行動援護	時間/月	29	42	52	66
	人/月	10	13	15	17
重度障害者等包括支援	時間/月	0	39	39	39
	人/月	0	1	1	1
自立生活援助	人/月	0	1	1	1
うち、精神障がい者の利用	人/月	0	1	1	1

※上段：一月当たりの平均延べ利用時間（時間/月）

下段：一月当たりの平均実利用人数（人/月）

○日中活動系サービス

サービス名		単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
生活介護		日/月	9,520	9,654	9,682	9,710
		人/月	492	490	491	492
自立訓練 (機能訓練)		日/月	39	95	149	233
		人/月	2	5	7	10
自立訓練 (生活訓練)		日/月	240	379	556	816
		人/月	16	25	34	46
うち、精神障がい者の利用		日/月	195	286	420	617
		人/月	13	17	23	31
就労選択支援		人/月	—	—	3	3
宿泊型自立訓練		日/月	99	145	217	324
		人/月	4	8	14	24
就労移行支援		日/月	249	285	290	296
		人/月	16	17	18	18
就労移行支援 (養成施設)		日/月	0	18	18	18
		人/月	0	1	1	1
就労継続支援 (A型)		日/月	2,154	2,792	3,158	3,572
		人/月	111	143	161	182
就労継続支援 (B型)		日/月	9,184	10,017	10,573	11,160
		人/月	506	553	583	614
就労定着支援		人/月	4	6	7	8
療養介護		人/月	26	27	28	30
短期入所	福祉型	日/月	247	341	364	388
		人/月	36	46	48	50
	福祉型 (強化)	日/月	120	176	197	219
		人/月	9	13	14	14
	医療型	日/月	0	6	9	14
		人/月	0	3	5	7

※上段：一月当たりの平均延べ利用日数（日/月）

下段：一月当たりの平均実利用人数（人/月）

○居住系サービス

サービス名		単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
共同生活援助（グループホーム）		人/月	270	337	376	418
	うち、精神障がい者の利用	人/月	77	85	94	104
	うち、重度障がい者の利用	人/月	13	16	19	22
施設入所支援		人/月	195	191	188	184

※一月当たりの平均実利用人数（人/月）

新たな施設入所希望者のニーズ・環境の確認に努めます。

○相談系サービス

サービス名		単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
計画相談支援		人/月	363	471	522	580
地域移行支援		人/月	0	2	2	3
	うち、精神障がい者の利用	人/月	0	2	2	2
地域定着支援		人/月	9	7	7	6
	うち、精神障がい者の利用	人/月	1	1	1	1

※一月当たりの平均実利用人数（人/月）

○障がい児通所支援

サービス名		単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
児童発達支援	日/月		1,343	1,464	1,620	1,793
	人/月		225	211	224	236
医療型児童発達支援	日/月		20	17	20	23
	人/月		3	2	2	3
放課後等デイサービス	日/月		3,415	4,256	4,636	5,050
	人/月		260	323	353	386
保育所等訪問支援	日/月		22	29	35	41
	人/月		20	29	35	41
居宅訪問型児童発達支援	日/月		0	1	1	1
	人/月		0	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		人	1	1	2	2

※上段：一月当たりの平均延べ利用日数（日/月）

下段：一月当たりの平均実利用人数（人/月）

○障がい児相談支援

サービス名	単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
障がい児相談支援	人/月	99	144	166	190

※一月当たりの平均実利用人数（人/月）

第3項 地域生活支援事業の実施に関する事項

本市が実施する地域生活支援事業は次のとおりです。

本市では、サービスの円滑利用を図るため、利用料については、本人の所得の応じた体系としますが、意思疎通支援については、生活の基本サービスという観点から、日常生活用具のストマ用装具や人工鼻などは、生命維持に係る用具との観点から基準額の範囲で市が負担します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者への理解促進を図る研修・啓発を行います。

事業内容

- ・地域社会の住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その他家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

事業内容

- ・障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ・ピアサポート活動支援
- ・災害対策活動支援
- ・孤立防止活動支援
- ・社会活動支援
- ・ボランティア活動支援等
- ・「心のバリアフリー」推進の活動支援

(3) 障がい者相談支援事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障がい者の権利擁護のための必要な支援を行います。また、関係機関との情報共有を図り、自立支援協議会の活性化に向けた取組みを行います。

事業内容

- ・基幹相談支援センター等機能強化事業
- ・福祉サービスの利用援助（情報提供及び相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介等

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

事業内容

- ・成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を維持するとともに、法人後見や市民後見人に対する活動を支援します。

事業内容

- ・法人後見実施のための研修
- ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ・法人後見の適正な活動のための支援

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により障がい者とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行います。

事業内容

- ・手話通訳、要約筆記等のできる者の派遣等

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者並びに小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

事業内容

- ・日常生活用具の給付

事業対象者

- ・当該用具を必要とし各給付条件に該当する方（介護保険法による給付又は貸与の対象となる方を除く）

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援ができるようにします。

事業内容

- ・日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。

事業内容

- ・ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援
 - ア 個別支援型
 - 個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
 - イ グループ支援型
 - (ア) 複数の障がい者への同時支援
 - (イ) 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

事業対象

- ・ 外出時に適当な介護者がいない障がい者が、個人又はグループで次に掲げる移動をする時
 - ア 病院、診療所等での受診のための移動
 - イ 冠婚葬祭のための移動 等

(10) 地域活動支援センター事業

通所する障がい者に、地域生活支援の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。

事業内容

- ・ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ・ 日常生活に必要な指導訓練
- ・ 社会との交流促進
- ・ 職業適性の発見と就労支援

(11) 日中一時支援事業

障がい者の家族の就労及び介護者の一時的な休息を保障するため、障がい者の日中等における活動の場を確保します。また、利用時間については、利用者のニーズに合わせて、柔軟に対応しています。

事業内容

- ・ 障がい児の学校で過ごす時間以外における宿泊を伴わない短期入所
- ・ 障がい者の宿泊を伴わない短期入所

事業対象者

- ・ 一日のうち宿泊を伴わない範囲で一時的に介護等する者がいないため、その間の見守り等の支援が必要であると認められる方

(12) 訪問入浴サービス事業

障がい者の生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、在宅の重度の身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい者に対し、訪問入浴車による家庭における入浴サービスを実施します。

事業内容

- ・訪問入浴車による家庭における入浴サービスの実施

事業対象者

- ・医学的な理由により、外出や通所施設の利用が制限されている方
- ・身体、家族及び住宅設備等の理由により、自宅において入浴することが困難である方

(13) 社会参加支援事業

スポーツ・芸術文化活動等の事業を行い、障がい者の社会参加を支援します。

事業内容

- ・スポーツ又はレクリエーション活動を行うための各種教室、大会等の開催
- ・芸術又は文化活動を行うための各種教室、発表会等の開催

事業対象者

- ・市内在住の障がい者（事業によっては健常者も対象）

(14) 自動車改造助成事業

身体障がい者の就労、社会活動への参加等の促進を図るため、身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に適応するよう改善する費用の一部を助成します。

事業内容

- ・身体障がい者が所有する自動車の改造費の助成

事業対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、上肢下肢又は体幹機能障がいを有し、条件に該当する方

第4項 各年度における事業の種類ごとの見込み量

事業名	R6年度		R7年度		R8年度	
	実施見込み みか所数	実利用見 込み者数	実施見込み みか所数	実利用見 込み者数	実施見込み みか所数	実利用見 込み者数
(1)理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
(2)自発的活動支援事業	有		有		有	
(3)相談支援事業						
①障がい者相談支援事業	1か所		1か所		1か所	
基幹相談支援センター	有		有		有	
(4)成年後見制度利用支援事業		12人		14人		16人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	有		有		有	
(6)意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	211人		220人		230人	
②手話通訳者設置事業(設置者数)	1人		1人		1人	
(7)日常生活用具給付等事業 (給付見込み件数)						
①介護・訓練支援用具	11件		12件		12件	
②自立生活支援用具	28件		28件		29件	
③在宅療養等支援用具	29件		29件		30件	
④情報・意思疎通支援用具	32件		32件		33件	
⑤排泄管理支援用具	404件		408件		412件	
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	7件		7件		7件	
(8)手話奉仕員養成研修事業	20人		20人		20人	
(9)移動支援事業 (延べ利用見込み時間数)	190人 3,500時間		195人 3,850時間		200人 4,235時間	
(10)地域活動支援センター (他市町事業所利用者)	4か所 (1か所)	85人 (1人)	3か所 (1か所)	85人 (1人)	3か所 (1か所)	85人 (1人)
(11)その他事業						
①日中一時支援事業	30か所	445人	30か所	449人	30か所	454人
②訪問入浴サービス事業		4人		5人		5人
③社会参加支援事業		25回		25回		25回
④自動車改造助成事業費		6人		6人		6人

第4章 サービス等提供体制確保のための方策

令和5年度に行ったアンケートや、市内の障がい福祉サービス事業所の利用者やその保護者へのヒアリング調査、障がい団体との懇談会、これまでの事業実施状況等を参考に、今後のサービス提供体制の確保や事業の実施に関し、以下の通り取組みます。

(1) 障がいの状況とライフステージに則した相談支援体制を充実させます。

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がいの状況とライフステージに則したきめ細やかな相談や情報提供を、基幹相談支援センターを核として行い、適切なサービス等利用計画のもとに利用者本位の生活を営めるように、相談支援体制の強化、充実とサービスの質の向上を図ります。

(2) グループホーム等居住系サービスの充実を図り地域生活を支援します。

地域における居住の場としてのグループホームの充実や、心身の状況に応じた通所サービスの充実を図り、自立した生活を目指す人、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行をする人が、安心な生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の機能を活用しつつ、サービス体制の充実と質の向上を図ります。また、相談支援体制の充実を図り適切なケアマネジメントのもと真に施設入所が必要な方が施設に入所できるようにします。

(3) 支援を必要とする障がい者に対する訪問系サービスや日中活動系サービスを充実させます。

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービスについて、障がいの種別に関係なくサービスを提供するとともに、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の整備とサービスの質の向上を図ります。また、就労を希望する方が多い状況から、就労の機会を多く提供できるよう、就労移行支援、就労継続支援事業所の充実を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充に努めます。なお、短期入所の利用希望に対し、対応が難しい状況もあるため、グループホームへの短期入所施設の機能併設を今後も進め、サービスの確保に努めていきます。

(4) 就労支援体制のステップアップを推進します。

地域生活と就労を一体的に支援し、障がい者の適性にあった就労支援サービス体制の充実を図ります。特に、栃木市障がい者等自立支援協議会、企業、関係機関との連携を強化し、オール栃木で、働く環境の整備や改善を推進するなど、一般就労に向けた施策を充実していきます。

(5) 障がい児の状況とライフステージに沿った支援体制を構築します。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供していくための体制を整えていきます。

(6) 栃木市障害者施設協議会との連携を強化します。

障がい者にあったサービス提供体制を確保するため、栃木市障害者施設協議会に加盟する事業所の間で、サービス提供に関する連携を強化できるよう支援します。

(7) 制度の狭間にある方に対する支援のあり方について検討します。

障がい者福祉制度と、介護保険制度との狭間にある方に対する支援のあり方について検討します。

(8) 指導・監査等による事業者の運営適正化を進めます。

利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

第5章 計画の推進にむけて

本計画を策定するとともに、ここで目標値を定めた障がい福祉サービス事業の推進や、第1編の障がい者計画の施策の方向性とあわせて、適正な進行管理を行う必要があります。そのため、本計画の進捗管理については、PDCAサイクルを活用し、少なくとも年1回はその進捗状況を分析・評価した上で必要な対応を行います。

資料編

1 アンケート結果からみえる現状

■ 調査概要

1. 調査の目的

本調査は、栃木市の障がい者等に対して、障がい者の現状、障がい福祉サービス等の利用状況、周知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障がい者施策の推進と障がい児者に対する計画策定を目的に実施しました。

2. 調査対象者及び回収結果

調査区分	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
①障がい者への調査	各障がい手帳所持者（児）及び障がい者手帳を所持していない福祉サービス利用者（児）をその比率に応じ名簿より無作為抽出	1,004	504	50.2%
②障がい児への調査		146	69	47.3%

3. 調査方法と実施期間

調査方法：郵送配布、郵送回収

実施期間：令和5年6月21日～令和5年7月24日

4. 分析・表示について

- 1) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- 2) 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- 3) グラフ中の(n=〇〇)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 4) 障がい別のクロス集計において、「全体」とは、調査対象者全員を意味します。また、「重複（3障がい）」は、複数の障がい者手帳をお持ちの方、「難病その他」は医療受給者証のみをお持ちの方を意味します。
- 5) 障がい別のクロス集計については、不明者（無回答者）は集計していません。このため障がい別の回答者数の合計は、全体の回答者数と一致しません。

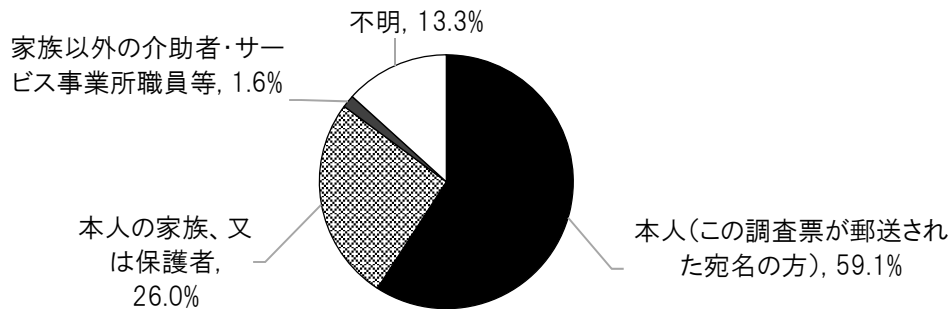
■ 調査結果

1. 障がい者手帳所持者へのアンケート調査結果

お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

回答者については、「本人」が59.1%、「本人の家族、又は保護者」が26.0%、「家族以外の介助者・サービス事業所職員等」が1.6%となっています。

n=504

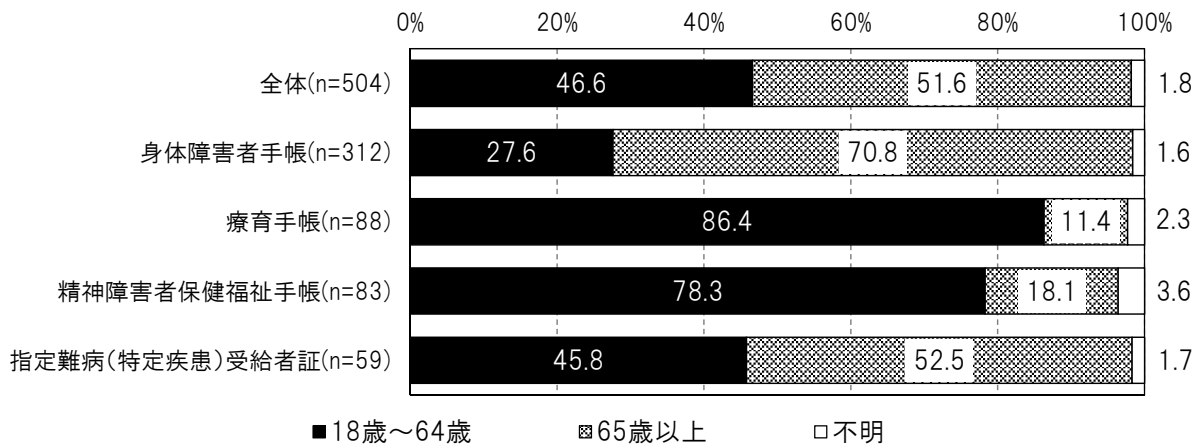


問1 あなた(宛名の方)の年齢・ご家族などについて

(1) あなたの年齢をお答えください。(令和5年4月1日現在)

年齢について、全体では「18歳～64歳」が46.6%、「65歳以上」が51.6%となっています。

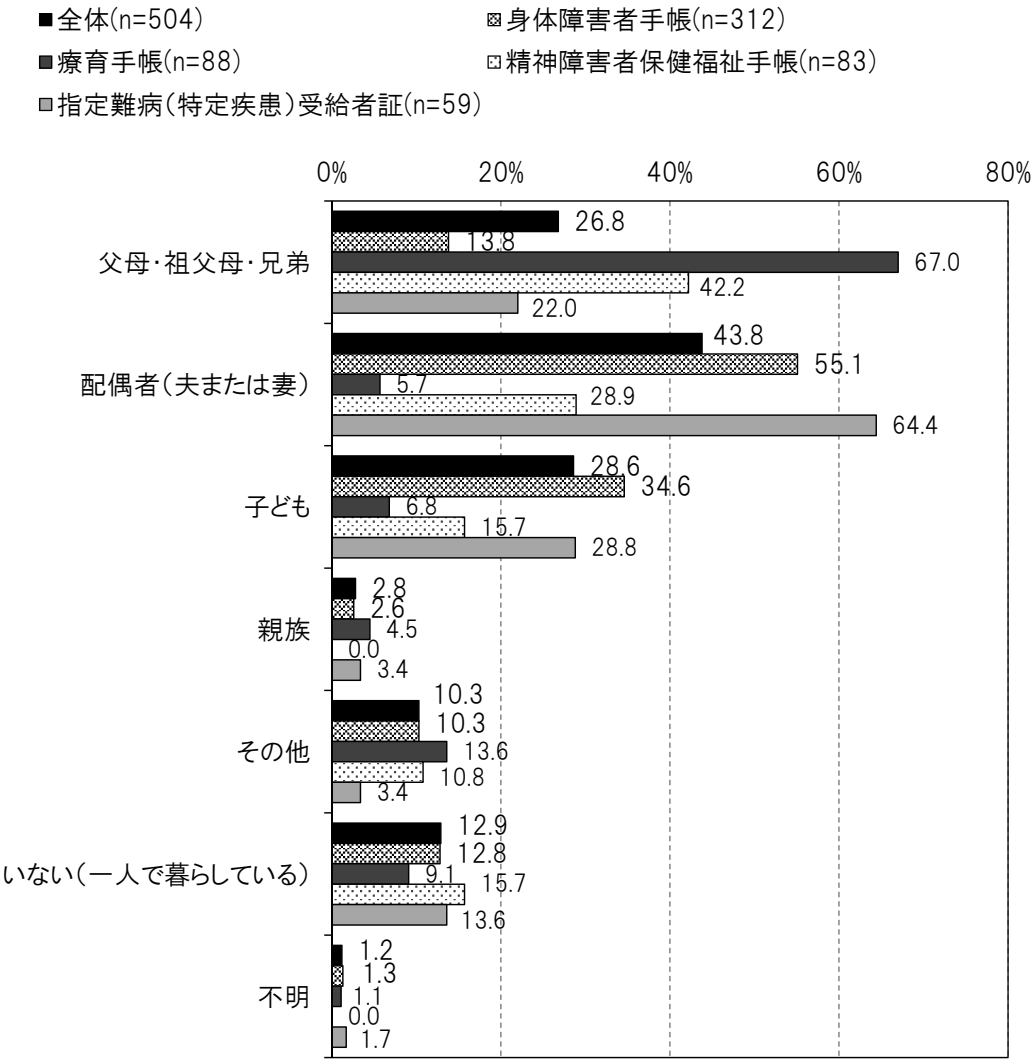
所持手帳別で見ると、「身体障害者手帳」では「65歳以上」が7割、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」では「18歳～64歳」が約8割、「指定難病(特定疾患)受給者証」ではそれぞれ約5割ずつとなっています。



(2) 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

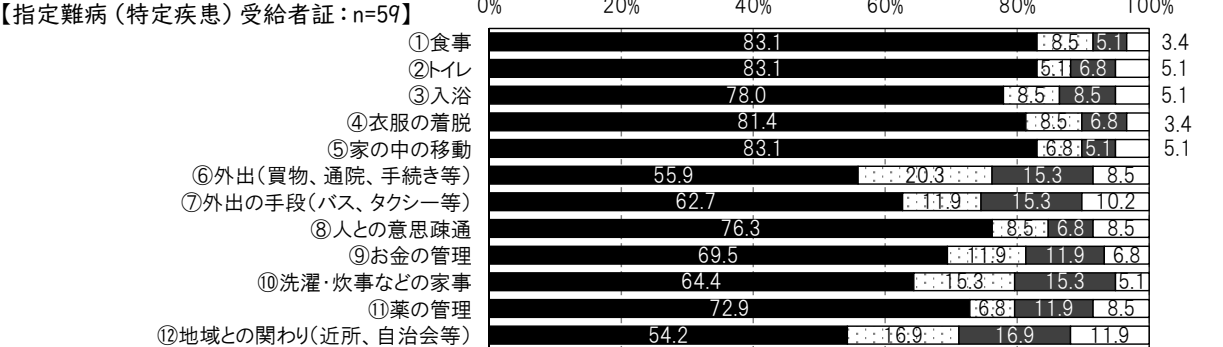
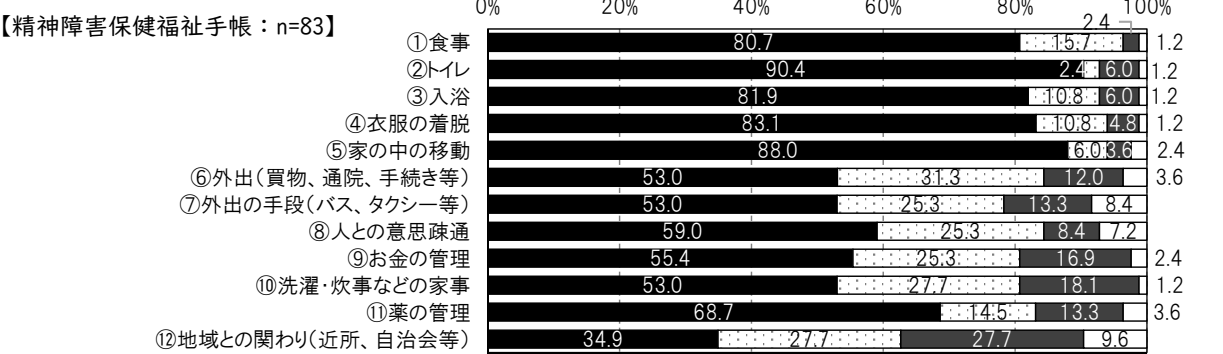
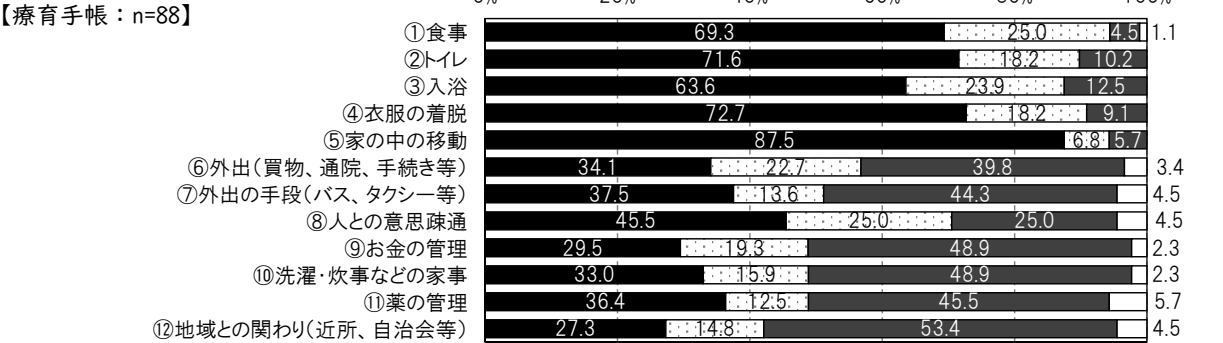
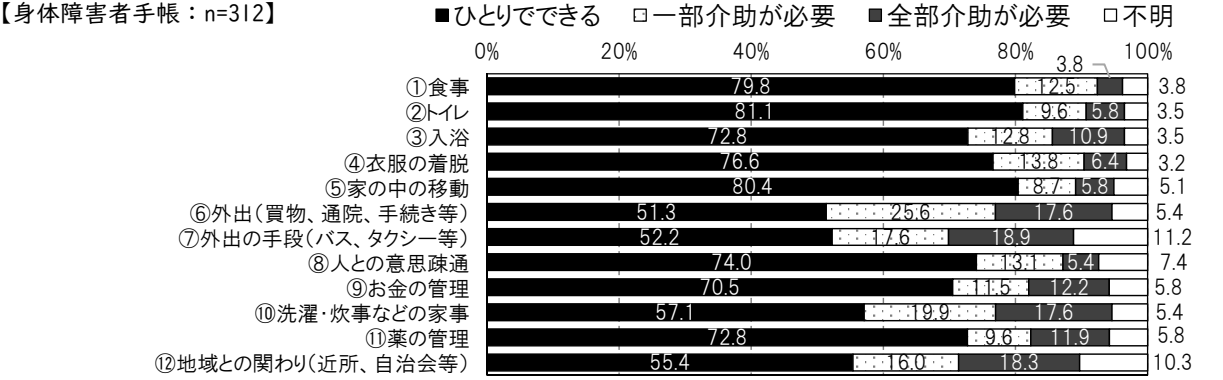
同居の世帯員について、全体では「配偶者」が43.8%と最も多く、次いで「子ども」が28.6%、「父母・祖父母・兄弟」が26.8%となっています。

所持手帳別でみると、「療育手帳」「精神障害者福祉手帳」では「父母・祖父母・兄弟」の割合が多く、「身体障害者手帳」「指定難病(特定疾患)受給者証」では「配偶者(夫または妻)」の割合が多くなっています。



(3) 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑫それぞれにお答えください。(①から⑫それぞれに○を1つ)

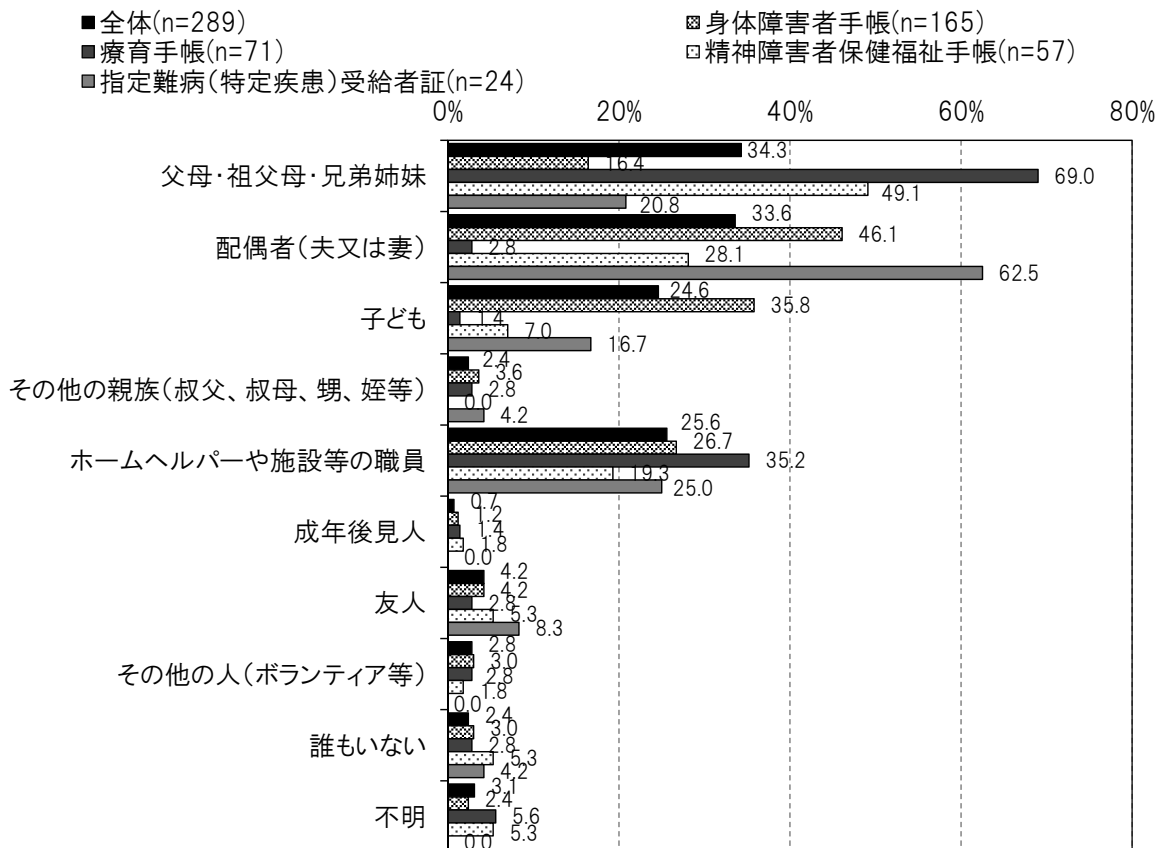
日常生活に必要な支援について、「身体障害者」「指定難病(特定疾患)受給者証」では、すべての項目で「ひとりでできる」が5割を超えています。「療育手帳」では、他の障害に比べ「⑤家の中の移動」を除いて一部又は全部必要とする割合が多くなっています。特に「⑫地域との関わり(近所、自治会等)」では全部必要の割合が5割を超えています。また、「精神障害者」でも「⑫地域との関わり(近所、自治会等)」の支援を一部又は全部必要とする割合が多くなっています。



【(3)で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた場合にお答えください。】
 (4)あなたを介助(支援)してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

支援してくれる方について、全体では「父母・祖父母・兄弟姉妹」が34.3%と最も多くなっています。

所持手帳別で見ると、「身体障害者手帳」「指定難病(特定疾患)受給者証」では「配偶者(夫又は妻)」がそれぞれ46.1%、62.5%、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」では「父母・祖父母・兄弟姉妹」がそれぞれ69.0%、49.1%と多くなっています。

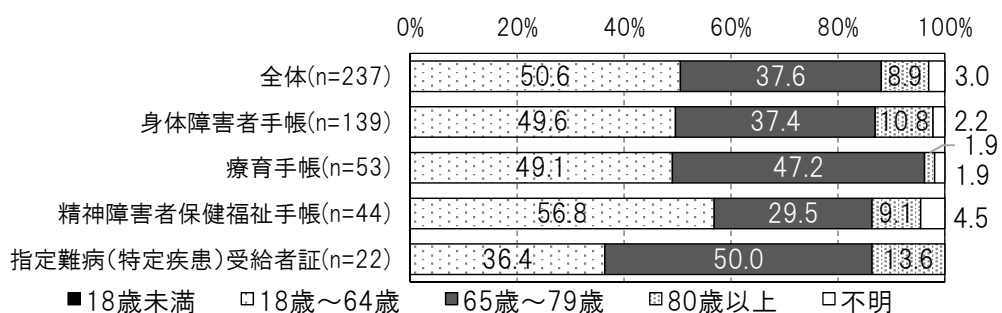


【(4)で1~4を選んだ場合にお答えください。】

(5)あなたを介助(支援)してくれる家族で、特に介助(支援)の中心となっている方の年齢をお答えください。

①年齢(令和5年4月1日現在)

介助(支援)してくれる方の年齢について、全体では「18歳~64歳」が50.6%となっており、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」でも同様の傾向となっていますが、「指定難病(特定疾患)受給者証」では「65歳以上」の割合が63.6%と多くなっています。



(6) あなたが主な介助者（支援者）から介助（支援）を受けられない時はどうしますか。（あてはまるものすべてに○）

主な介助者（支援者）から介助（支援）を受けられない時について、全体では「別居している他の親族、家族に頼む」が40.9%と最も多く、次いで「同居している他の親族、家族に頼む」が32.9%となっています。

所持手帳別でも同様の傾向が見られます。また、「療育手帳」では「施設入所する（短期入所含む）」が47.2%、「指定難病（特定疾患）受給者証」では「障がい福祉サービスを利用する」が27.3%となっています。

（単位：％）

	同居している他の親族、家族に頼む	別居している他の親族、家族に頼む	近所の人や知人に頼む	ボランティアに頼む	ホームヘルパーを利用する	訪問看護を利用する	施設入所する（短期入所含む）	グループホームに入居する	成年後見人を利用する	障がい福祉サービスを利用する	その他	一人で自立する	不明
全体(n=237)	32.9	40.9	9.3	5.1	15.6	13.5	21.5	6.3	0.0	15.6	5.5	5.5	3.4
身体障害者手帳(n=139)	25.9	46.0	12.2	5.0	20.1	20.1	18.7	1.4	0.0	11.5	5.0	6.5	3.6
療育手帳(n=53)	37.7	43.4	0.0	5.7	11.3	3.8	47.2	20.8	0.0	30.2	0.0	1.9	1.9
精神障害者保健福祉手帳(n=44)	38.6	25.0	9.1	6.8	9.1	11.4	4.5	4.5	0.0	20.5	18.2	9.1	4.5
指定難病（特定疾患）受給者証(n=22)	27.3	50.0	18.2	0.0	18.2	22.7	18.2	0.0	0.0	27.3	0.0	9.1	0.0

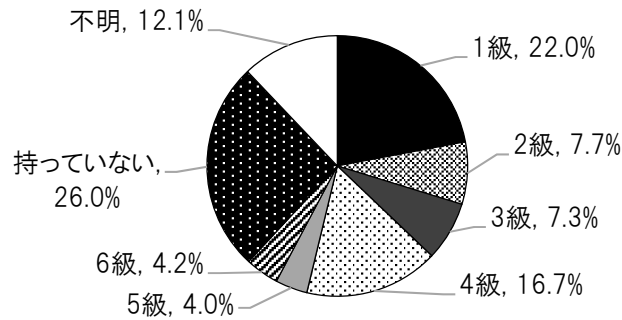
※「不明」を除く、上位2項目に着色

問2 あなたの障がいの状況について

(1) あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

身体障害者手帳について、「持っていない」が26.0%と最も多くなっています。持っている方では、「1級」が22.0%、「4級」が16.7%、「2級」が7.7%と多くなっています。

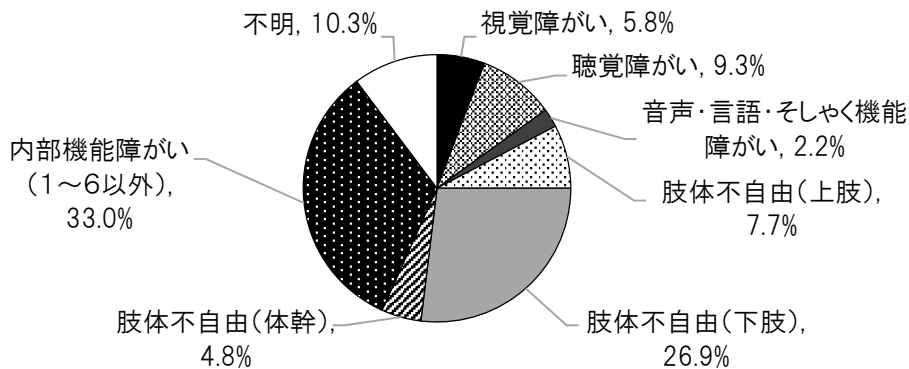
n=504



(2) 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。(○は1つだけ)

身体障害者手帳をお持ちの場合の主たる障がいは、「内部機能障がい(1~6以外)」が33.0%と最も多く、次いで「肢体不自由(下肢)」が26.9%、「聴覚障がい」が9.3%となっています。

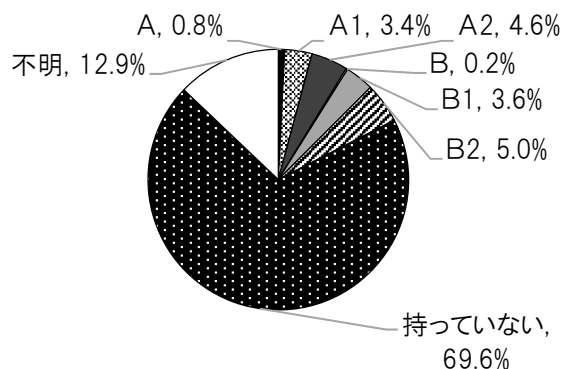
n=312



(3) あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

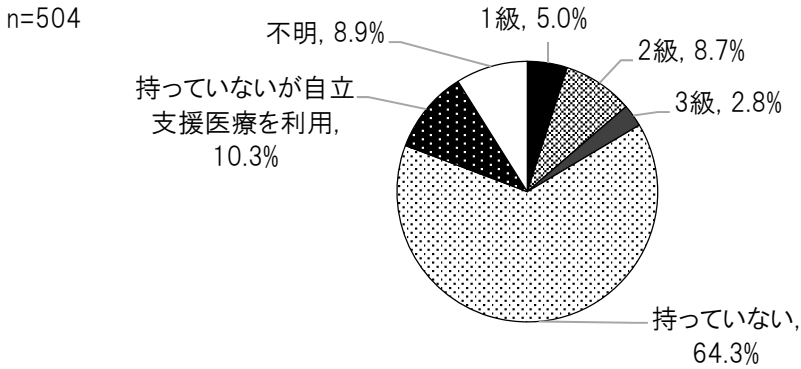
療育手帳については、「持っていない」が69.6%と最も多くなっています。持っている方では、「B2」が5.0%、「A2」が4.6%、「B1」が3.6%となっています。

n=504



(4) あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

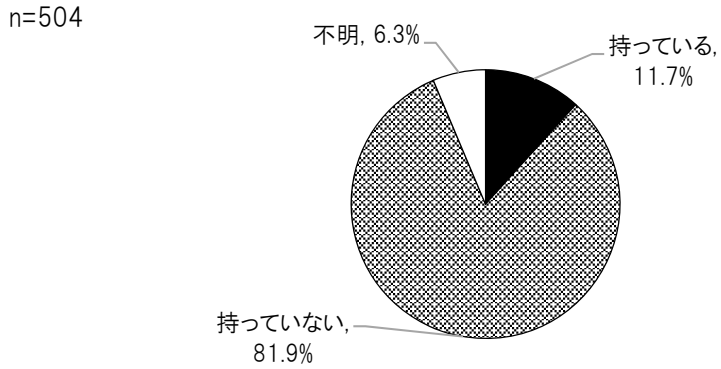
精神障害者保健福祉手帳について、「持っていない」が64.3%と最も多くなっています。持っている方では、「1級」が5.0%、「2級」が8.7%、「3級」が2.8%となっています。また、「持っていないが自立支援医療を利用」の割合は10.3%となっています。



(5) あなたは指定難病(特定疾患)の受給者証をお持ちですか。(○は1つだけ)

※指定難病(特定疾患)とは、筋ジストロフィーやベーチェット病などの治療法が確立していない疾病その他悪性の特殊な疾病をいいます。

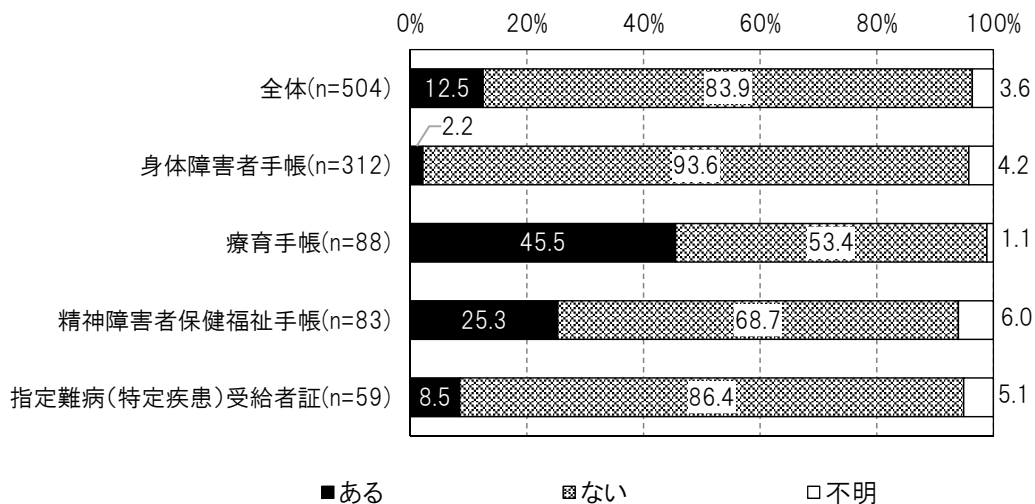
指定難病(特定疾患)受給者証について、「持っている」が11.7%、「持っていない」が81.9%となっています。



(6) あなたは発達障がいと診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。

発達障がいについて、全体では、「ある」が12.5%、「ない」が83.9%となっています。所持手帳別で見ると、「ある」割合は「療育手帳」で45.5%と最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」で25.3%と多くなっています。

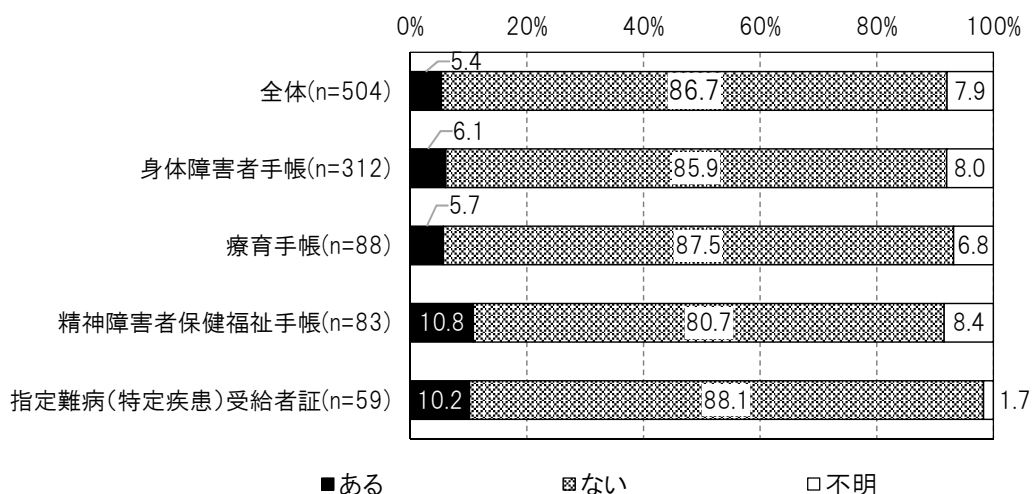


(7) あなたは高次脳機能障がいと診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

※高次脳機能障がいとは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」、「もの忘れがひどい」、「感情的になりやすい」等の症状があります。

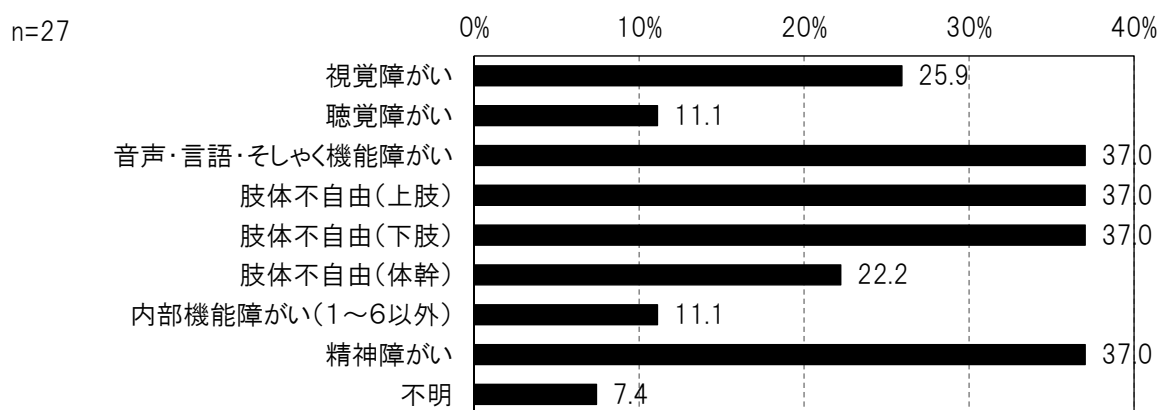
高次脳機能障がいについて、全体では「ある」が5.4%、「ない」が86.7%となっています。

すべての障害手帳所持者で、「ある」の割合は1割程度となっています。



(8) (7)で「1. ある」を選んだ場合、他にどんな障がいがありますか。(あてはまるものすべてに○)

高次脳機能障がいと診断されたことがある方の他の障がいについて、全体では、「音声・言語・そしゃく機能障がい」「肢体不自由(上肢)」「肢体不自由(下肢)」「精神障がい」が37.0%と多くなっています。



(9) あなたが現在受けている医療的ケアはありますか。(あてはまるものすべてに○)

現在受けている医療的ケアについて、全体では「その他」が15.9%と最も多く、次いで「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」が6.0%となっています。

所持手帳別で見ると、すべての手帳で「その他」が多くなっています。

(単位：%)

	気管切開	人工呼吸器(レスピレーター)	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	経鼻経管栄養	中心静脈栄養(IVH)	人工透析	カテーテル留置	ストマ(人工肛門・人工膀胱)	インスリン注射	その他	不明
全体(n=504)	0.6	0.6	1.2	1.2	1.0	0.0	0.2	5.2	1.4	6.0	2.8	15.9	67.7
身体障害者手帳(n=312)	1.0	0.6	1.9	1.6	1.3	0.0	0.3	8.3	1.9	9.0	3.5	16.7	59.3
療育手帳(n=88)	1.1	0.0	0.0	1.1	1.1	0.0	0.0	3.4	2.3	0.0	0.0	4.5	87.5
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	2.4	16.9	75.9
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	3.4	0.0	5.1	1.7	1.7	0.0	1.7	8.5	3.4	6.8	5.1	25.4	47.5

※「不明」を除く、上位2項目に着色

(10) あなたは医療的ケアで困っていることはありますか。(主なもの3つまでに○)

医療的ケアで困っていることは、全体では「特に感じていない」が38.7%と最も多くなっています。困っていることでは、「通院・通学先が遠い、少ない」が10.5%と多くなっています。

所持手帳別で見ると、「身体障害者手帳」、「指定難病（特定疾患）受給者証」では「通院・通学先が遠い、少ない」、「療育手帳」では「支援者（家族）の同行が必要であり、都合をつけることが大変」、「精神障害者保健福祉手帳」では「相談窓口がよく分からない」の割合が多くなっています。

(単位：%)

	訪問看護の利用数が少ない	支援者（家族）が一時的休息ができるサービスが少ない	通院・通学先が遠い、少ない	相談窓口がよく分からない	利用できる福祉サービスが少ない	支援者（家族）の同行が必要であり、都合をつけることが大変	訪問診療が少ない	家族以外の支援者・介助者が少ない	特に感じていない	その他	不明
全体(n=504)	1.4	4.6	10.5	7.5	7.5	8.5	0.8	8.9	38.7	3.8	33.1
身体障害者手帳(n=312)	1.9	5.1	11.5	7.1	9.0	9.6	0.6	9.9	39.7	4.5	29.8
療育手帳(n=88)	2.3	5.7	8.0	5.7	10.2	11.4	1.1	5.7	27.3	1.1	46.6
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	4.8	6.0	15.7	18.1	10.8	7.2	1.2	15.7	33.7	6.0	26.5
指定難病（特定疾患）受給者証(n=59)	1.7	6.8	16.9	6.8	13.6	11.9	0.0	6.8	42.4	5.1	18.6

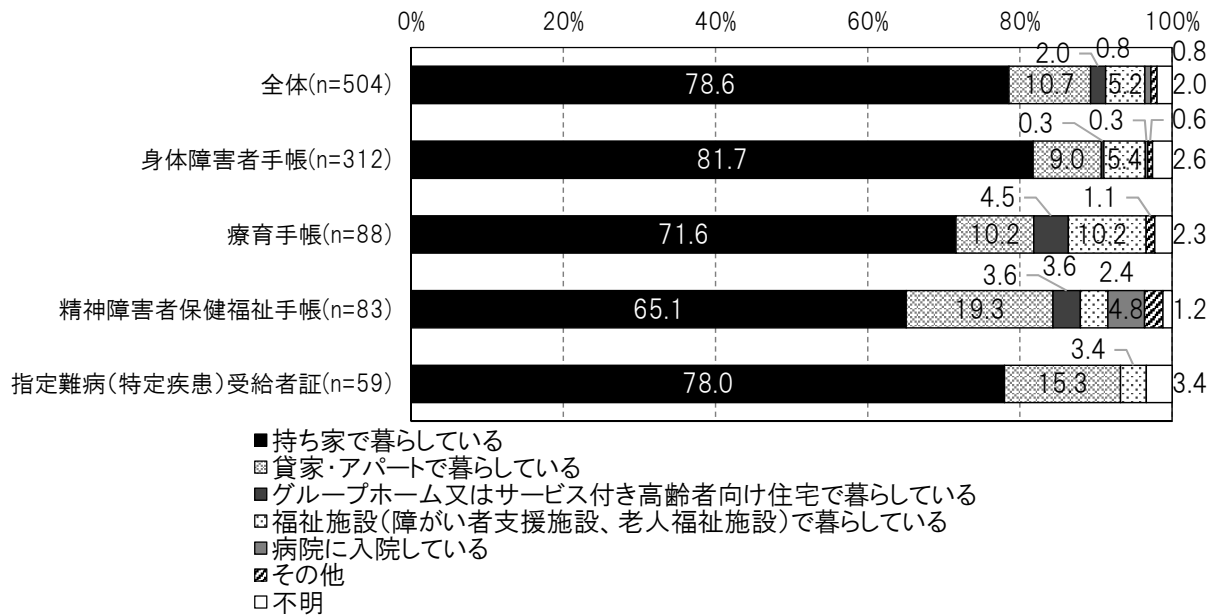
※「特に感じていない」「不明」を除く、上位2項目に着色

問3 住まいや暮らしについて

(1) あなたは現在どこで暮らしていますか。(〇は1つだけ)

暮らしている場所について、全体では「持ち家で暮らしている」が78.6%と最も多く、次いで「貸家・アパートで暮らしている」が10.7%となっています。

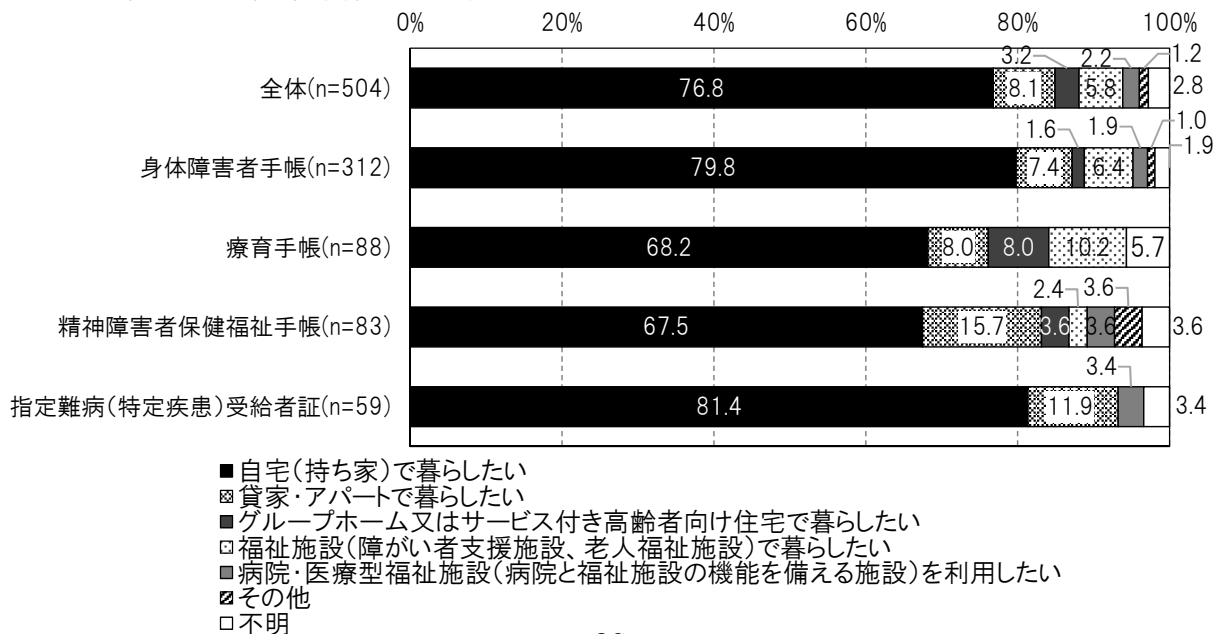
すべての障がい者手帳所持者で「持ち家で暮らしている」が半数を超えています。



(2) あなたは今後(約5年先)、どこで生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)

今後、どこで生活したいかについて、全体では「自宅(持ち家)で暮らしたい」が76.8%と最も多く、次いで「貸家・アパートで暮らしたい」が8.1%となっています。

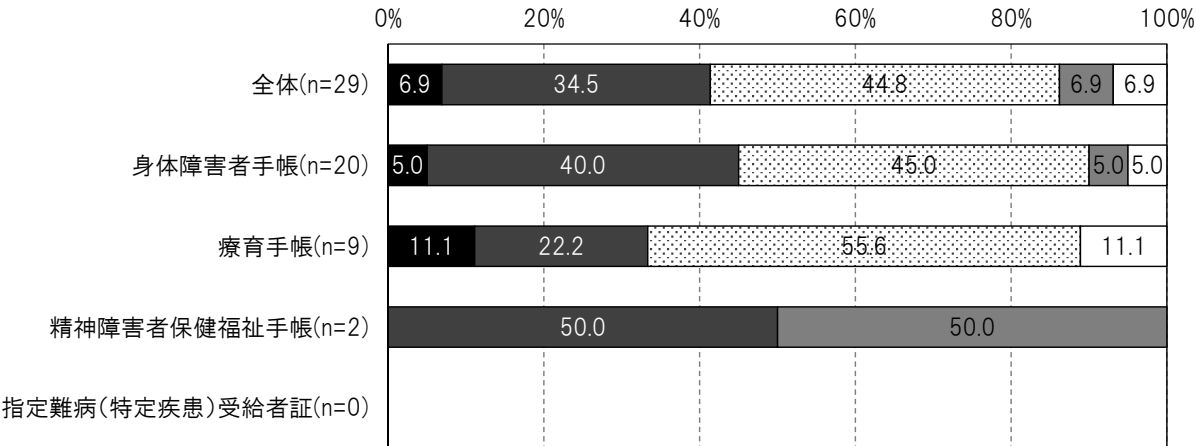
所持手帳別で見ると、「療育手帳」で「グループホーム又はサービス付き高齢者向け住宅で暮らしたい」「福祉施設(障がい者支援施設、老人福祉施設)で暮らしたい」の割合が他の障がい手帳所持者に比べ多くなっています。



(3) (2) で「4. 福祉施設で暮らしたい」と回答した福祉施設で生活したい理由をお答えください。(〇は1つだけ)

福祉施設で生活したい理由について、全体では「介護を行う家族が高齢である。又は介護者がいない。」が44.8%と最も多く、次いで「施設等の見守りを必要としている。」が34.5%となっています。

所持手帳別でも同様の傾向が見られます。指定難病（特定疾患）受給者証をお持ちの方で該当者はいませんでした。



- 一人では、買い物、通院、手続きや近所づきあいができない。
- ▣ 在宅で生活するための支援が受けられない。
- 施設等の見守りを必要としている。
- ▣ 介護を行う家族が高齢である。又は介護者がいない。
- 生活をする家(持ち家)、貸家、アパート等がない。
- その他
- 不明

(4) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(特に必要と思うもの3つまでに○)

地域で生活するために必要なことについて、「買い物、通院、公的機関等への手続きなどの支援を受けられること」が39.5%と最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が32.3%となっています。

所持手帳別で見ると、全体と同様に「買い物、通院、公的機関等への手続きなどの支援を受けられること」の割合が多くなっています。また、「精神障害者保健福祉手帳」では「経済的な負担の軽減」が5割を超え、多くなっています。

(単位：%)

	在宅で医療ケア等が適切に受けられること	買い物、通院、公的機関等への手続きなどの支援を受けられること	障がい者に適した(配慮した)住居の確保 (スロープ、階段用エレベーター等)	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練(買い物、調理等)の充実	身体機能の回復訓練(リハビリ)を図れるところがあること	経済的な負担の軽減	関係機関が連携した横断的・包括的な相談支援体制の充実	在宅医療を行う医療体制	必要な時に往診、入院ができる医療体制	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援 (手話通訳や要約筆記を利用しやすくする、音声・文字情報を増やすなど)	障がいに対する理解を深める教育の充実	余暇の充実	働く場所の確保、就労するため、または継続するための支援	その他	不明
全体(n=504)	29.8	39.5	14.7	30.2	12.1	6.9	32.3	6.9	3.2	15.1	4.4	3.2	6.5	6.3	11.5	1.8	15.1
身体障害者手帳 (n=312)	34.6	37.5	12.8	32.7	10.9	10.3	28.8	5.8	4.2	17.3	3.2	3.8	5.4	6.1	6.7	1.6	14.7
療育手帳(n=88)	15.9	46.6	20.5	34.1	19.3	1.1	23.9	14.8	3.4	10.2	6.8	2.3	6.8	9.1	13.6	2.3	17.0
精神障害者保健福祉 手帳(n=83)	25.3	39.8	13.3	21.7	9.6	4.8	54.2	8.4	2.4	10.8	7.2	4.8	16.9	7.2	30.1	6.0	8.4
指定難病(特定疾 患)受給者証(n=59)	35.6	39.0	13.6	32.2	10.2	13.6	32.2	5.1	5.1	13.6	1.7	5.1	10.2	8.5	11.9	3.4	11.9

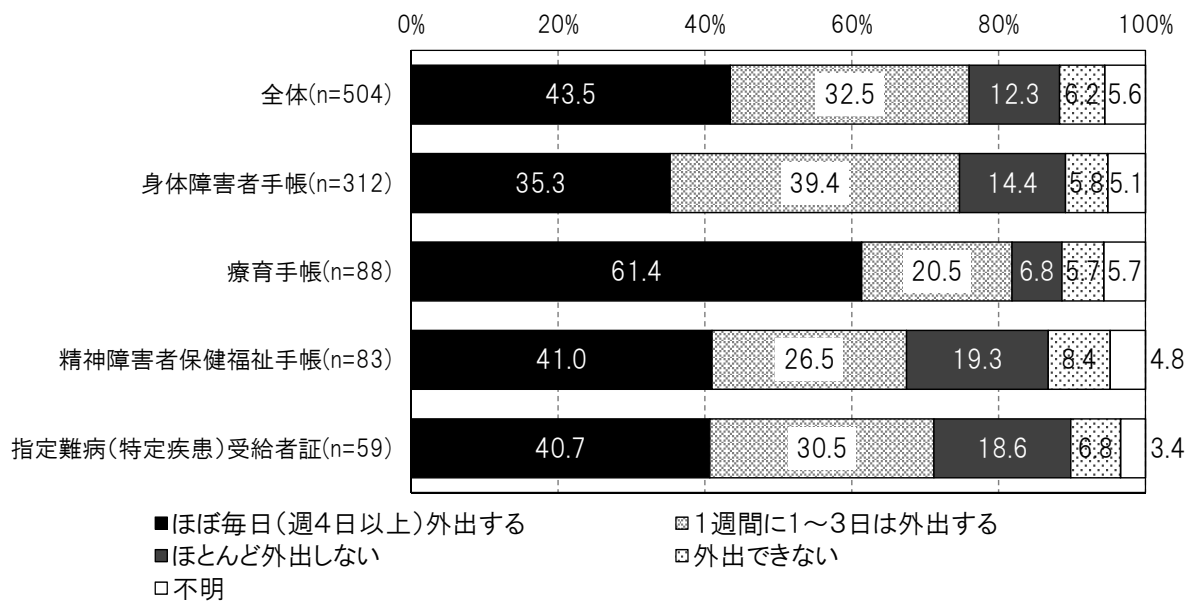
※「不明」を除く、上位2項目に着色

問4 日中活動や就労について

(1) あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

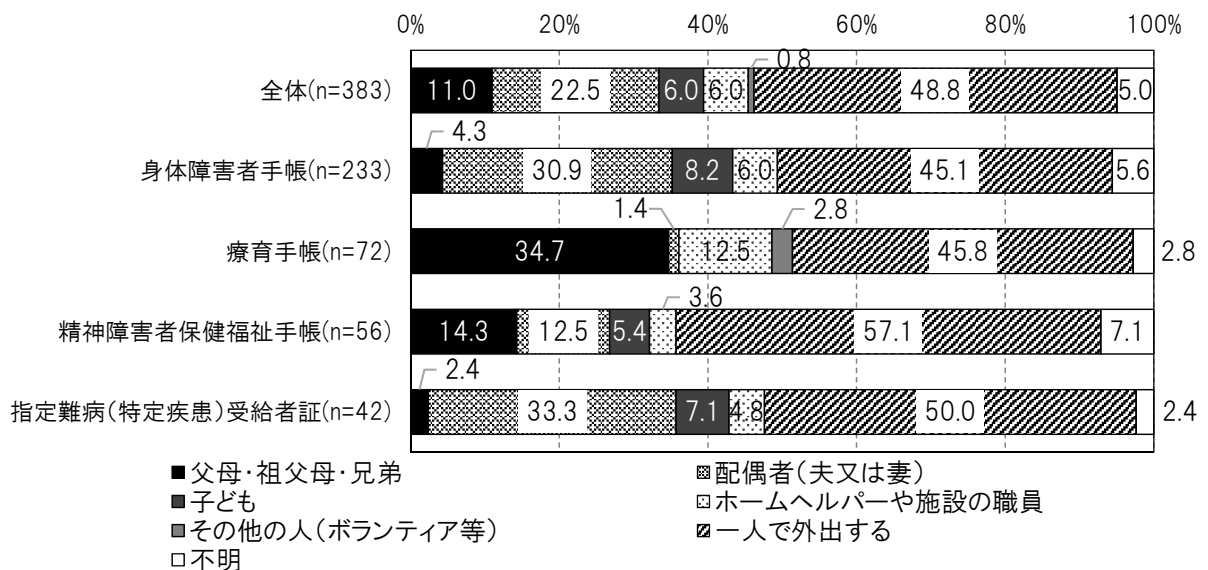
1週間の外出頻度について、全体では「ほぼ毎日(週4日以上)外出する」が43.5%と最も多く、次いで「1週間に1~3日は外出する」が32.5%、「ほとんど外出しない」が12.3%、「外出できない」が6.2%となっています。

すべての障がい者手帳所持者で、週1回以上外出している割合が6割を超えています。



【(2) 及び (3) は、(1) で1~2を選んだ場合にお答えください。】
(2) あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

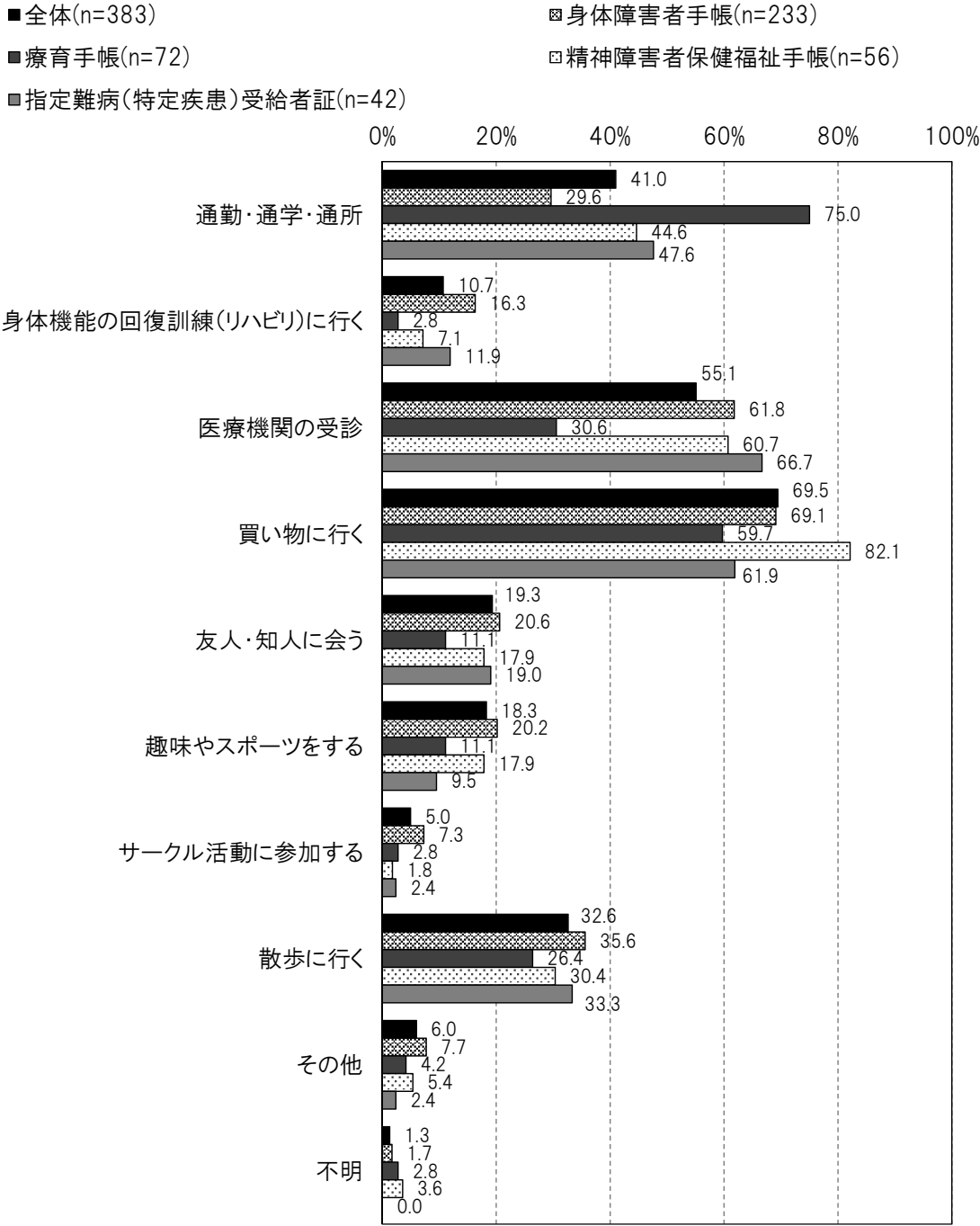
外出する際の主な同伴者について、全体では「一人で外出する」が48.8%と最も多く、次いで「配偶者(夫又は妻)」が22.5%、「父母・祖父母・兄弟」が11.0%となっています。所持手帳別で見ると、すべての手帳で「一人で外出する」が約5割となっています。



(3) あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

外出の目的について、全体では「買い物に行く」が69.5%と最も多く、次いで「医療機関の受診」が55.1%となっています。

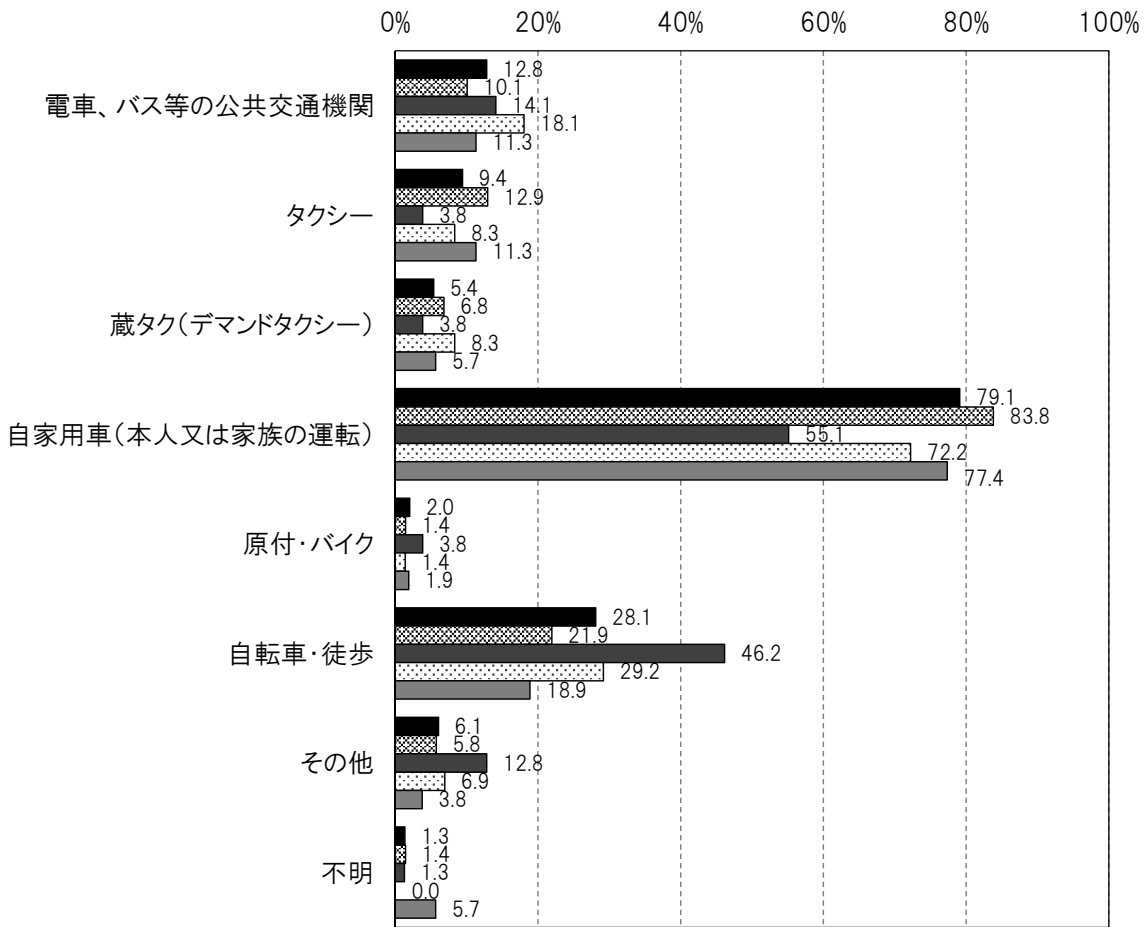
所持手帳別でも同様の傾向が見られます。また、「療育手帳」では「通勤・通学・通所」が75.0%、「精神障害者保健福祉手帳」では「買い物」が82.1%と他の手帳に比べて多くなっています。



(4) あなたが外出する際によく利用する移動手段は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

外出する際の移動手段について、全体では「自家用車(本人又は家族の運転)」が79.1%と最も多く、次いで「自転車・徒歩」が28.1%となっています。所持手帳別でも同様の傾向が見られます。

- 全体(n=445)
- 療育手帳(n=78)
- 指定難病(特定疾患)受給者証(n=53)
- ▨ 身体障害者手帳(n=278)
- ▨ 精神障害者保健福祉手帳(n=72)



(5) 外出する時に困ること、または外出をしようと思ってもできない理由は何ですか。(主なもの3つまでに○)

外出する時に困ること、外出ができない理由について、全体では「特に困っていることはない」が35.3%と最も多くなっています。困っていることについては「公共交通機関が少ない(ない)」が18.8%と多くなっています。

所持手帳別で見ると、「身体障害者手帳」では「公共交通機関が少ない(ない)」、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」では「外出にお金がかかる(電車代、バス代、タクシー第等)」、「指定難病(特定疾患)受給者証」では「発作など突然の体調の変化が心配」の割合が多くなっています。

(単位：%)

	公共交通機関が少ない(ない)	道路、駅、建物等の設備が不十分である(スロープ、手すり、トイレ、エレベーター等)	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	介助者が確保できない	外出にお金がかかる(電車代、バス代、タクシー代等)	周囲の目が気になる	発作など突然の体調の変化が心配	困った時に手助けしてもらえない	特に困っていることはない	その他	不明
全体(n=504)	18.8	9.5	7.3	10.9	17.1	9.5	11.9	10.3	35.3	9.9	13.1
身体障害者手帳(n=312)	19.6	13.5	6.1	11.9	13.1	6.4	11.9	8.7	38.5	9.9	11.9
療育手帳(n=88)	19.3	6.8	13.6	14.8	23.9	17.0	6.8	18.2	21.6	11.4	15.9
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	20.5	4.8	9.6	4.8	37.3	16.9	25.3	15.7	20.5	13.3	9.6
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	16.9	16.9	6.8	8.5	10.2	8.5	18.6	5.1	33.9	8.5	10.2

※「特に困っていることはない」「不明」を除く、上位2項目に着色

(6) あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(あてはまるもの3つまでに○)

平日の日中の過ごし方について、全体では「自宅で過ごしている(余暇活動をしている)」が47.4%と最も多く、次いで「家事をしている」が28.0%となっています。

所持手帳別でも同様の傾向が見られます。また、「療育手帳」では「障がい福祉サービス事業所に通っている(就労継続支援A型B型含む)」の割合が約5割と多くなっています。

(単位：%)

	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている	ボランティア等、収入を得られない仕事をしている	家事をしている	障がい福祉サービス事業所に通っている(就労継続支援A型B型含む)	病院でのデイケアに通っている	身体機能の回復訓練(リハビリ)を受けている	自宅で過ごしている(余暇活動をしている)	入所している福祉施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	その他	不明
全体(n=504)	24.4	1.6	28.0	10.9	2.6	7.1	47.4	7.9	0.4	6.3	5.6
身体障害者手帳(n=312)	21.2	2.6	34.3	3.5	3.2	10.3	54.2	8.0	0.0	5.8	7.1
療育手帳(n=88)	21.6	0.0	8.0	45.5	0.0	0.0	18.2	13.6	0.0	4.5	4.5
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	28.9	0.0	26.5	9.6	4.8	1.2	43.4	8.4	1.2	13.3	3.6
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	33.9	0.0	32.2	3.4	1.7	11.9	45.8	6.8	0.0	3.4	5.1

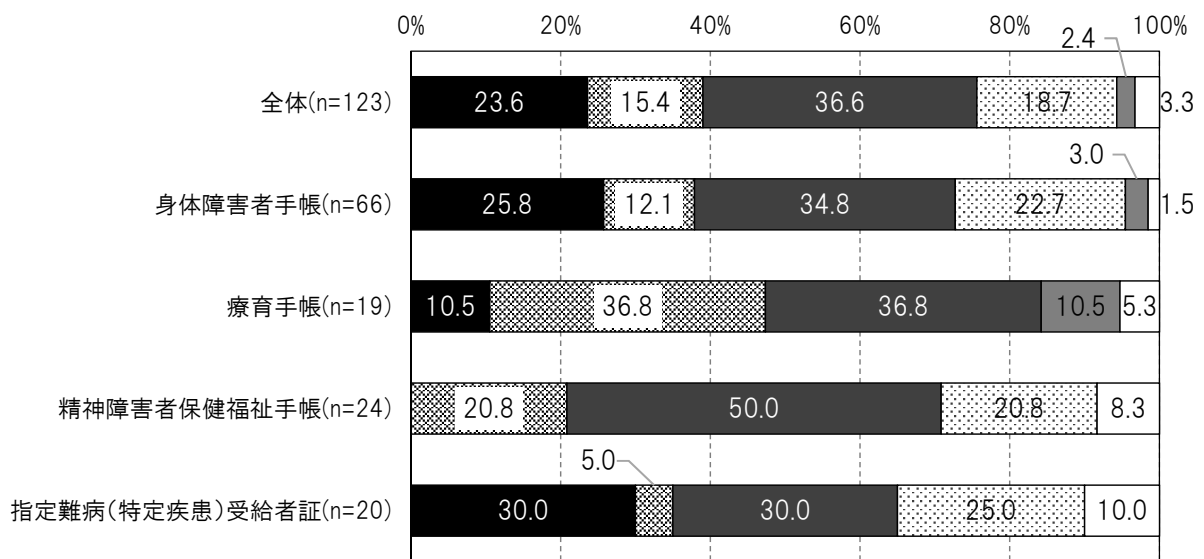
※「不明」を除く、上位2項目に着色

【(6)で、「1. 会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」を選んだ場合にお答えください。】

(7) どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つだけ)

雇用形態について、全体では「パート・アルバイト、派遣社員などの非正規雇用で働いている」が36.6%と最も多く、次いで「正規雇用で通常勤務をしている。」が23.6%となっています。

所持手帳別で見ると、「身体障害者手帳」「療育手帳」「指定難病(特定疾患)受給者証」では「正規雇用(通常勤務+短時間勤務などの障害に対する配慮を含む)」が約4割、「精神障害者保健福祉手帳」では「パート・アルバイト・派遣職員などの非正規雇用」が5割と多くなっています。



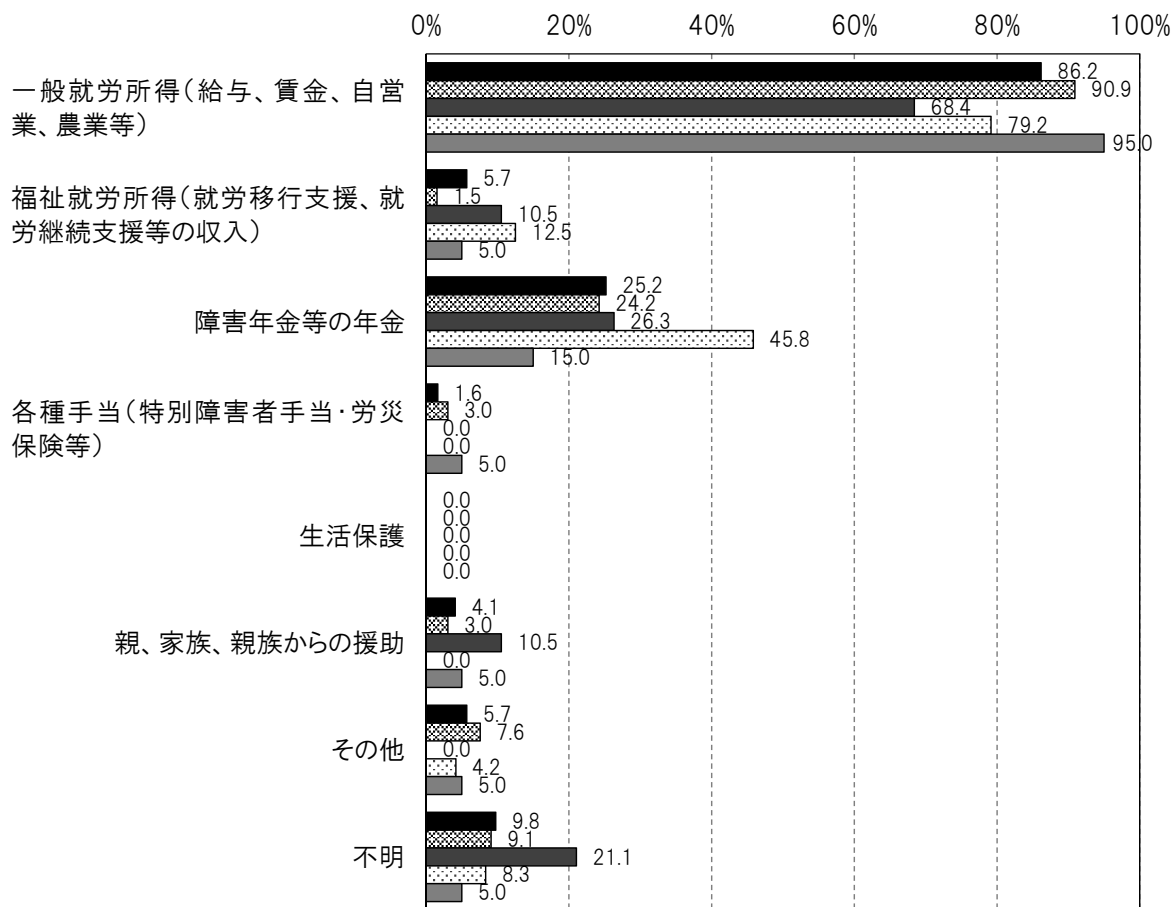
- 正規雇用で通常勤務をしている。
- ▨ 正規雇用だが短時間勤務などの障がいに対する配慮を受けている (配慮の内容…ジョブコーチの配置、軽易な作業、短時間勤務等)
- パート・アルバイト、派遣社員などの非正規雇用で働いている
- ▨ 自営業、農業、林業、漁業等
- その他
- 不明

【(6)で、「1. 会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」を選んだ場合にお答えください。】

(8) あなたの収入は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)

収入について、全体では「一般就労所得(給与、賃金、自営業、農業等)」が86.2%と最も多くなっており、所持手帳別でも同様の傾向が見られます。

- 全体(n=123)
- 療育手帳(n=19)
- 指定難病(特定疾患)受給者証(n=20)
- ▨ 身体障害者手帳(n=66)
- 精神障害者保健福祉手帳(n=24)

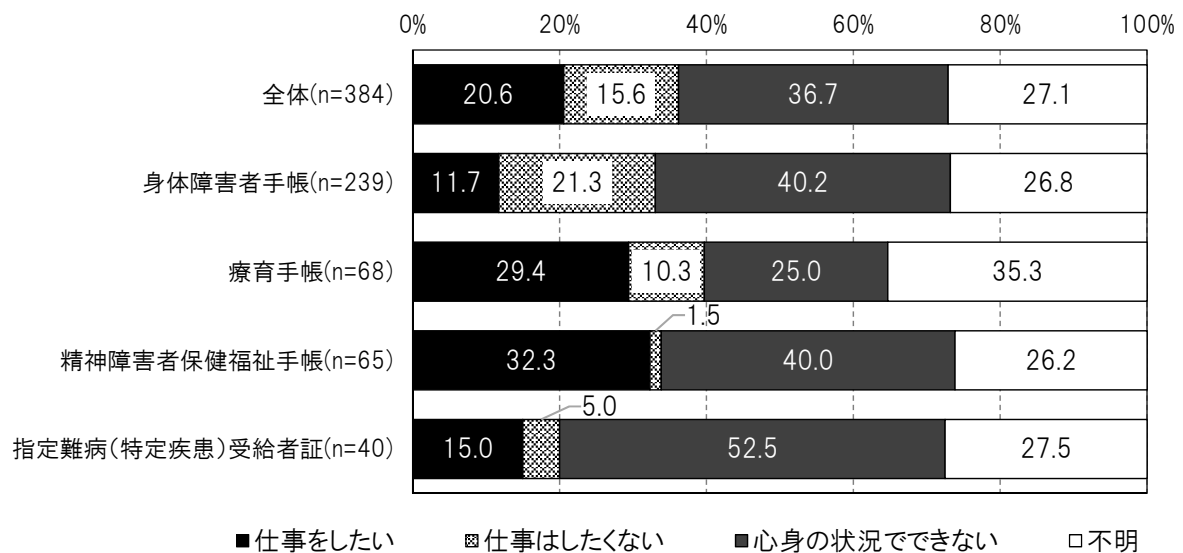


【(6)で、2～10を選んだ場合にお答えください。】

(9) あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

今後収入を得る仕事をしたいかについて、全体では「仕事をしたい」が20.6%、「仕事はしたくない」が15.6%、「心身の状況でできない」が36.7%となっています。

所持手帳別で見ると、「仕事をしたい」割合が「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」で約3割と多くなっています。



(10) 仕事を始める、または続けるために何が重要だと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)

仕事を始める、または続けるために必要なことについて、全体では「健康状態や障がいの状態に合わせた働き方ができること」が41.5%と最も多く、次いで「障がいに対する周囲の理解があること」が21.8%となっています。

所持手帳別でも同様の傾向が見られ、「療育手帳」では「通勤手段があること」の割合も多くなっています。

(単位：%)

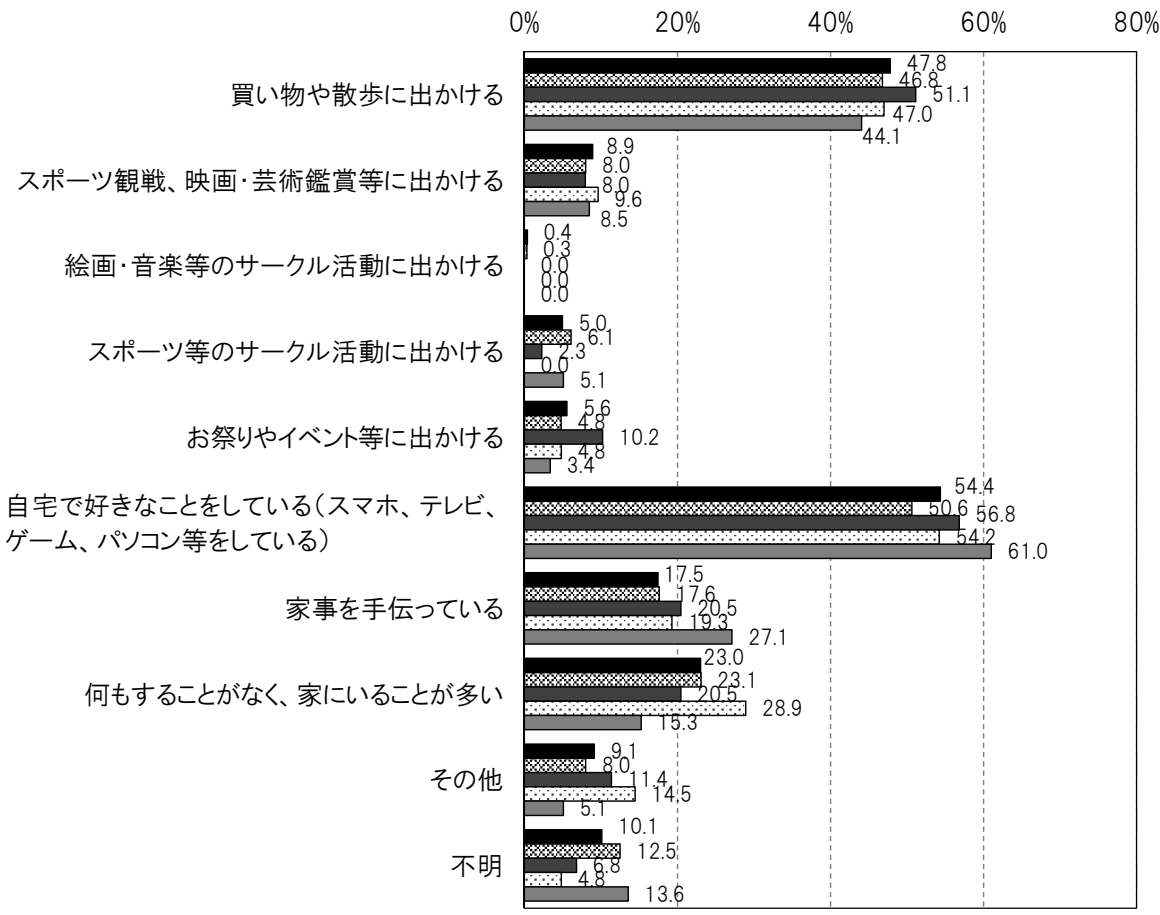
	健康状態や障がいの状態に合わせた働き方ができること	賃金が妥当であること	バリアフリーなど障がいに配慮した設備が整っていること	通勤手段があること	自宅で仕事ができること	障がいに対する周囲の理解があること	仕事に対しての相談対応・支援があること	就労のための職業訓練が充実していること	仕事を教え、または手伝う職員(ジョブコーチ等)がいること	特になし	その他	不明
全体(n=504)	41.5	13.9	4.2	14.3	13.1	21.8	11.5	2.6	6.9	17.5	2.6	28.2
身体障害者手帳(n=312)	33.0	9.9	5.4	9.3	14.7	15.7	7.1	1.3	2.9	19.9	2.6	36.2
療育手帳(n=88)	51.1	15.9	0.0	31.8	5.7	31.8	18.2	5.7	20.5	10.2	4.5	18.2
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	60.2	22.9	1.2	15.7	16.9	39.8	19.3	3.6	7.2	13.3	3.6	12.0
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	44.1	13.6	5.1	11.9	18.6	18.6	10.2	0.0	0.0	20.3	5.1	25.4

※「特になし」「不明」を除く、上位2項目に着色

(11) あなたは、休日をどのように過ごしていますか。(あてはまるもの3つまでに○)

休日の過ごし方について、全体では「自宅で好きなことをしている(スマホ、テレビ、ゲーム、パソコン等をしている)」が54.4%と最も多く、次いで「買い物や散歩に出かける」が47.8%となっています。所持手帳別でも同様の傾向が見られます。

- 全体(n=504)
- 療育手帳(n=88)
- 指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)
- ▣ 身体障害者手帳(n=312)
- ▣ 精神障害者保健福祉手帳(n=83)

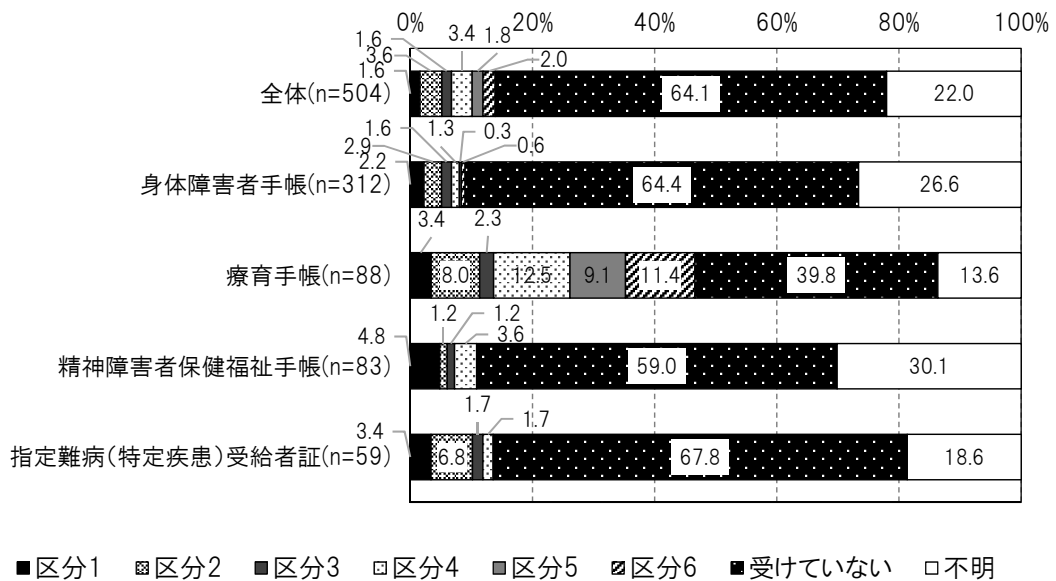


問5 障がい福祉サービス等の利用について

(1) あなたは障がい支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

障がい支援区分の認定について、全体では「受けていない」が64.1%と最も多くなっています。

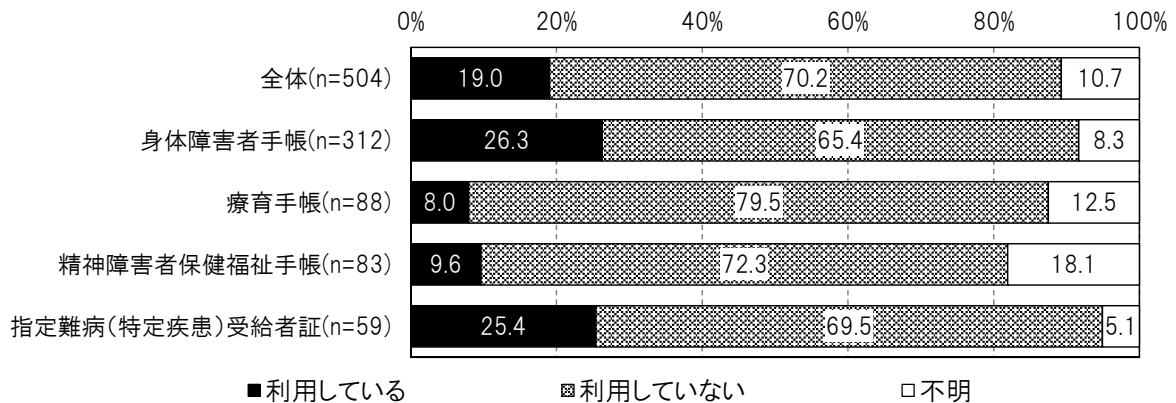
所持手帳別でも「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「指定難病(特定疾患)受給者証」の約6割は「受けていない」と回答しています。一方、「療育手帳」では約5割が障がい支援区分の認定を受けています。



(2) あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ)

介護保険によるサービス利用について、全体では「利用している」が19.0%、「利用していない」が70.2%となっています。

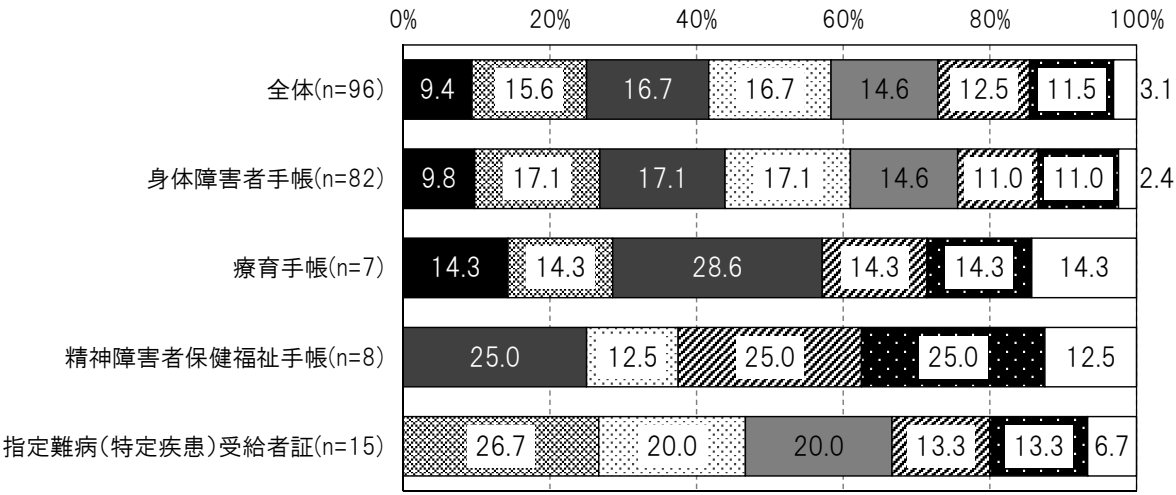
所持手帳別で見ると、「利用している」割合が「身体障害者手帳」「指定難病(特定疾患)受給者証」で約2割と多くなっています。



【(2)で、「1. 利用している」を選んだ場合にお答えください。
 (3) 該当する要介護度はどれですか。(〇は1つだけ)

要介護について、全体では「要介護1」「要介護2」が16.7%と多くなっており、次いで「要支援2」が15.6%となっています。

所持手帳別で見ると、「精神障害者保健福祉手帳」「指定難病(特定疾患)受給者証」で「要介護3以上」の割合が約5割と多くなっています。



■要支援1 ▨要支援2 ■要介護1 ▨要介護2 ■要介護3 ▨要介護4 ■要介護5 □不明

(4) あなたは次のサービス等を利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(1から23のそれぞれについて、「利用しているサービス」と「今後利用したいサービス」に○をつけてください)

サービスについて全体で見ると、利用状況については「21.通所介護(デイサービス)」が6.9%、「13.就労継続支援(A型、B型)」が6.2%と利用が多くなっています。今後の利用については、「短期入所(ショートステイ)」が7.3%、「3.同行援護・行動援護・移動支援」が5.4%と多くなっています。

(単位：%)

	全体 (n=504)				身体障害者手帳 (n=312)		療育手帳 (n=88)		精神障害者保健 福祉手帳(n=83)		指定難病(特定疾 患)受給者証(n=59)	
	利用 している (%)	(人)	今後利用 したい (%)	(人)	利用 している	今後利用 したい	利用 している	今後利用 したい	利用 している	今後利用 したい	利用 している	今後利用 したい
1.短期入所(ショートステイ)	4.0	20	7.3	37	2.2	5.4	12.5	17.0	2.4	1.2	1.7	5.1
2.居宅介護・重度訪問介護(ホームヘルプ)	2.2	11	3.8	19	2.9	3.5	2.3	4.5	1.2	2.4	3.4	3.4
3.同行援護・行動援護・移動支援	1.4	7	5.4	27	1.3	4.2	2.3	5.7	2.4	6.0	3.4	1.7
4.訪問入浴サービス	1.2	6	2.6	13	1.9	2.9	0.0	1.1	1.2	1.2	1.7	1.7
5.コミュニケーション支援	0.2	1	2.8	14	0.3	2.6	0.0	1.1	0.0	4.8	0.0	0.0
6.就労定着支援	0.6	3	1.6	8	0.0	1.6	0.0	0.0	3.6	2.4	0.0	0.0
7.自立生活援助	0.2	1	3.2	16	0.3	3.5	0.0	3.4	0.0	6.0	0.0	5.1
8.地域移行支援	0.0	0	0.6	3	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	2.4	0.0	0.0
9.地域定着支援	0.4	2	0.8	4	0.3	0.6	1.1	0.0	0.0	3.6	1.7	0.0
10.重度障害者等包括支援	0.6	3	1.4	7	1.0	1.6	0.0	2.3	0.0	1.2	1.7	1.7
11.自立訓練(機能訓練、生活訓練)	2.0	10	1.4	7	2.2	1.9	1.1	0.0	0.0	0.0	3.4	3.4
12.就労移行支援	0.8	4	1.8	9	0.0	1.0	2.3	1.1	3.6	3.6	0.0	0.0
13.就労継続支援(A型、B型)	6.2	31	3.2	16	1.3	1.6	23.9	4.5	10.8	9.6	1.7	1.7
14.地域活動支援センター	0.6	3	1.6	8	0.6	1.6	0.0	0.0	1.2	4.8	1.7	1.7
15.生活介護	4.0	20	2.6	13	1.9	1.9	17.0	5.7	0.0	3.6	3.4	1.7
16.日中一時支援	5.8	29	3.4	17	2.2	1.6	26.1	9.1	0.0	6.0	1.7	0.0
17.施設入所支援	2.2	11	3.8	19	2.2	2.6	5.7	10.2	1.2	3.6	1.7	0.0
18.療養介護	0.2	1	0.4	2	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0
19.共同生活援助(グループホーム)	1.6	8	3.2	16	0.6	2.6	4.5	9.1	3.6	2.4	0.0	6.8
20.訪問介護	2.2	11	4.6	23	3.5	5.1	0.0	1.1	0.0	2.4	6.8	1.7
21.通所介護(デイサービス)	6.9	35	4.2	21	9.3	4.8	1.1	2.3	1.2	2.4	10.2	3.4
22.短期入所(ショートステイ)	1.4	7	4.2	21	1.9	4.8	0.0	2.3	1.2	1.2	0.0	0.0
23.施設入所(特別養護老人ホーム、 有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護 療養型医療施設)	3.6	18	4.6	23	4.2	5.1	2.3	1.1	2.4	3.6	3.4	1.7

※所持手帳別の上位1項目に着色

【(4)で、「利用しているサービス」に○をつけた場合にお答えください。】

(5) 福祉サービスを利用して良かったことは何ですか。(あてはまるもの3つまでに○)

福祉サービスを利用して良かったことについて、全体では「生活リズムが整い、規則的な生活が送れるようになった」が50.0%と最も多く、次いで「家庭で介護する人の負担が減った」が44.4%となっています。

所持手帳別でも同様の傾向が見られます。また、「精神障害者保健福祉手帳」では「不安な気持ちが和らいだ」が36.0%となっています。

(単位：%)

	外出する機会が増えた	生活リズムが整い、規則的な生活が送れるようになった	家庭で介護する人の負担が減った	社会（職場、近所、人等）とのつながりができ、話す機会が増えた	不安な気持ちが和らいだ	家の中（家族の雰囲気）が明るくなった	将来的に自立した生活が思い描けるようになった	就労への意欲が高まった	自分でできることが増えた	特に良かったことはない	その他	不明
全体(n=144)	21.5	50.0	44.4	20.8	15.3	3.5	6.9	11.1	21.5	4.2	3.5	7.6
身体障害者手帳(n=76)	19.7	42.1	50.0	21.1	15.8	6.6	6.6	2.6	22.4	5.3	5.3	9.2
療育手帳(n=46)	23.9	63.0	50.0	15.2	6.5	2.2	6.5	23.9	23.9	0.0	2.2	4.3
精神障害者保健福祉手帳(n=25)	12.0	40.0	16.0	24.0	36.0	4.0	12.0	20.0	16.0	12.0	4.0	16.0
指定難病（特定疾患）受給者証(n=14)	28.6	50.0	64.3	7.1	0.0	14.3	0.0	0.0	7.1	14.3	14.3	7.1

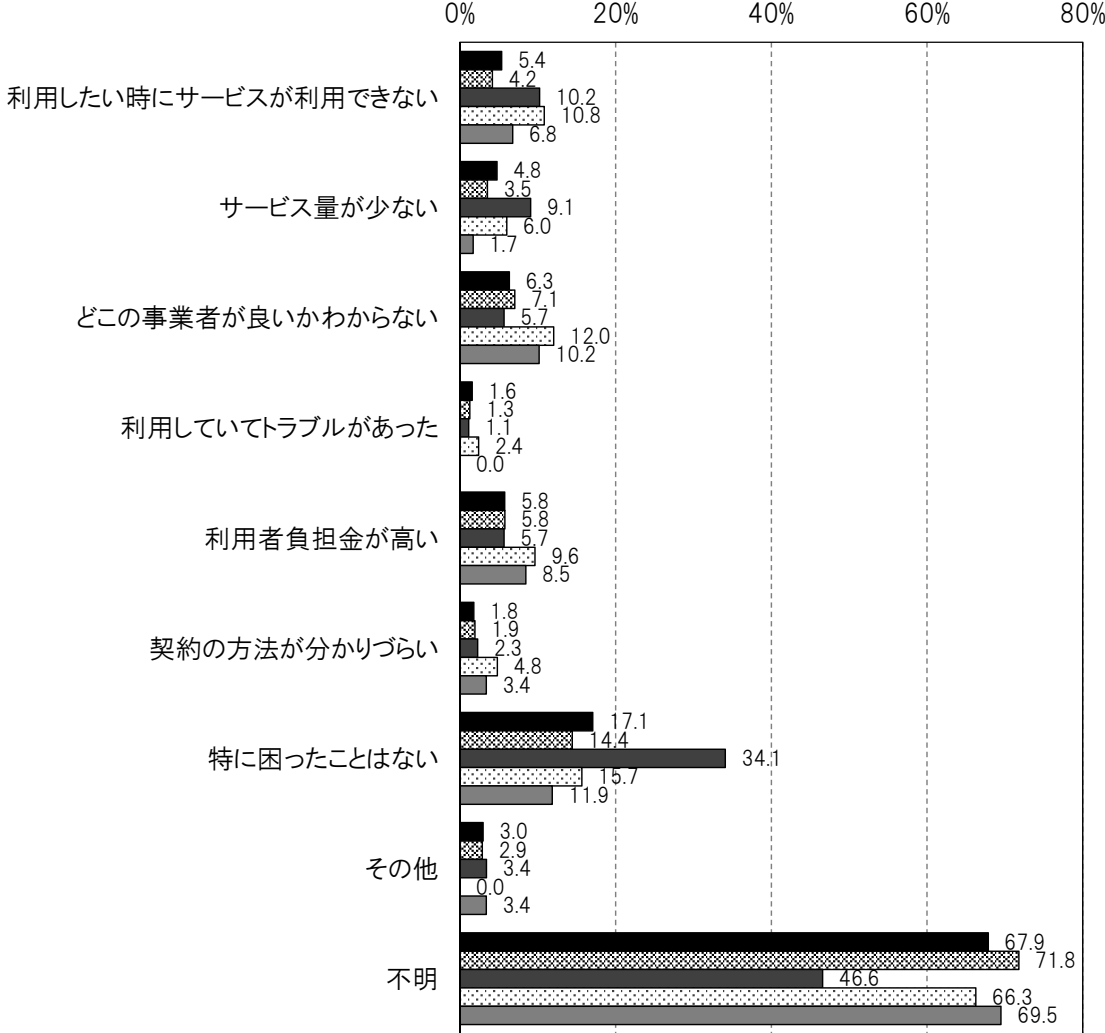
※「不明」を除く、上位2項目に着色

(6) 福祉サービスを利用して不便なことや困ったことはありますか。(あてはまるもの3つまでに○)

福祉サービスを利用して不便な事や困ったことについて、全体では「特に困ったことはない」が17.1%と最も多くなっています。困ったことについては「どこの事業者が良いかわからない」が6.3%と多くなっています。

所持手帳別でも同様の傾向となっています。また、「療育手帳」では「利用したい時にサービスが利用できない」が10.2%となっています。

- 全体(n=504)
- 療育手帳(n=88)
- 指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)
- ▨ 身体障害者手帳(n=312)
- ▨ 精神障害者保健福祉手帳(n=83)



問6 相談及び情報・コミュニケーションについて

(1) あなたは、日常生活で困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

日常生活で困っていることについて、全体では「健康状態に不安がある」が39.1%と最も多く、次いで「経済的に不安がある」が28.6%となっています。所持手帳別でも同様の傾向が見られます。

(単位：%)

	健康状態に不安がある	介助者の負担が大きい	外出(買い物、通院、公的機関等での手続き等)に支障がある	住まいに支障がある	就労について困っている	障がいに対して周囲に理解がない	必要な情報を得ることができない	困った時の相談相手がない	役所などの手続きが難しい	近くにかかりつけの病院がない	経済的に不安がある	趣味や生きがいがいない	その他	特に困っていることはない	不明
全体(n=504)	39.1	12.9	18.1	5.0	6.7	9.9	7.9	9.7	14.3	8.1	28.6	8.7	2.8	23.8	12.7
身体障害者手帳(n=312)	38.5	12.8	18.3	5.1	2.9	8.0	9.0	7.7	14.1	7.4	23.7	9.9	2.9	26.0	12.8
療育手帳(n=88)	25.0	11.4	21.6	1.1	6.8	10.2	1.1	8.0	13.6	9.1	23.9	5.7	0.0	23.9	19.3
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	55.4	16.9	19.3	7.2	19.3	22.9	15.7	21.7	26.5	15.7	51.8	15.7	6.0	6.0	13.3
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	55.9	18.6	22.0	6.8	5.1	13.6	8.5	10.2	15.3	15.3	35.6	5.1	0.0	20.3	3.4

※「特に困っていることはない」「不明」を除く、上位2項目に着色

(2) あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(主なもの3つまでに○)

悩みや困ったことを相談する相手について、全体では「家族や親族」が73.0%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.0%となっています。

所持手帳別でも同様の傾向が見られ、「療育手帳」では「サービス事業所や施設の職員」の割合も他の手帳所持者に比べて多くなっています。

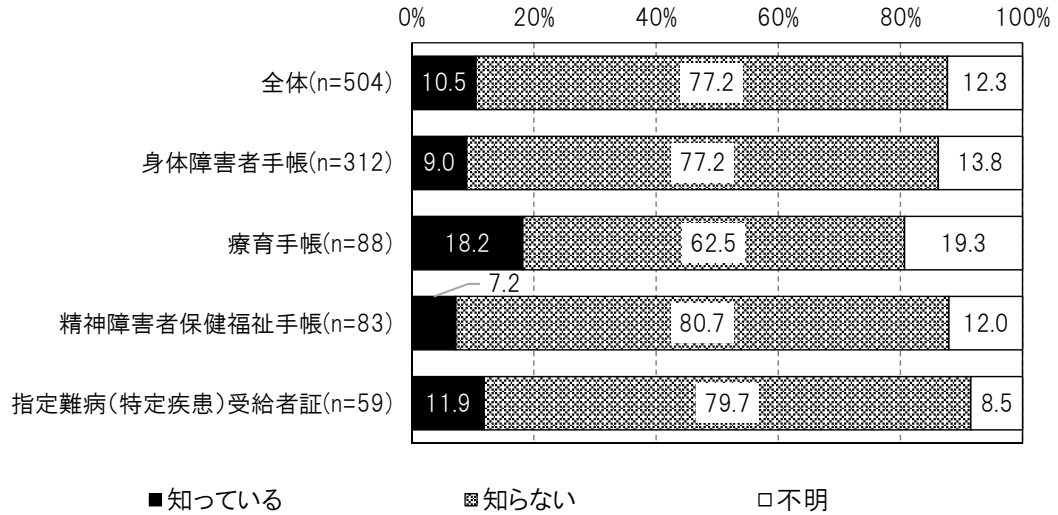
(単位：%)

	家族や親族	近所の人や友人・知人	職場の上司や同僚	サービス事業所や施設の職員	障がい者団体や家族会	身体又は知的障がい者相談員	かかりつけの医師や看護師	民生委員・児童委員	相談支援事業所の相談支援専門員、病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー	行政機関の相談窓口	栃木市障がい児者相談支援センター	成年後見人	その他	不明
全体(n=504)	73.0	19.8	5.8	14.3	1.2	0.6	25.0	2.6	14.1	2.4	0.6	0.4	1.4	11.5
身体障害者手帳(n=312)	71.5	21.8	4.2	11.2	1.6	0.3	25.6	2.6	15.4	2.2	0.3	0.6	1.9	12.5
療育手帳(n=88)	65.9	9.1	11.4	29.5	1.1	2.3	12.5	2.3	18.2	2.3	0.0	0.0	0.0	17.0
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	72.3	16.9	4.8	20.5	0.0	1.2	33.7	2.4	10.8	4.8	1.2	0.0	3.6	9.6
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	79.7	11.9	3.4	6.8	1.7	0.0	37.3	3.4	20.3	5.1	1.7	0.0	0.0	6.8

※「不明」を除く、上位2項目に着色

(3) あなたは、栃木市障がい児者相談支援センターを知っていますか。(○は1つだけ)

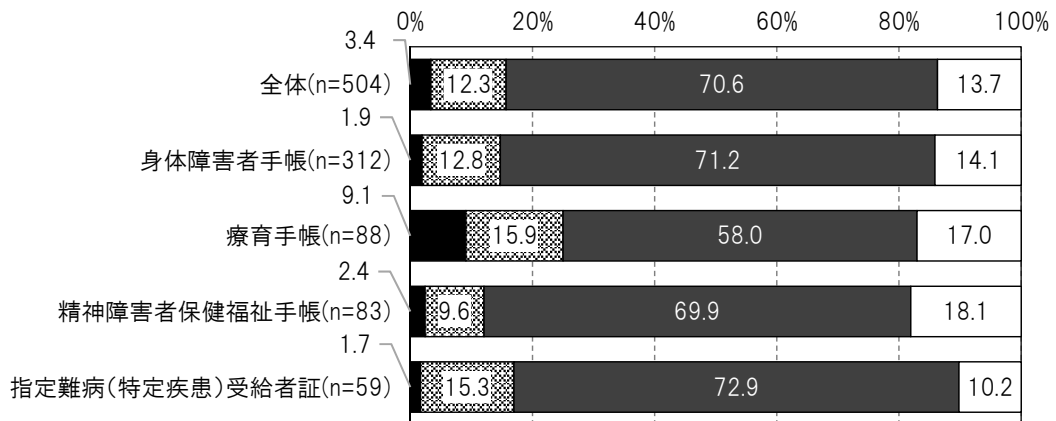
栃木市障がい児者相談支援センターについて、全体では「知っている」が10.5%、「知らない」が77.2%となっており、所持手帳別でも同様の傾向となっています。



(4) ぐらしだいじネットについてご存じですか。(○は1つだけ)

ぐらしだいじネットについて、全体では「名前も内容も知っている」が3.4%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が12.3%、「名前も内容も知らない」が70.6%となっています。

所持手帳別で見ると、すべての手帳で「名前も内容も知らない」が半数以上となっています。



■名前も内容も知っている ■名前は聞いたことがあるが、内容は知らない ■名前も内容も知らない □不明

ぐらしだいじネットとは、障がいのある方の「高齢化」「重度化」「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく制度です。具体的には、日ごろ介護をされる方が急病にかかるなどの理由で、障がいのある方がご自宅で一人で過ごすことができなくなった場合などにご利用いただく、事前登録制の緊急時支援事業や、将来一人暮らし等の自立生活を目指す障がいのある方が、体験施設で一人暮らしの体験ができる一人暮らし体験事業などがご利用できます。

(5) あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(主なもの3つまでに○)

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報について、全体では「市の広報紙、市のホームページ」が33.3%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が26.4%となっています。

所持手帳別でも同様の傾向が見られます。また「療育手帳」では「施設の職員」が約4割、「精神障害者保健福祉手帳」では「かかりつけの医師や看護師」が約3割、「指定難病(特定疾患)受給者証」では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が約3割となっています。

(単位：%)

	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	市の広報紙・市のホームページ	インターネット・SNS等	家族や親せき、友人・知人	施設の職員	障がい者団体や家族会(団体の機関誌等)	身体又は知的障がい者相談員	かかりつけの医師や看護師	民生委員・児童委員	相談支援事業所等の相談支援専門員、病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー	行政機関の相談窓口	地域包括支援センター	栃木県障害者総合相談所	社会福祉協議会	その他	不明
全体(n=504)	23.0	33.3	16.1	26.4	16.3	2.0	1.6	15.7	0.8	14.7	2.6	2.8	0.6	2.0	3.4	11.7
身体障害者手帳(n=312)	25.3	36.2	15.4	27.2	10.9	1.6	1.3	17.6	1.3	13.5	2.9	3.8	0.3	2.9	2.2	12.2
療育手帳(n=88)	18.2	23.9	6.8	22.7	43.2	6.8	4.5	8.0	1.1	19.3	2.3	1.1	3.4	0.0	4.5	13.6
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	18.1	26.5	21.7	25.3	8.4	1.2	2.4	26.5	1.2	12.0	3.6	1.2	1.2	1.2	4.8	10.8
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	28.8	39.0	25.4	23.7	10.2	3.4	0.0	16.9	3.4	11.9	5.1	3.4	1.7	3.4	1.7	6.8

※「不明」を除く、上位2項目に着色

(6) あなたは情報入手したり、コミュニケーションをとる上で、困ることはありますか。(主なものを3つまでに○)

情報入手したり、コミュニケーションをとる上で困ることについて、全体では「特に困ることはない」が38.9%と最も多くなっています。困っていることでは、「うまく質問できない、伝えられない」が20.6%と多くなっています。

所持手帳別でも同様の傾向となっています。また、「身体障害者手帳」では「パソコンやスマートフォンが使えない」が約2割となっています。

(単位：%)

	案内表示がわかりにくい	音声情報や文字情報が少ない	パソコンやスマートフォンが使えない	手話通訳者、要約筆記者の数が少ない	伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる	うまく質問できない、伝えられない	案内通知など読むことが難しかったり、文章表現が分かりにくい	相手の話す内容がわかりにくい	特に困ることはない	その他	不明
全体(n=504)	7.3	2.6	17.9	1.2	12.3	20.6	13.9	12.5	38.9	3.4	16.1
身体障害者手帳(n=312)	8.0	3.8	21.2	1.6	8.0	16.0	13.1	10.3	39.7	2.2	18.3
療育手帳(n=88)	10.2	0.0	12.5	0.0	25.0	37.5	23.9	18.2	25.0	5.7	17.0
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	7.2	1.2	19.3	0.0	21.7	33.7	14.5	19.3	25.3	6.0	13.3
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	11.9	5.1	11.9	1.7	6.8	16.9	11.9	3.4	52.5	0.0	10.2

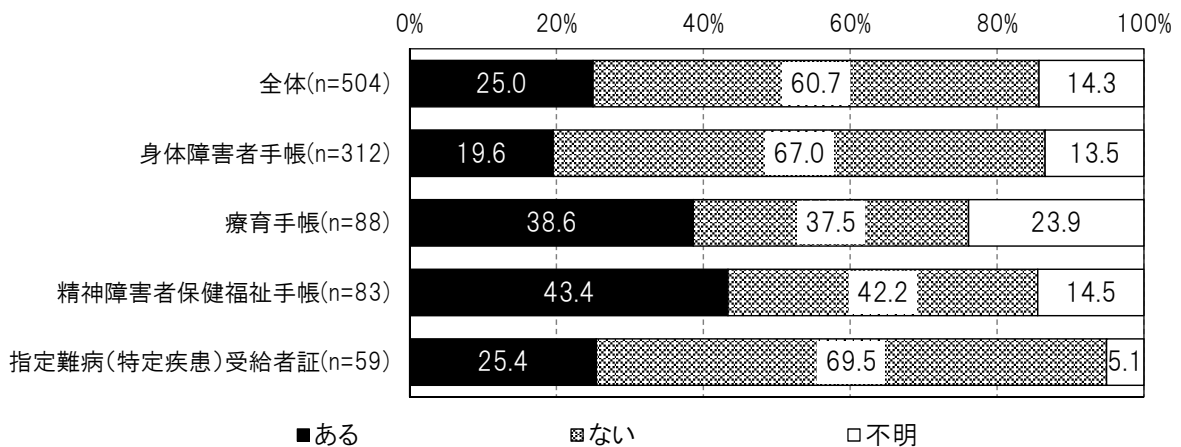
※「特に困ることはない」「不明」を除く、上位2項目に着色

問7 権利擁護について

(1) あなたは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことがありますか。(〇は1つだけ)

差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、全体では「ある」が25.0%、「ない」が60.7%となっています。

所持手帳別で見ると、「ある」割合は、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」で約4割となっています。



【(1)で、「1. ある」を選んだ場合にお答えください。】
(2) あなたは、どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに〇)

どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、全体では「学校・仕事場」が45.2%と最も多くなっています。

所持手帳別でも同様の傾向となっており、「身体障害者手帳」「指定難病(特定疾患)受給者証」では「外出先」の割合も約4割となっています。

(単位：%)

	学校・仕事場	仕事を探するとき	外出先	余暇を楽しむとき	病院等の医療機関	住んでいる地域	家庭	その他	不明
全体(n=126)	45.2	17.5	34.9	11.1	23.8	21.4	15.9	4.8	0.8
身体障害者手帳(n=61)	29.5	13.1	44.3	11.5	29.5	23.0	23.0	3.3	1.6
療育手帳(n=34)	50.0	23.5	38.2	20.6	20.6	20.6	11.8	2.9	0.0
精神障害者保健福祉手帳(n=36)	58.3	19.4	19.4	0.0	13.9	19.4	19.4	8.3	0.0
指定難病(特定疾患)受給者証(n=15)	40.0	13.3	40.0	6.7	26.7	13.3	33.3	6.7	0.0

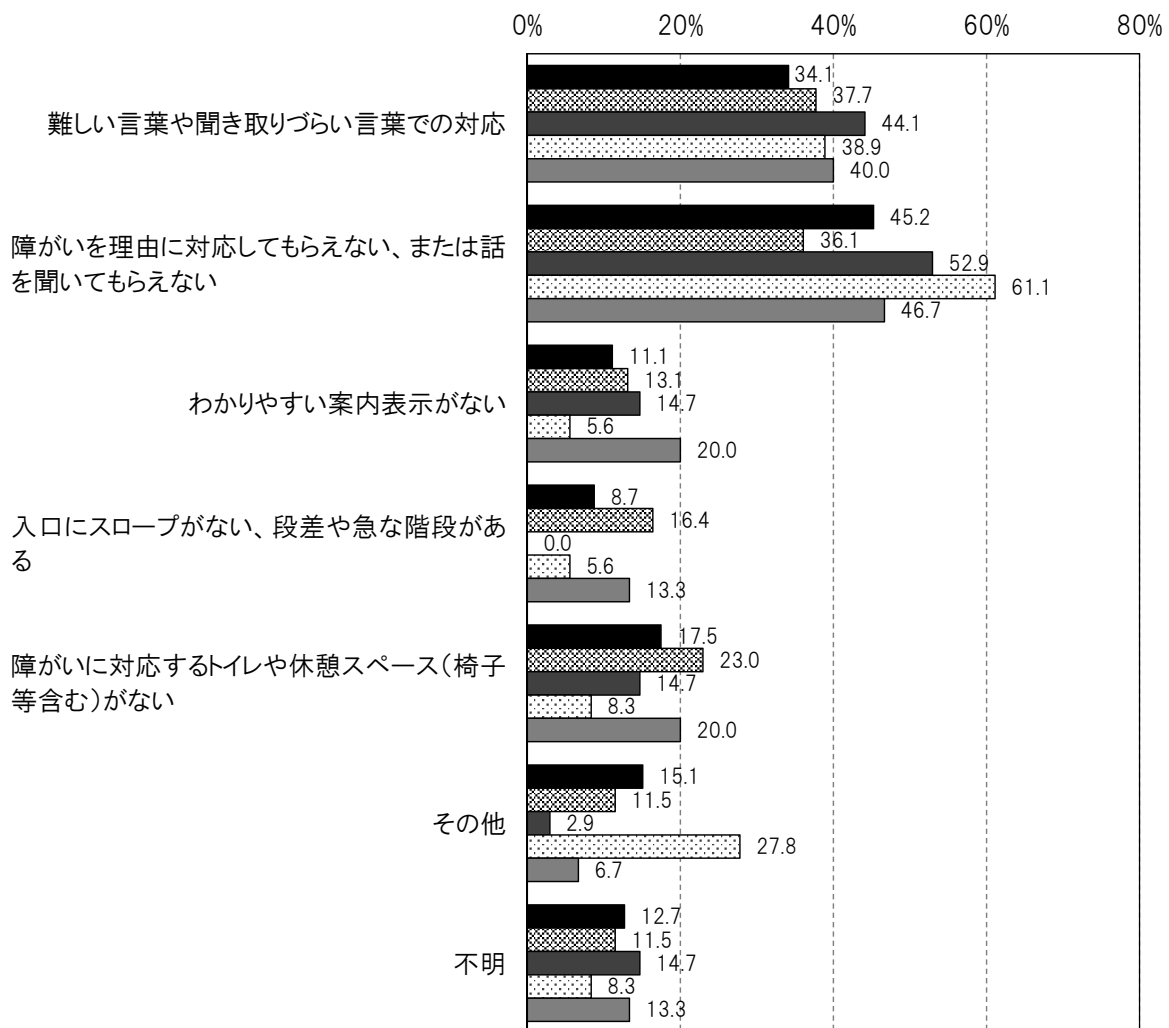
※上位1項目に着色

(3) あなたはどのような時に、差別や嫌な思いを感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

どのような時に、差別や嫌な思いをしたかについて、全体では「障がいを理由に対応してもらえない、または話を聞いてもらえない」が45.2%と最も多くなっています。

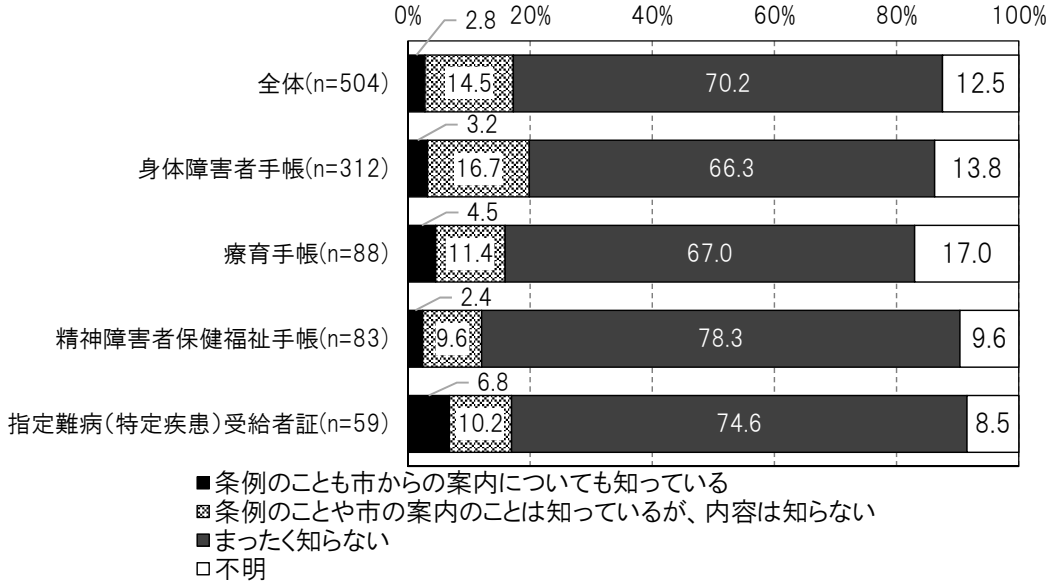
所持手帳別でも同様の傾向となっており、「身体障害者手帳」では「難しい言葉や聞き取りづらい言葉での対応」が37.7%となっています。

- 全体(n=126)
- 療育手帳(n=34)
- 指定難病(特定疾患)受給者証(n=15)
- ▨ 身体障害者手帳(n=61)
- ▨ 精神障害者保健福祉手帳(n=36)



(4) 平成31年4月から、「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」が施行され、栃木市でも講演会や市広報紙・ホームページで案内しています。あなたはこのことについて知っていますか。(○は1つだけ)

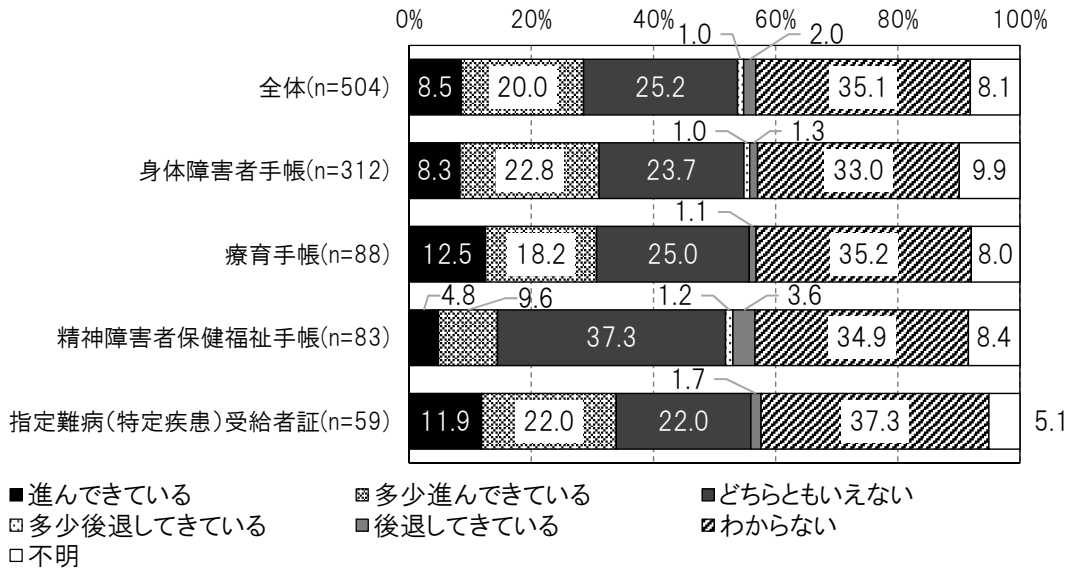
「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」の認知について、全体では「まったく知らない」が70.2%と最も多く、所持手帳別でも6割以上が「まったく知らない」と回答しています。



(5) あなたは「障がい」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思いますか(○はひとつだけ)

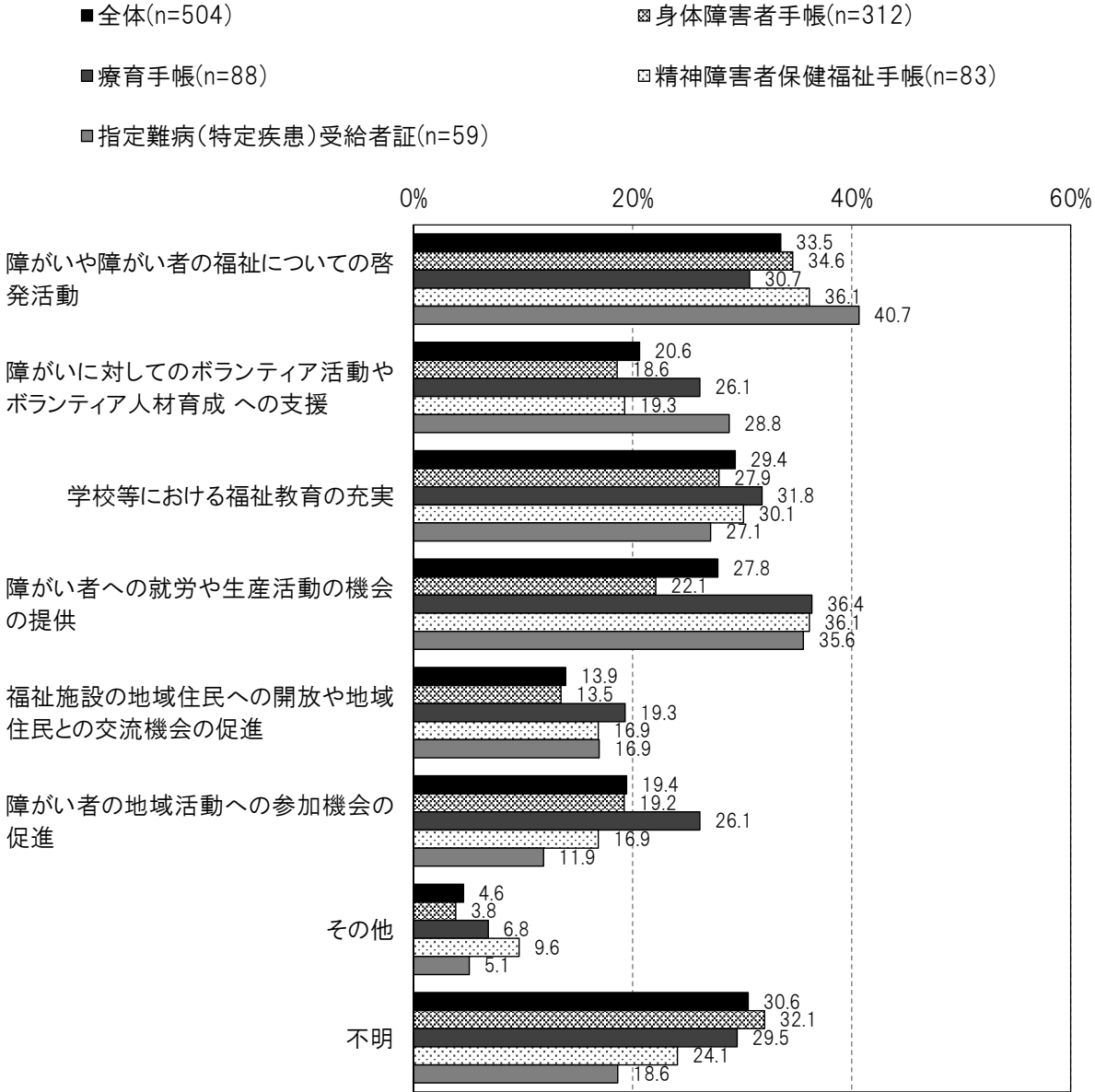
「障がい」に対して市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいるかについて、全体では「進んできている(多少を含む)」が28.5%、「どちらともいえない」が25.2%、「後退してきている(多少を含む)」が3.0%となっています。

所持手帳別でも、同様の傾向が見られ、「精神障害者福祉手帳」では「どちらともいえない」の割合が他の手帳所持者に比べて多くなっています。



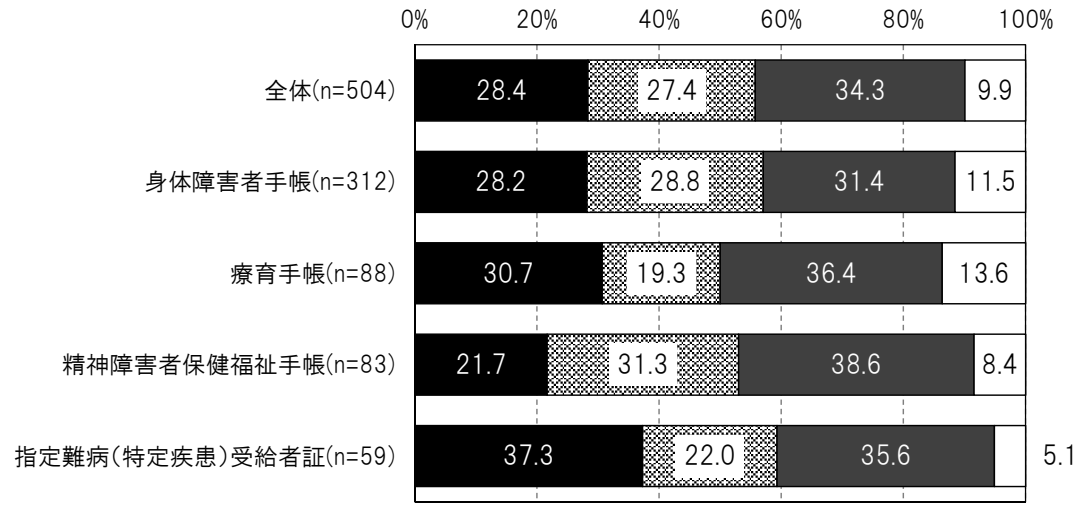
(6) あなたは「障がい」に対する市民の理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「障がい」に対する市民の理解を深めるために必要なことについて、全体では「障がいや障がい者の福祉についての啓発活動」が33.5%と最も多く、次いで「学校等における福祉教育の充実」が29.4%となっています。所持手帳別でも同様の傾向が見られます。



(7) 成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つだけ)
 成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人の預貯金の管理(財産管理)や、日常生活での様々な契約等を支援していく制度です。

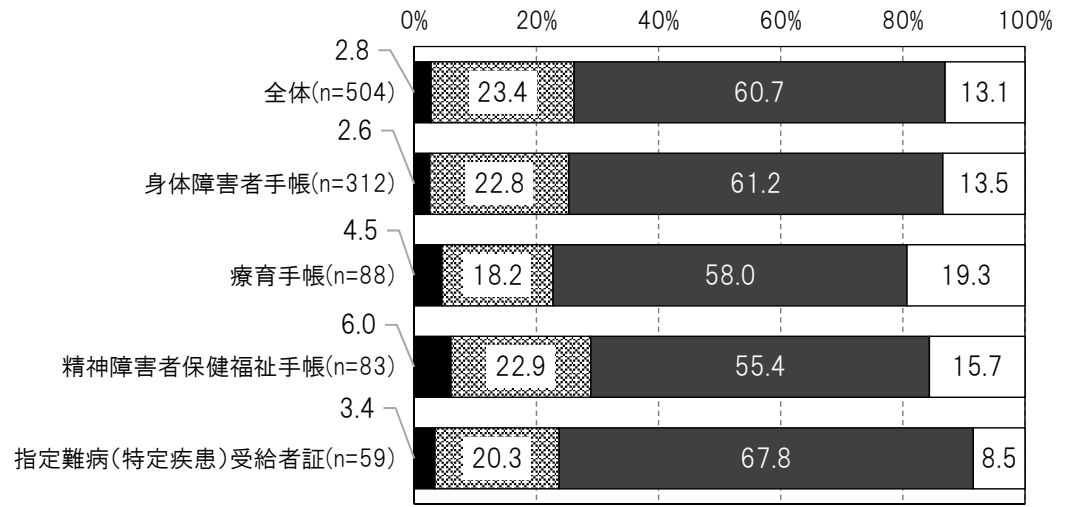
成年後見制度について、全体では「名前も内容も知っている」が28.4%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.4%、「名前も内容も知らない」が34.3%となっており、所持手帳別でも同様の傾向が見られます。



■ 名前も内容も知っている ▨ 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない ■ 名前も内容も知らない □ 不明

(8) 成年後見制度について、今後利用したいと思いますか。(〇は1つだけ)

成年後見制度について、全体では「利用したい」が2.8%、「利用したいとは思わない」が23.4%、「必要になったら利用したい」が60.7%となっており、所持手帳別でも同様の傾向が見られます。

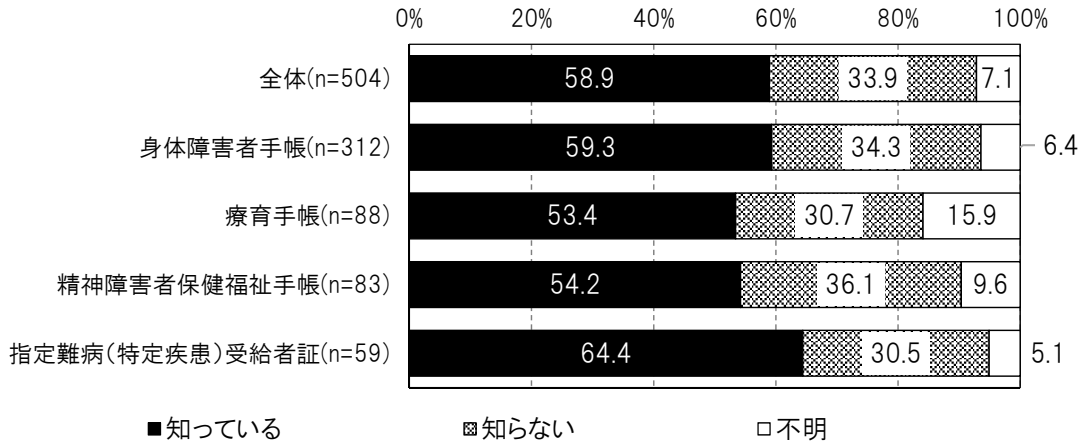


■ 利用したい ▨ 利用したいとは思わない ■ 必要になったら利用したい □ 不明

問8 災害時の避難等について

(1) あなたは、自分の地域の避難場所を知っていますか。(○は1つだけ)

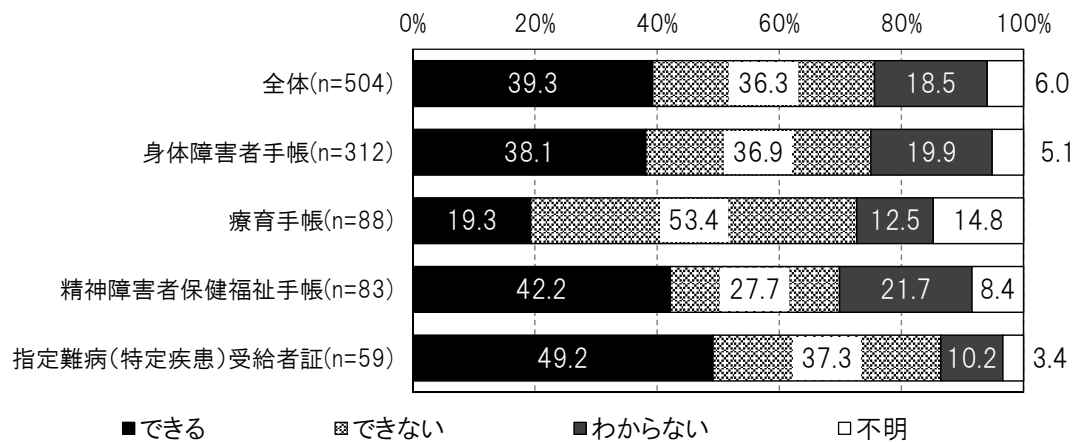
自分の地域の避難場所について、全体では「知っている」が58.9%、「知らない」が33.9%となっており、所持手帳別でも同様の傾向となっています。



(2) あなたは、火事や地震、台風による水害等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

災害時に一人で避難できるかについて、全体では「できる」が39.3%、「できない」が36.3%、「わからない」が18.5%となっています。

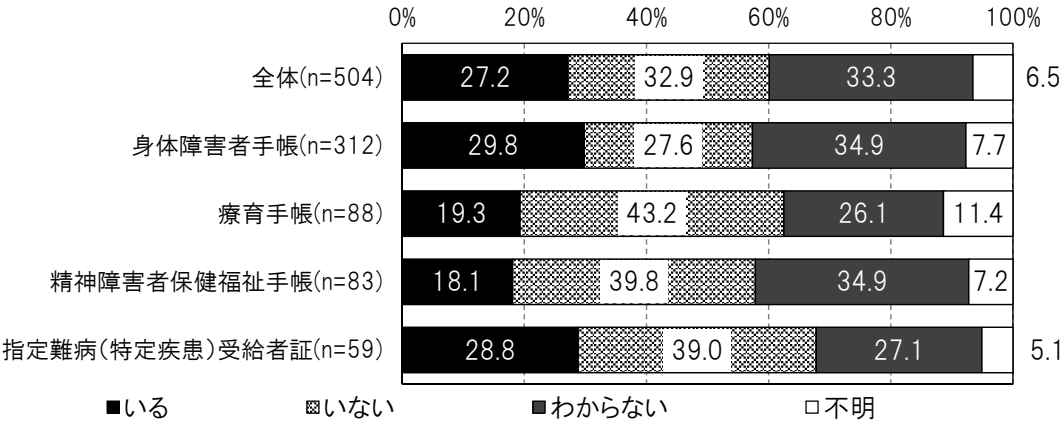
所持手帳別で見ると、すべての手帳所持者で「できない」または「わからない」が約5割となっており、特に「療育手帳」では53.4%が「できない」と回答しています。



(3) 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。(〇は1つだけ)

近所に助けてくれる人がいるかについて、全体では「いる」が27.2%、「いない」が32.9%、「わからない」が33.3%となっています。

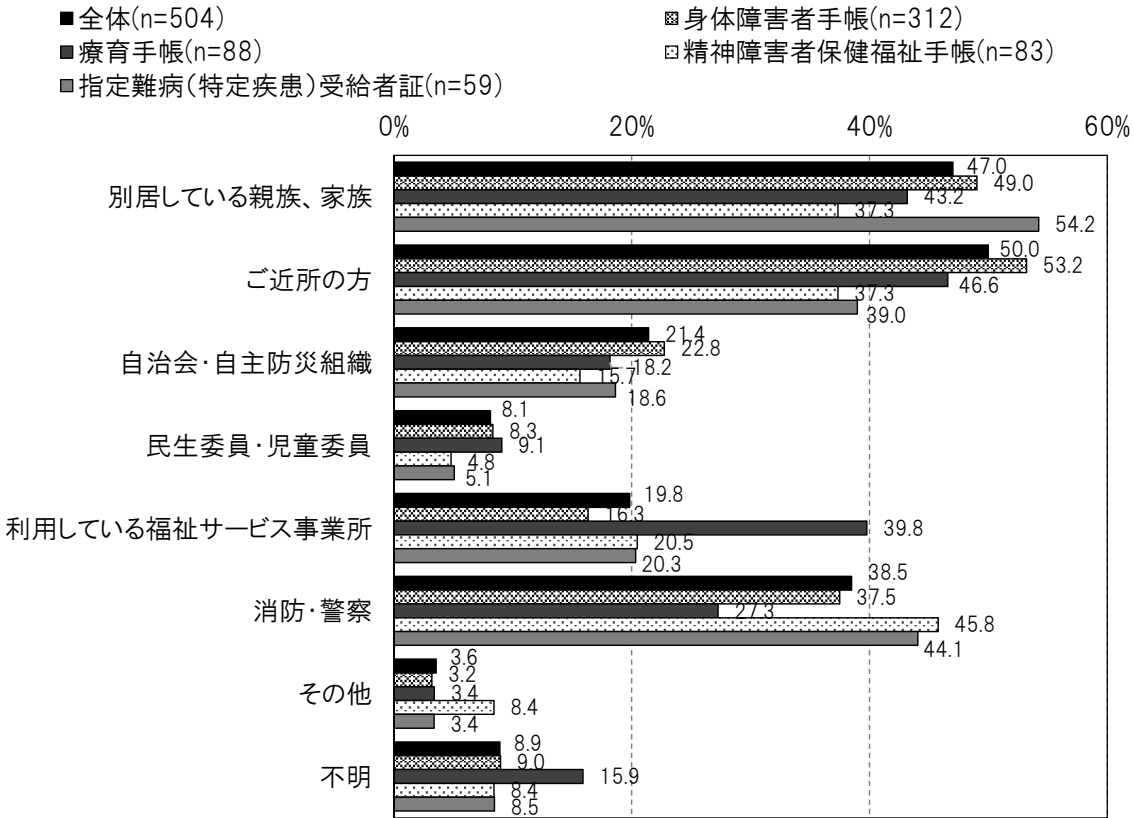
所持手帳別で見ると、「身体障害者手帳」「指定難病(特定疾患)受給者証」では、約3割、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」では約2割となっています。



(4) 災害時にどんな人の助けがあればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

災害時にどんな人の助けがあればよいかについて、全体では「ご近所の方」が50.0%と最も多く、次いで「別居している親族、家族」が47.0%となっています。

所持手帳別でも同様の傾向が見られます。また、「精神障害者保健福祉手帳」「指定難病(特定疾患)受給者証」では「消防・警察」の割合も多くなっています。



(5) 火事や地震、台風による水害等の災害時にどんな支援が必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

災害時に必要な支援について全体では、「いつも服用している薬の確保」が54.8%と最も多く、次いで、「プライバシーが守られる避難所」が54.4%となっています。

所持手帳別でも同様の傾向が見られ、「療育手帳」では「避難先で障がい配慮してもらえること」の割合も多くなっています。

(単位：%)

	プライバシーが守られる避難所	避難所で福祉サービスが受けられること	避難先で障がいに配慮してもらえること	いろいろな情報入手できること	いつも服用している薬の確保	誰かに一緒にいてもらえたり、不安な気持ちを聞いてもらえること	福祉用具等(車椅子、ストマ用器具等)の確保	自宅に支援物資等を届けてくれること(避難したくない)	介助者の手助け	その他	特に思いつかない	不明
全体(n=504)	54.4	35.5	47.4	31.2	54.8	32.5	18.5	28.6	18.7	1.0	4.4	6.9
身体障害者手帳(n=312)	51.0	34.9	46.2	32.7	53.2	29.8	23.4	27.2	19.6	1.3	5.8	6.4
療育手帳(n=88)	47.7	42.0	55.7	22.7	36.4	44.3	9.1	29.5	21.6	0.0	4.5	14.8
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	55.4	38.6	50.6	33.7	69.9	39.8	9.6	28.9	13.3	1.2	6.0	7.2
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	59.3	28.8	44.1	27.1	64.4	28.8	23.7	33.9	16.9	1.7	6.8	3.4

※上位2項目に着色

問9 福祉のまちづくりについて

(1) 障がい者にとって住みよいまちをつくるためには、何が重要だと思いますか。
(あてはまるもの3つまでに○)

障がい者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、全体では「障がい者や障がい者福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が30.2%と最も多く、次いで「在宅サービス・通所サービスの充実」が27.0%となっています。

所持手帳別で見ると、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」に加えて、「身体障害者手帳」では「道路・建物・駅などの整備（スロープ、手すり、トイレ、エレベーター等）」、「療育手帳」では「在宅サービス・通所サービスの充実」、「精神障害者保健福祉手帳」では「障がい者への就労や生産活動の機会の提供」、「指定難病（特定疾患）受給者証」では「災害時支援体制の充実」の割合が多くなっています。

(単位：%)

	障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発	障がい者に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援	学校等における福祉教育の充実	障がい者への就労や生産活動の機会の提供	福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進	障がい者の地域活動への参加機会の促進	在宅サービス・通所サービスの充実	相談機能の充実	見守り活動への支援	道路・建物・駅などの整備（スロープ、手すり、トイレ、エレベーター）	災害時支援体制の充実	その他	不明
全体(n=504)	30.2	17.1	21.4	23.4	8.1	6.3	27.0	21.4	14.5	25.2	24.2	3.2	13.9
身体障害者手帳(n=312)	29.5	17.0	21.8	18.6	9.6	7.1	26.9	17.3	15.4	30.8	25.0	3.2	13.1
療育手帳(n=88)	30.7	25.0	22.7	21.6	4.5	8.0	28.4	18.2	14.8	8.0	25.0	1.1	18.2
精神障害者保健福祉手帳(n=83)	36.1	7.2	24.1	37.3	6.0	7.2	26.5	33.7	12.0	19.3	19.3	8.4	14.5
指定難病(特定疾患)受給者証(n=59)	35.6	13.6	15.3	25.4	3.4	6.8	22.0	18.6	11.9	30.5	35.6	0.0	13.6

※上位2項目に着色

問 10 ご意見、ご要望について

(1) あなたが困っていることや必要とすることがありましたら、ご記入ください。

No.	記述内容
1	<p>地域における障がい者への差別があり困っているのでなくして欲しい。</p> <p>職場において、障がい者への理解が少ないことがあるので対応して欲しい。</p> <p>就労の充実</p> <p>栃木市における相談が出来る場所があると良い。(就労や困りごとについて)</p>
2	<p>私は病院では4級の判定を受け、申請をしてもらいましたが、県の判定は厳しく上肢7級+下肢7級で6級の障がい者手帳の交付を受けました。連続して歩行出来るのは50m程なのに、今の等級では「おもいやり駐車スペース利用書」がもらえず、困っています。そのため、外出する機会を奪われています。県の判定が厳しすぎだと思います。</p>
3	<p>見た目で障がい者と分ってもらえず、行く先々で酷い扱いを受ける。窓口等で失礼な対応をされる。</p>
4	<p>今のところデイサービスを利用して、生活のリズムが取れていいと思います。でも、これから先、私達(親)が年をとり世話が出来なくなった時、入所できる施設があるのか。また、入所するにあたり書類や料金など複雑で私達が理解できるのか不安です。施設だけでは、大変だと思います。市からの協力が必要だと思います。また、自然災害が多くなったので、避難したくても場所が体育館とかみなさんで一緒には絶対無理なので、市としては障がい者に詳しい人と連携して作っているのか先々の不安でいっぱいです。先のことはわからないでなく、いざという時これぐらいでOKだよねでは、ダメなのが障がいをもっている人の生活だと思います。もちろん家族の責任もありますが、よろしくお願いします。乱筆、乱文、お許してください。</p> <p>障がいのある人、ない人、同じように楽しく生活できる栃木県栃木市でお願いします。</p>
5	<p>12年前の震災で3組の家族を受け入れ1年間同居した事を考えると、自分が元気だった事で対応出来た。現在の自分では無理だろうし、もし私達はその立場になったらと思うと不安になる。</p>
6	<p>特に今は困っている事はないが、不安に思う事は、仕事とお金です。病状が悪くなれば仕事を続けられなくなるし、収入がなくなるので生活できない。お金の方は、薬代、交通費などがかかり毎月負担になり、薬価が高い薬になると負担が急に増え苦しいです。</p>
7	<p>知的障がい者に対して、バカ発言が酷くて心に傷が出来てしまい、余り相手と気軽に話すことが出来ない。(警戒してしまう)</p>

No.	記述内容
8	<p>頭の中では、何を言うか決めてから話そうと思っているが、なかなか言えない。これを言ったら怒られるんじゃないかと思うと話せない。こないだ一人で電車で出かけて、目的の駅に着いて降りたらたくさんの方が歩いていて、久しぶりに都会に外出した事もあったせいか、初めてどうきと警戒心と周囲の目が気になってどうしたら良いかわからず怖くなってしまって、イヤホンで音楽を聞きながら出かけて、その日は何だかいやな気分だったし不安になってしまいました。こういう場合どうしたら良いですか。</p>
9	<p>今後、老々介護になるので不安、どうしたらいいのか。マニュアルみたいなものが必要(より細かく)</p> <p>専門介護用語が理解しにくい。</p> <p>問題、要望があつた場合どこに相談したら良いのか判らない。</p>
10	<p>物の値段が上がっているのに、生活保護費が足りない。</p>
11	<p>自宅の改修が 20 万円の枠を超えた分の補助有りだが、その後必要として水廻りの改修をした分については、一回受けていると直しても使えない。年数がたった分についての補助を見直して欲しい。</p> <p>段差のない道路。</p> <p>地域で見守りが出来る体制を整えて欲しい。</p>
12	<p>自身の精神障害をなるべく周囲には伏せて生活しているので、地域活動への参加や人付き合い、公的機関での手続きなど、見通しのつかない物事への不安が強く、実際に行ったあとには疲れを感じます。自分に関係する人全員が障がい理解があることや、配慮を望んでいるわけではないんだけど、人(健常者)よりも苦手な事が多く、努力をしてやっと人並に生活することが可能な苦悩などを共有できる人が身近いたら良いのになあと、孤独を感じることがあります。</p>
13	<p>身障者 1 級になっている洞不全症候群(SSS)は、ペースメーカー植込によってコントロールされているので日常生活には全く健康上のトラブルは全く問題を生じておりません。ただ昨年発症した労作性心筋症により日常生活でも立ちくらみ等がよくおこり苦勞しております。これは 50 日に一度、とちのき内科にて検診してもらっているところです。</p>
14	<p>私は 20 年勤めていた会社を辞めました。理由は、精神障害者にも関わらず、精神的に追い詰められて死んだ親の事まで侮辱され、体重が 13kg 落ちてしまい、死にたくなりました。その人は、回りとも取り込み私と他の人が話せないようにしたりしていました。会社の上司も知っているはずですが、対応はしてくれません。それどころか障害者を口実にするならお客さんの見えないところに移動させるよと脅しみたいなことを言われました。栃木市にはこんな会社もあるんです。市の方で良いことをしてくれても、裏ではこんなことが起こっています。どうかこの状況を正しく見極めてください。</p>
15	<p>これから一般の社会で生きて、生活していく状況に成るので、退院をして、義足、松葉杖、車椅子と生活して行くまで、色々な事を感じ、色々考える事が増えると思います。</p>
16	<p>災害時避難所の開設の情報はどの様に受けられるのか。防災無線は受声不明瞭で良く分からない。又避難所に行けば確実に受け入れてもらえるのかどうか不安。避難に関して支援を必要としていると思う。</p>

No.	記述内容
17	もし母がいなくなったら手続きなどができなくなるし（年金や手帳など）お手伝いはできるけど、家事の全てはできないので、とても不安です。姉にも迷わくはかけたくないです。
18	家から出る生ごみ外へ、いろいろ。足がわるいので、市であつめてもらえたら、ありがたいです。自宅に来てもらいたいです。スミマセン、ヨロシクお願いします。病院の通院について
19	障害者年金の受給に際して、条件が厳しすぎると思う。精神科の初診前後に年金の未納が1～2回あっただけで受給不可になってしまった。その他の期間は全部納めている。
20	障がいの人が働く場所が少なく、選ぶ選択肢が少ない
21	内臓障害のため、定期的な通院及びストマ交換等で日常生活に不便は感じますが、補装具の公費負担はありがたく感じております。その中で、年齢、体力に応じた仕事を短時間続けることができますので助かっております。もうしばらくしたら、病院等も近くの所に変えるようにして、できるだけ自立した生活ができるようにと考えております。ありがとうございます。
22	介護をしている妻より・主人は令和2年腎臓が悪化し、腹膜透析をするようになりその後腹膜炎をおこし、令和4年10月から血液透析週3回行うようになりました。又令和3年9月頃から難病の重症筋無力症を発症し、大学病院の脳神経内科にて通院治療を受けています。現在、ステロイドの量が減り安定はしてきていますが、年を重ねるごとに今後の事を考えると不安になります。医療施設は少ないと聞いています。勝手に言って申し訳なく思いますが、医療施設増も考えてほしいと思います。医療福祉関係の皆様方には色々大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいです。
23	障害の程度は個々違うので、その人に合った支援、介助を考え真心を持ち相談にのってあげ、対応をすばやく処置、対応を願いたいです。事務的対応でなくマニュアル通りでなく人と人の対応を願います。家族へのケアも忘れずに!!
24	親が高齢者になっていて、何年も前からグループホームへの入居を希望していても順番が回ってこない。この先がとても心配です。
25	今の所は、充実した生活を送っていますが、この先一番考えるのは、ごみ出しです。近くにあればいいですが、遠い所だと歩いて持っていくのは大変です。（足が悪い）どうしたらいいか一人になった時はどうしようと考えてしまいます。又、買い物など近くにお店があればいいですね。町の移動販売などがあると助かります。デマンドも予約なしですぐ頼むと利用出来ると思います。宜しくお願いします。
26	パーキンソン症候群もあるので、なるべく字を書かせないでください。本庁の駐車場からあるくのが、しんどい。何をするのも、やることがおそいし、まちがいが多いし、所員の気もちがわからない。
27	大雨や台風の水害時に、毎回汚物が地下からあふれ出て道いっばいに広がってしまい、それを掃除するのがとても大変です。何とか解決できると助かります。よろしくお願い致します。

No.	記述内容
28	病気等で通院になった時、家族に負担をかける（施設の人に頼むと料金がかかる）又は、付き添ってくれない。入院となった時、治療薬は無料で出来るが、ベッド差額が出ると年金だけでは、足りない。国や自治体には、大変お世話になっており、助かります。ありがとうございます。
29	私等家族に恵まれているので幸せに思っております。障がい者福祉も充実していると思いますが、益々の発展をお願いします。
30	適時適切な情報。
31	手が動かないので、すべてをたすけてくれるサービスをしてくれる人がほしい
32	必要品が、値上がりで、大変困る。行政で補填して、安心して過せる日が、ある事を願います。宜しくたのみます。
33	蔵タクの営業時間外のときの交通手段、タクシーはお金がかかるので難しい。近く（藤岡）に病院が少ない。
34	親なきあとの生活などが今後どのようにしていったらいいのか。中々、短期入所などのサービスも利用できる所も限られているので、少しずつ体験をしていき安心に暮らせるような地域社会になってくれる事を願っています。訓練ができる事業所やサービスがもっと増えてほしい。
35	通院している病院の担当の先生によって色々言うことが違うので困る。一人の先生にはドクハラを言われてもう通院したくなかった。色々検査した後に診察室には行っていきなりドクハラを言われてパニックになった。相談する所がわからない。
36	このおずかしいアンケートを年寄りにやらせなくてはならないですか？内容も多く、わかりにくいので非常に負担が大きいです。もっと内容を精選するとか、方法を変えるべきだと思います。ニーズを知りたいのはわかりますが、現実の高齢者の現状をしっかりと考えてください。（娘が書きました）
37	とにかく病気を治したい!!敬意をもった対応をしてほしい!!
38	言語のリハビリの出来る所が少なく選べない。
39	体調もやっと落ちついてきたので、就労を考えているが、ブランクが長いので、しっかりとやっていけるか、またどの様な所へ就職するかなど不安な事があるが、どこに相談すればいいのかわからない。年齢のこともあるので、早く相談などをして、しっかりと進めていきたいと思うので、相談先を教えてください。
40	障がいに対する手当が少ない。生活が困難。
41	私は、腎臓機能が低下している為、透析をしています。毎年度、更生医療の更新を毎年していますが、腎臓機能は回復することはないので、更新は不必要ではないのか？
42	障害をかかえている人、子供が参加できる活動、イベントがないと思います。障害をかかえている人、介護する人のいこいの場などもなく、すごく疲れきってしまう時があります。障害の人のみ利用できる（プール、スポーツ）活動があったらきっと楽しみも増えてくると思います。
43	父も私も身体障害者です。

No.	記述内容
44	私は、障害者1級です（車いす使用）妻も同様1級です（要介護4）在宅ヘルパーさんを利用して私が介護しております。食事支援は週1回、買物週1回、訪問入浴1回、訪問診療所から、月に2回医師が来られます。妻は、生活支援等を受けながら生活していますが、徐々に、これは出来ません等と、断られる事が多くストレスがたまると申しています。
45	緑内障になりました。目があまりよく見えない。左手がねこひっかきびょうではれている。指がつかえない。睡眠薬、安定剤、貧血止め、腰の痛み、貧血、腰痛、一生懸命掃除しているのですが、片づけがにがて。年金だけでは、生命保険や食費、電気ガス、水道は払えない。
46	就労を提案してもらいたい。
47	経済的に困っている。人とのつながりがなく言葉で伝える事ができず、自分が困っていることが他の人に理解されていない。その為どんどん自分が苦しくなっている。本当に助けてほしい。今すぐに名前を出してでも助けてほしい。アンケートをもとに活動できるように情報、利用できる場がほしい。
48	自立支援医療の更新で2年に1度の診断書提出が金銭的に負担。心療内科が少ない。住居リフォーム費用を援助してくれる制度。
49	肢体不自由者にとって辛いこと。静和駅、岩舟駅とも階段を上り下りしています。何か工夫できるでしょうか。
50	県民税の減額を求める。金額が高すぎる。市の手続きが迅速じゃない。もっと円滑にしてほしい。地域の皆での交流する場を設けてほしい。様々な相談員を増やしてほしい。道路の舗装がなっていない所をちゃんとしてほしい。回覧板や地方紙（誌）にもっと障がい者の情報をのせてほしい。
51	特にありませんが、障がい者という事で、労働時間が短いため収入の不安があります。もっと行政の支援があれば、良いと思います。
52	障害者雇用で一般企業で働いていますが、ただでさえそれほど高くない給与です。体調によって中々安定して働けないので、手取りで言えば10万円いかない月がほとんどです。やっと就労できても、将来の見通しがとても立てられません。せめて障害者雇用枠での所得の税金の軽減か免除が必要です。福祉関係（精神手帳か自立支援医療等）の更新手続きが近くなったら、お知らせを送付してほしいです。また、マイナンバーとのひも付けて利便性の向上をお願いします。
53	ストマの購入の仕方について、2ヶ月くりだと1箱6100円（10枚）補助金8600円自払で追加分の支払になるか、切りすて、1年間まとめたの購入方法を考えてください。見直してください。個人で必要だと思う、ハサミ、消臭剤、洗浄クリーム等、栃木市は認められていません。という不条理さ、外のトイレを使う際必要なのに。5000円以下だと送料もかかるのでとにかく検討してください。多目的トイレ、おむつ交換で使う方、その他の方が使っている事が多い。駐車場も不便です。ストマの情報少なすぎです。

No.	記述内容
54	<p>現在、障害者施設の職員さんが居ない間に、私が話しかけようと利用者さんと話をしていますが、「私は今、話をしたくないから、ごめんなさい」と断られて、私は、その障害者施設の利用者さんに嫌われているのだと思い込み、家から出られても、買い物に行ったり、栃木市の障害児者相談支援員の方に話を聞いて貰っています。人との関りが上手に出来ず、一つの物事をネガティブにとらえるばかりで困っています。今後、どうやって生活していけば良いか不安で心配です。その後の生活のケア、人と関り合いが出来ない人はどのように今後、生活していけばいいのかわからず、心のサポートが必要だと感じています。</p>

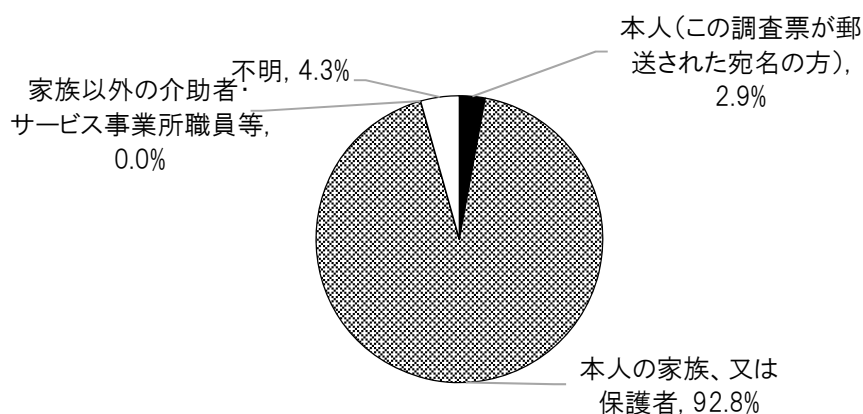
2. 障がい児へのアンケート調査結果

問1 あなた(宛名の方)の年齢・ご家族などについて

お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)

回答者については、「本人」が2.9%、「本人の家族、又は保護者」が92.8%となっています。

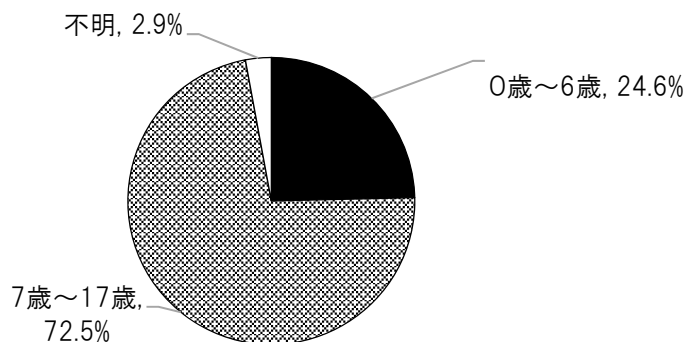
n=69



(1) あなたの年齢をお答えください。(令和5年4月1日現在)

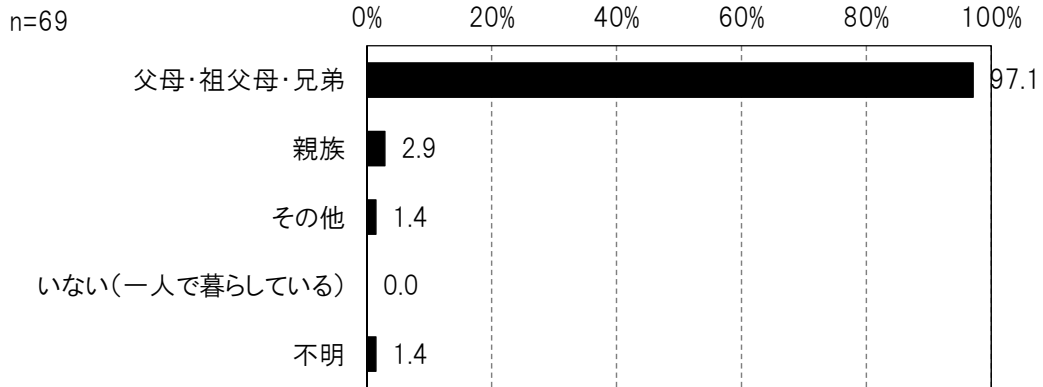
年齢について、全体では「0歳～6歳」が24.6%、「7歳～17歳」が72.5%となっています。

n=69



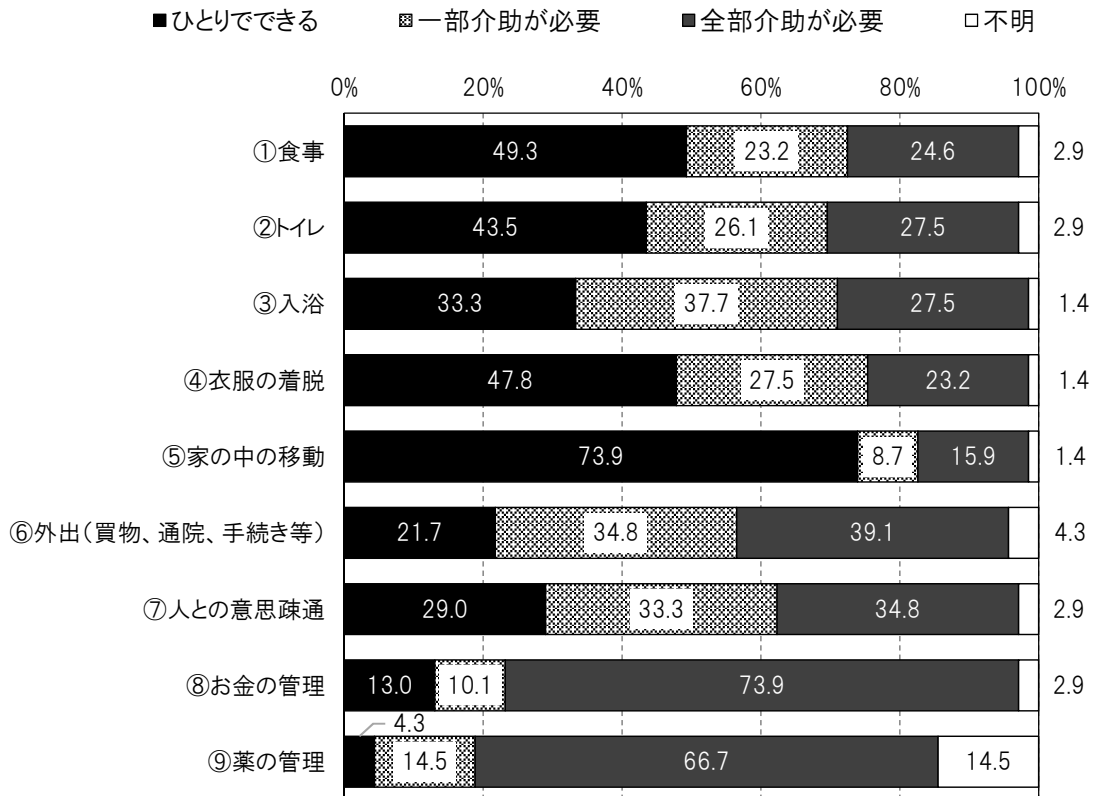
(2) 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

同居の世帯員について、「父母・祖父母・兄弟」が97.1%と最も多くなっています。



(3) 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑧それぞれにお答えください。(①から⑧それぞれに○を1つ)

日常生活の介助について、「一部介助が必要」「全部介助が必要」の回答が多いのは、「⑧お金の管理」が84.0%と最も多く、次いで「⑨薬の管理」が81.2%、「⑥外出(買物、通院、手続き等)」が73.9%となっています。

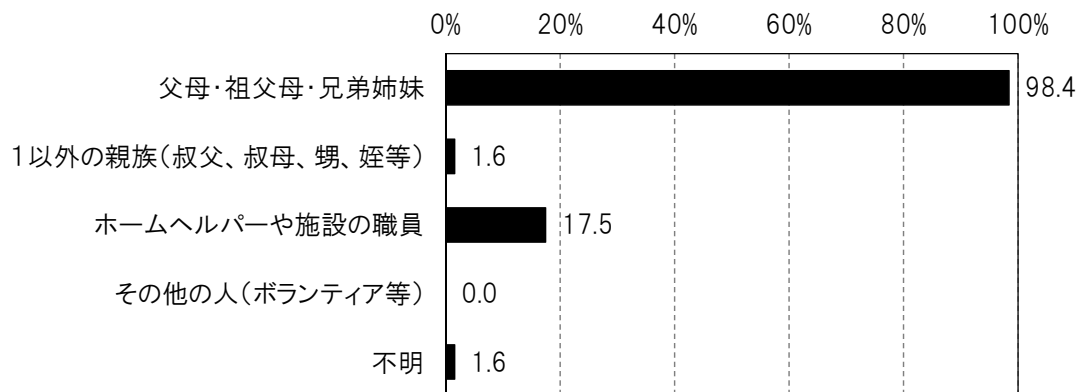


【(3)で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた場合にお答えください。】

(4)あなたを介助(支援)してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

介助(支援)してくれる方は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が98.4%と最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が17.5%となっています。

n=63



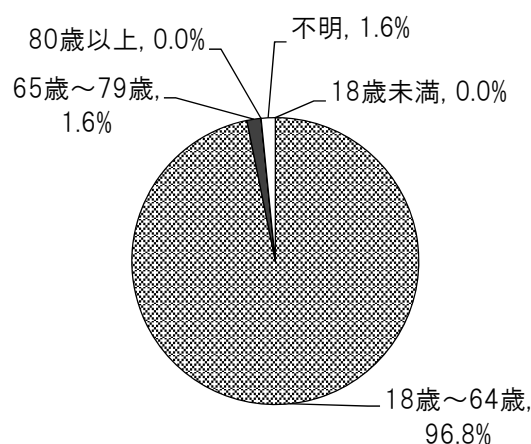
【(4)で1~2を選んだ場合にお答えください。】

(5)あなたを介助(支援)してくれる家族で、特に介助(支援)の中心となっている方の年齢をお答えください。

①年齢(令和5年4月1日現在)

家族で、介助(支援)の中心となっている方の年齢は、「18歳~64歳」が96.8%、「65歳~79歳」が1.6%となっています。

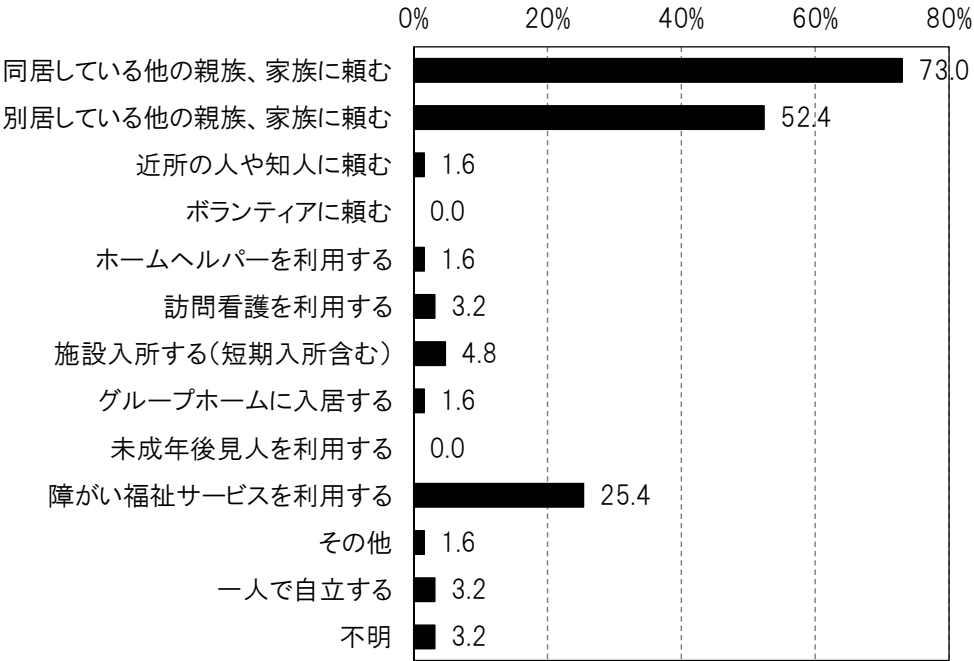
n=63



(6) あなたが主な介助者(支援者)から介助(支援)を受けられない時はどうしますか。(あてはまるものすべてに○)

主な介助者(支援者)から介助(支援)を受けられない時について、「同居している他の親族、家族に頼む」が73.0%と最も多く、次いで「別居している他の親族、家族に頼む」が52.4%、「障がい福祉サービスを利用する」が25.4%となっています。

n=63

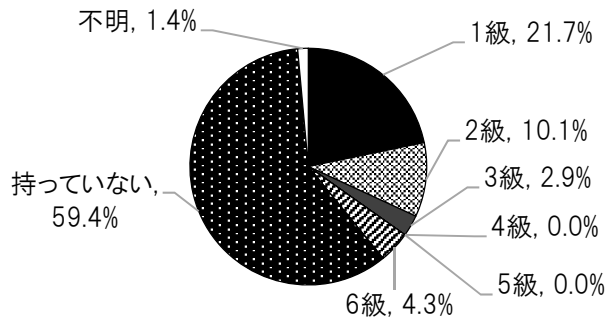


問2 あなたの障がいの状況について

(1) あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

身体障害者手帳については、「持っていない」が59.4%と最も多くなっています。持っている方では、「1級」が21.7%、「2級」が10.1%、「3級」が2.9%、「6級」が4.3%となっています。

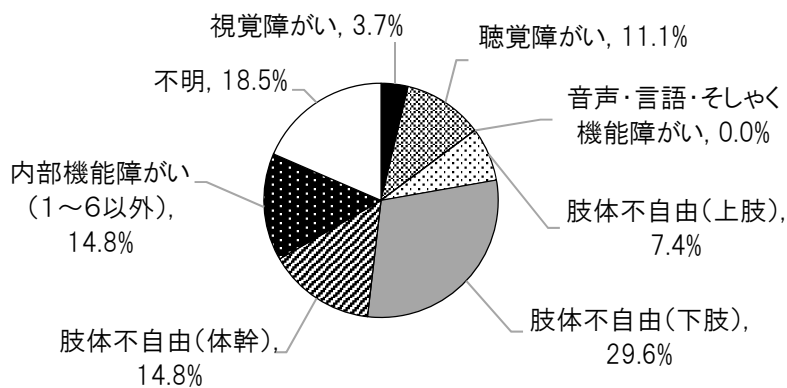
n=69



(2) 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。(○は1つだけ)

身体障害者手帳をお持ちの場合の主たる障がいは、「肢体不自由(下肢)」が29.6%と最も多く、次いで「肢体不自由(体幹)」、「内部機能障がい(1~6以外)」が14.8%、「聴覚障がい」が11.1%となっています。

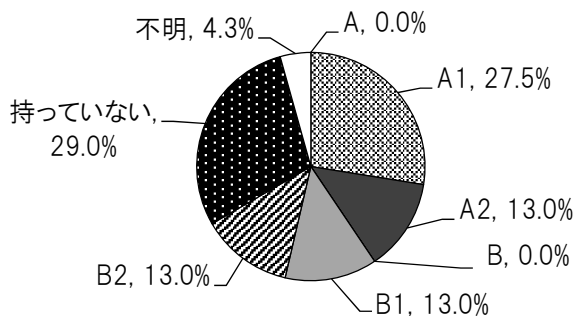
n=27



(3) あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

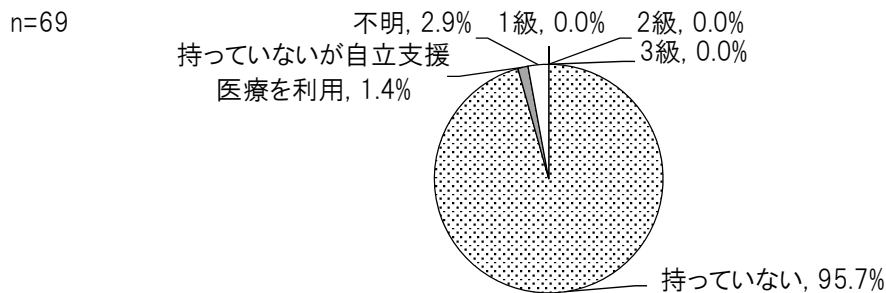
療育手帳については、「持っていない」が29.0%と最も多くなっています。持っている方では、「A1」が27.5%、「A2」「B1」「B2」が13.0%となっています。

n=69



(4) あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

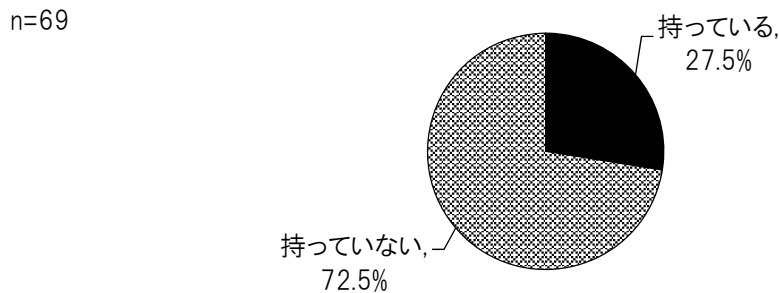
身体障害者保健福祉手帳については、「持っていない」が95.7%と最も多くなっており、「持っていないが自立支援医療を利用」は1.4%となっています。



(5) あなたは指定難病（特定疾患）の受給者証をお持ちですか。(○は1つだけ)

※指定難病（特定疾患）とは、筋ジストロフィーやベーチェット病などの治療法が確立していない疾病その他悪性の特殊な疾病をいいます。

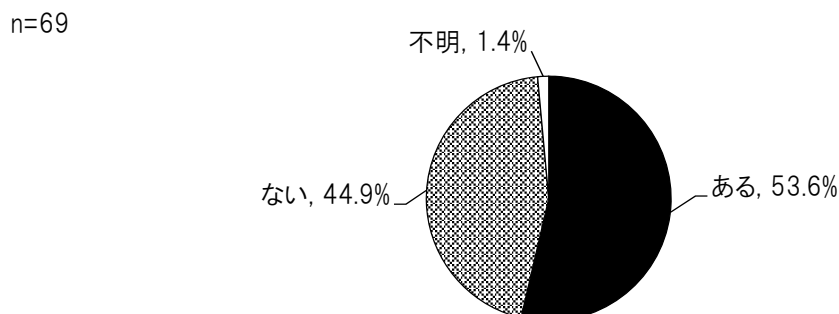
指定難病（特定疾患）受給者証については、「持っている」が27.5%、「持っていない」が72.5%となっています。



(6) あなたは発達障がいと診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。

発達障がいの診断については、「ある」が53.6%、「ない」が44.9%となっています。

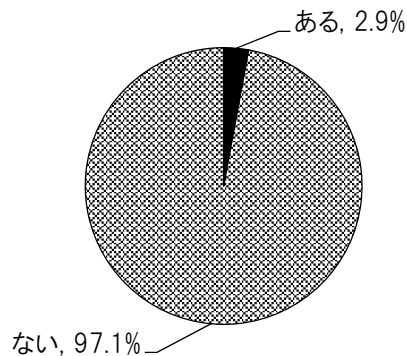


(7) あなたは高次脳機能障がいと診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

※高次脳機能障がいとは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」、「もの忘れがひどい」、「感情的になりやすい」等の症状があります。

高次脳機能障がいの診断について、「ある」が2.9%、「ない」が97.1%となっています。

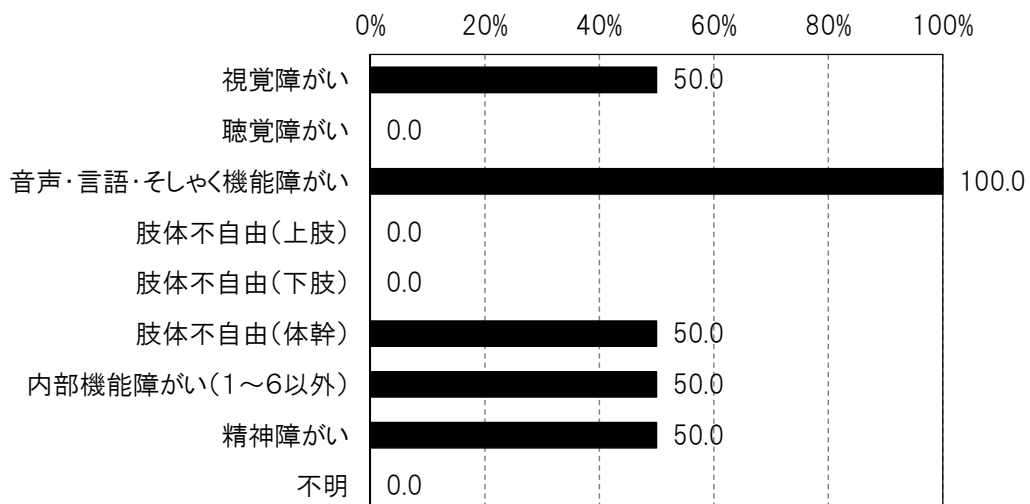
n=69



(8) (7)で「1. ある」を選んだ場合、他にどんな障がいがありますか。(あてはまるものすべてに○)

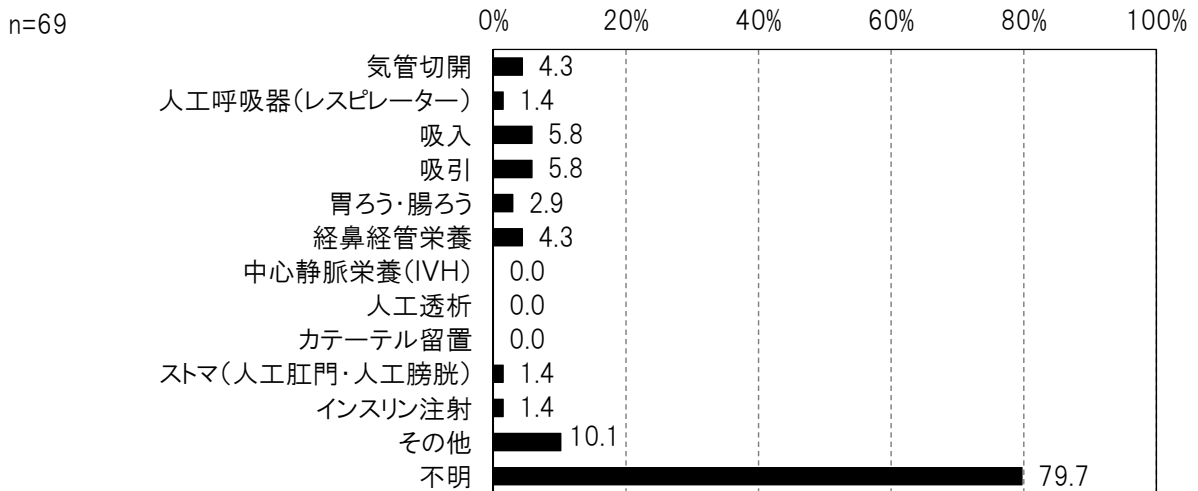
高次脳機能障がいのある方で、その他にある障がいは「音声・言語・そしゃく機能障がい」が100.0%と最も多くなっています。

n=2



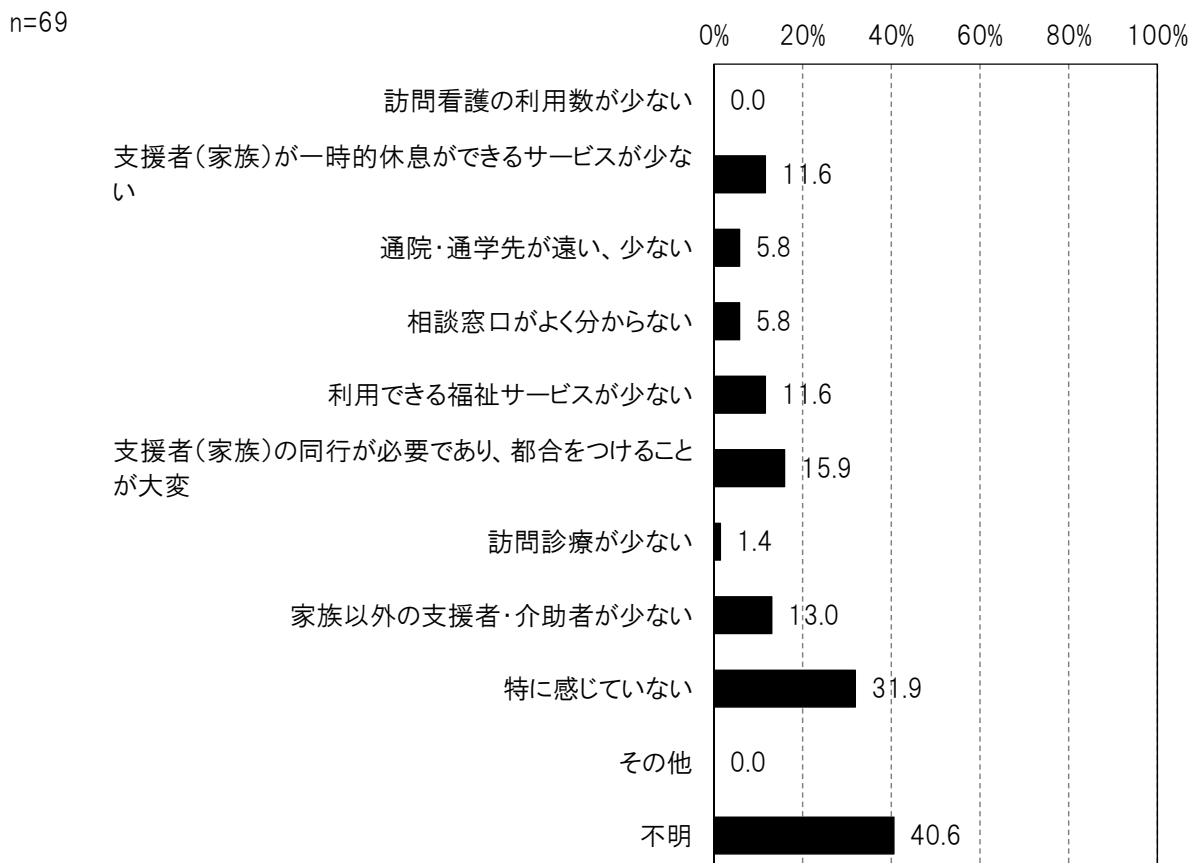
(9) あなたが現在受けている医療的ケアはありますか。(あてはまるものすべてに○)

現在受けている医療的ケアは、「不明」が79.7%と最も多くなっています。受けている医療的ケアでは、「その他」が10.1%、「吸入」「吸引」が5.8%となっています。



(10) あなたは医療的ケアで困っていることはありますか。(主なもの3つまでに○)

医療的ケアで困っていることは、「特に感じていない」が31.9%と最も多くなっています。困っていることでは、「支援者(家族)の同行が必要であり、都合をつけることが大変」が15.9%、「家族以外の支援者・介助者が少ない」が13.0%となっています。

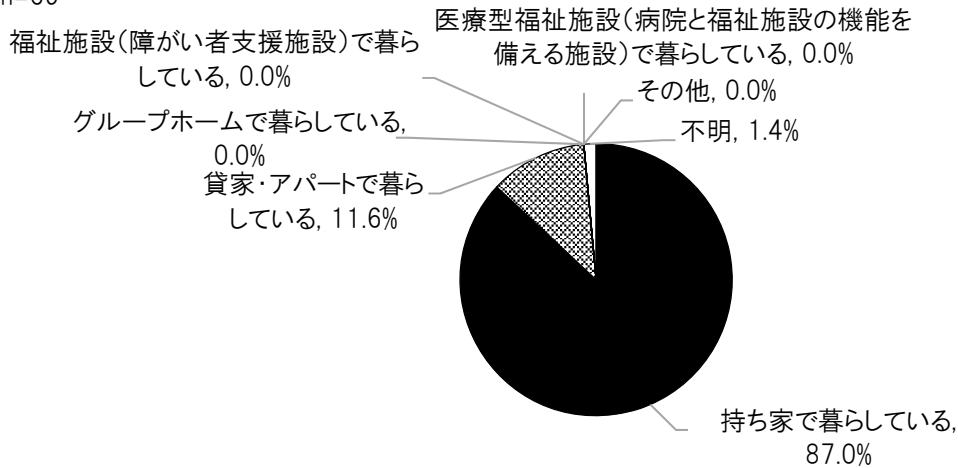


問3 住まいや暮らしについて

(1) あなたは現在どこで暮らしていますか。(〇は1つだけ)

暮らしている場所は、「持ち家で暮らしている」が87.0%と最も多く、次いで「貸家・アパートで暮らしている」が11.6%となっています。

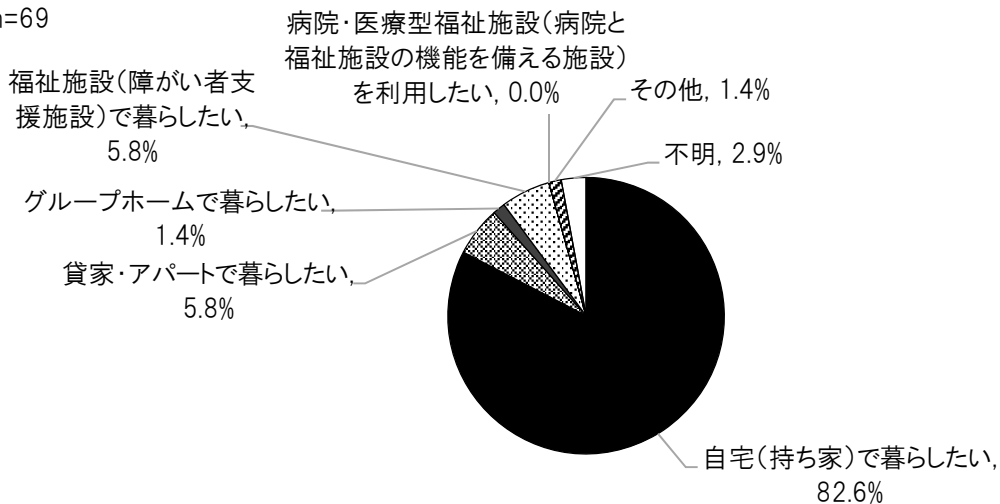
n=69



(2) あなたは今後(約5年先)、どこで生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)

今後(約5年先)、どこで生活したいかは、「自宅(持ち家)で暮らしたい」が82.6%と最も多く、次いで「貸家・アパートで暮らしたい」「福祉施設(障がい者支援施設)で暮らしたい」が5.8%となっています。

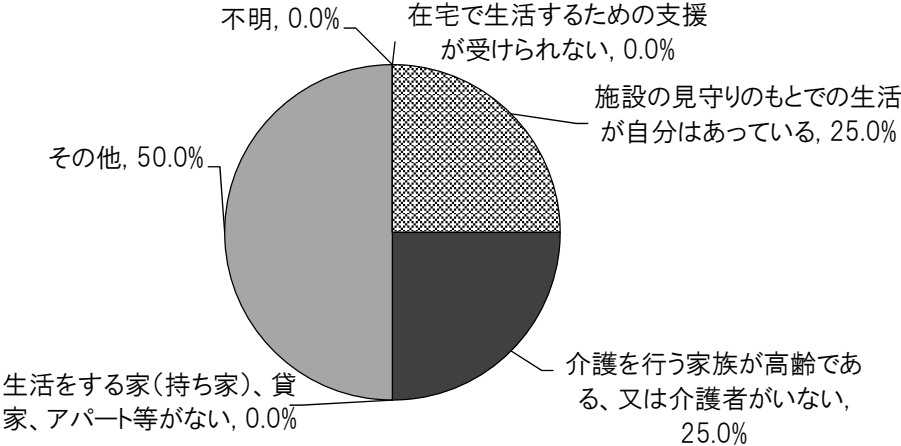
n=69



(3) (2)で「4. 福祉施設で暮らしたい」と回答した福祉施設で生活したい理由をお答えください。(〇は1つだけ)

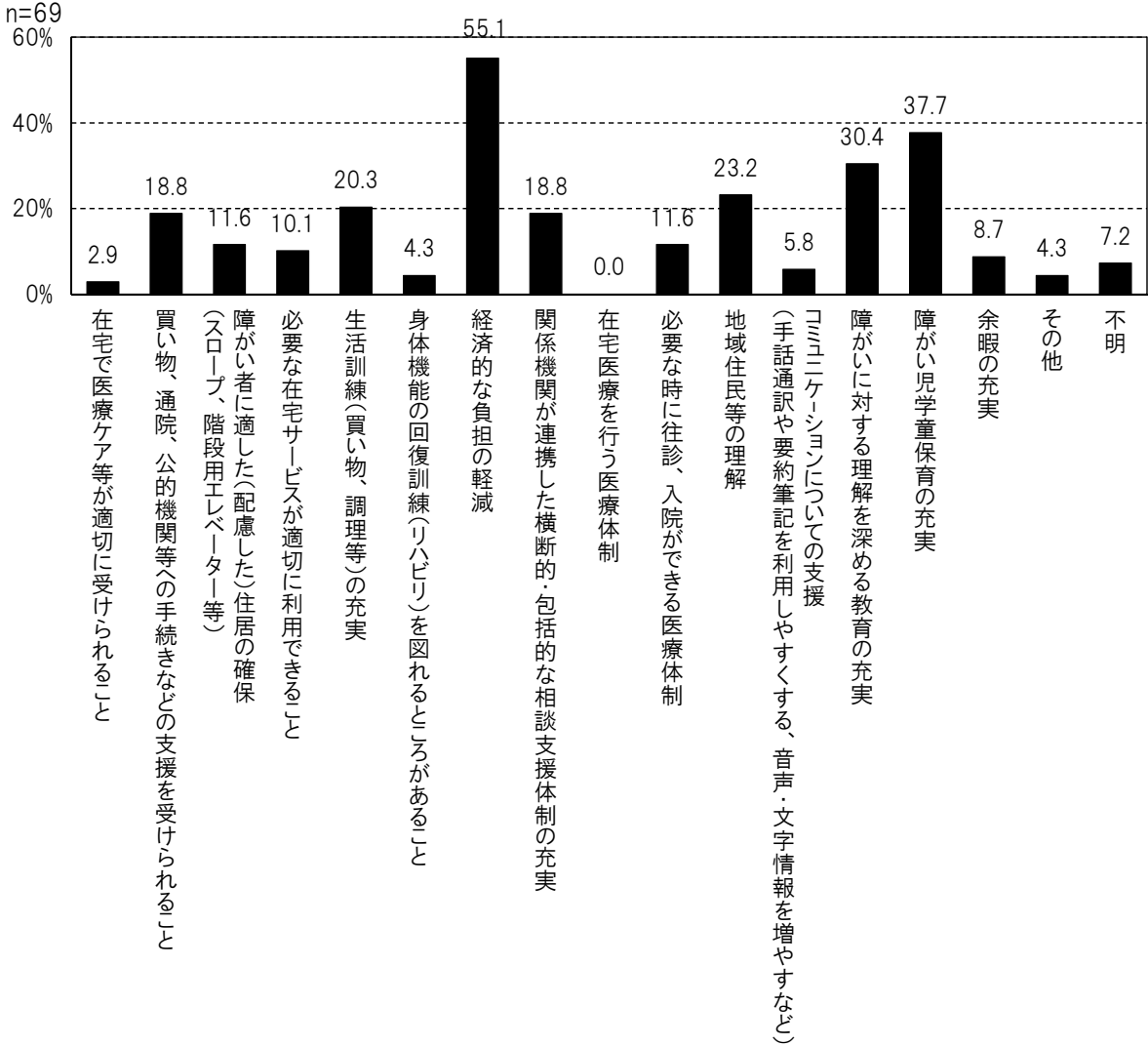
福祉施設で生活したい理由は、「その他」が50.0%と最も多く、次いで「施設の見守りのもとでの生活が自分はある。」「介護を行う家族が高齢である。または介護者がいない」が25.0%となっています。

n=4



(4) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(特に必要と思うもの3つまでに○)

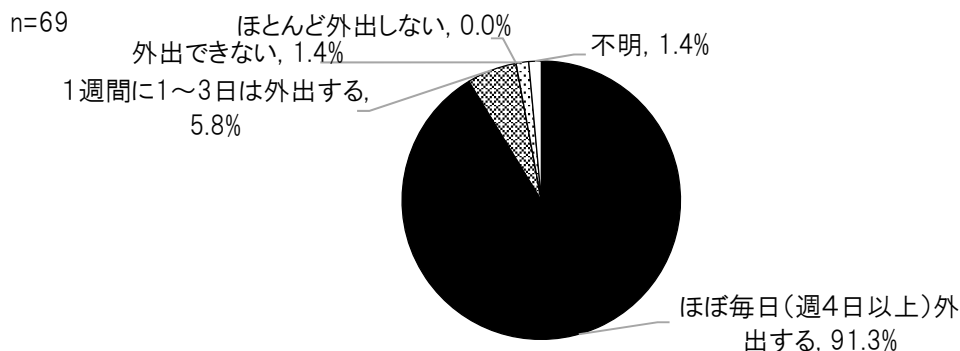
地域で生活するために必要なことは、「経済的な負担の軽減」が55.1%と最も多く、次いで「障がい児学童保育の充実」が37.7%、「障がいに対する理解を深める教育の充実」が30.4%となっています。



問4 日中活動について

(1) あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

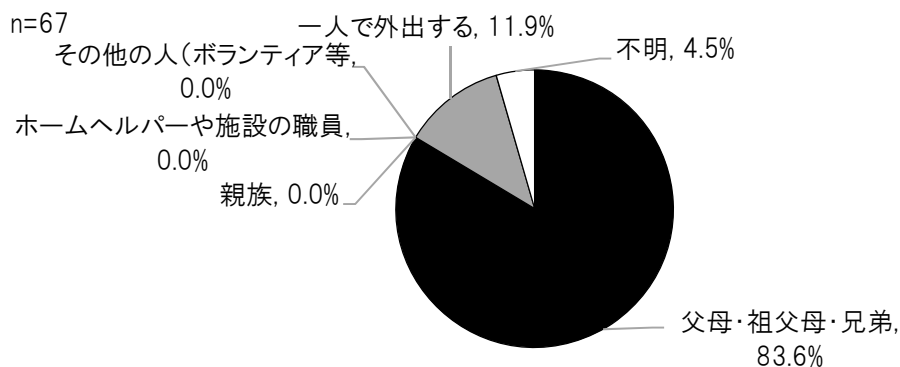
1週間の外出頻度は、「ほぼ毎日(週4日以上)外出する」が91.3%と最も多く、次いで「1週間に1~3日は外出する」が5.8%、「外出できない」が1.4%となっています。



【(2) 及び (3) は、(1) で1~2を選んだ場合にお答えください。】

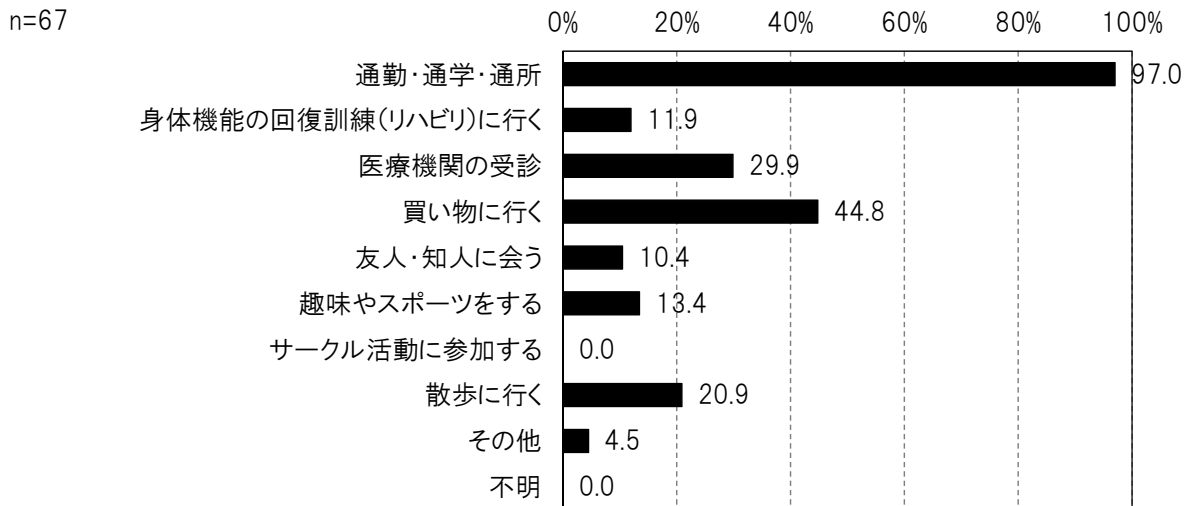
(2) あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

外出の際の同伴者は、「父母、祖父母、兄弟」が83.6%と最も多く、次いで「一人で外出する」が11.9%となっています。



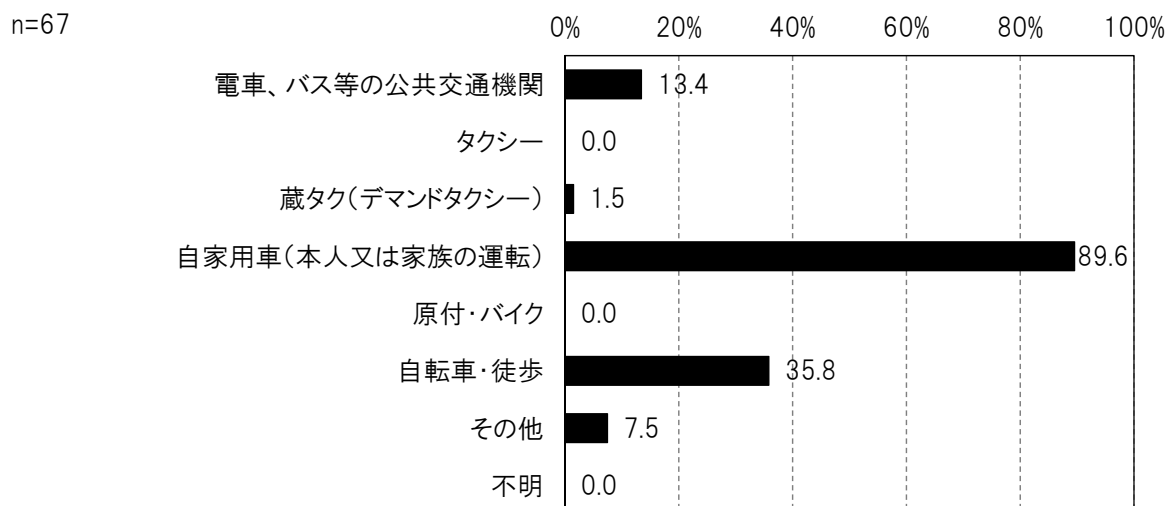
(3) あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

外出の目的について、「通勤・通学・通所」が97.0%と最も多く、次いで「買い物に行く」が44.8%、「医療機関の受診」が29.9%となっています。



(4) あなたが外出する際によく利用する移動手段は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

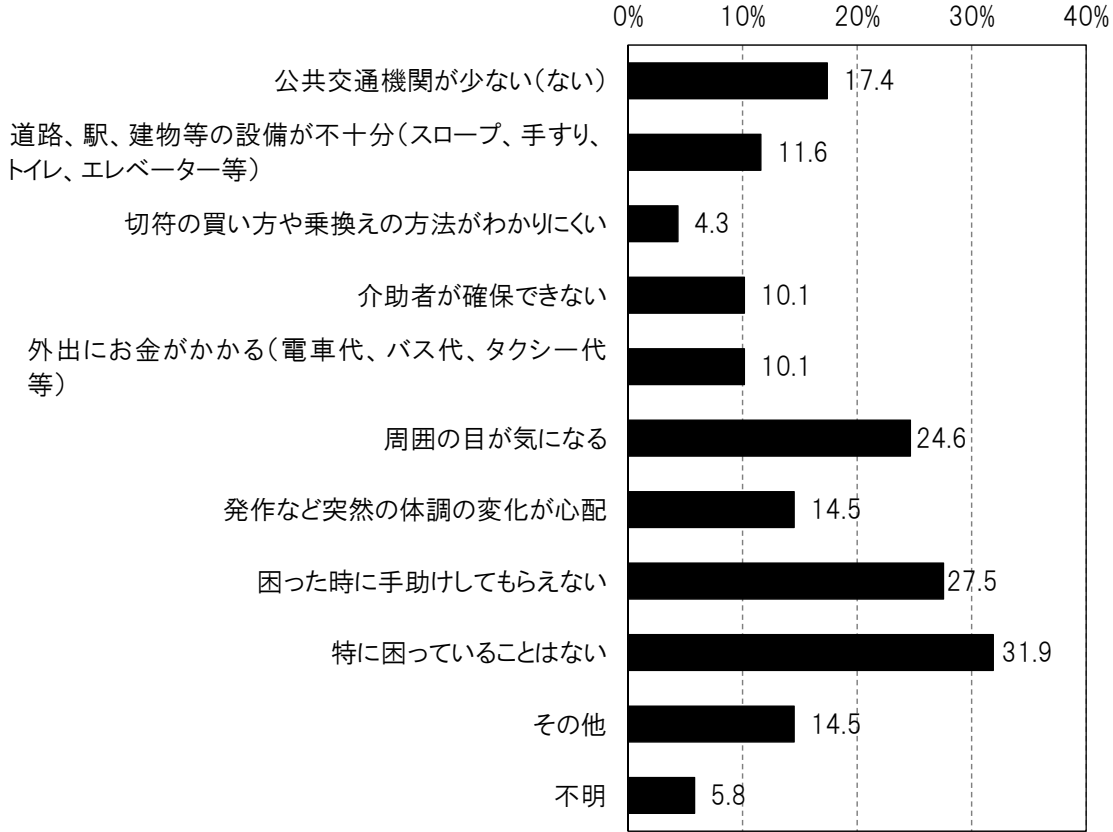
移動手段については、「自家用車(本人又は家族の運転)」が89.6%と最も多く、次いで「自転車・徒歩」が35.8%、「電車、バス等の公共交通機関」が13.4%となっています。



(5) 外出する時に困ること、または外出をしようと思ってもできない理由は何ですか。(主なものを3つまでに○)

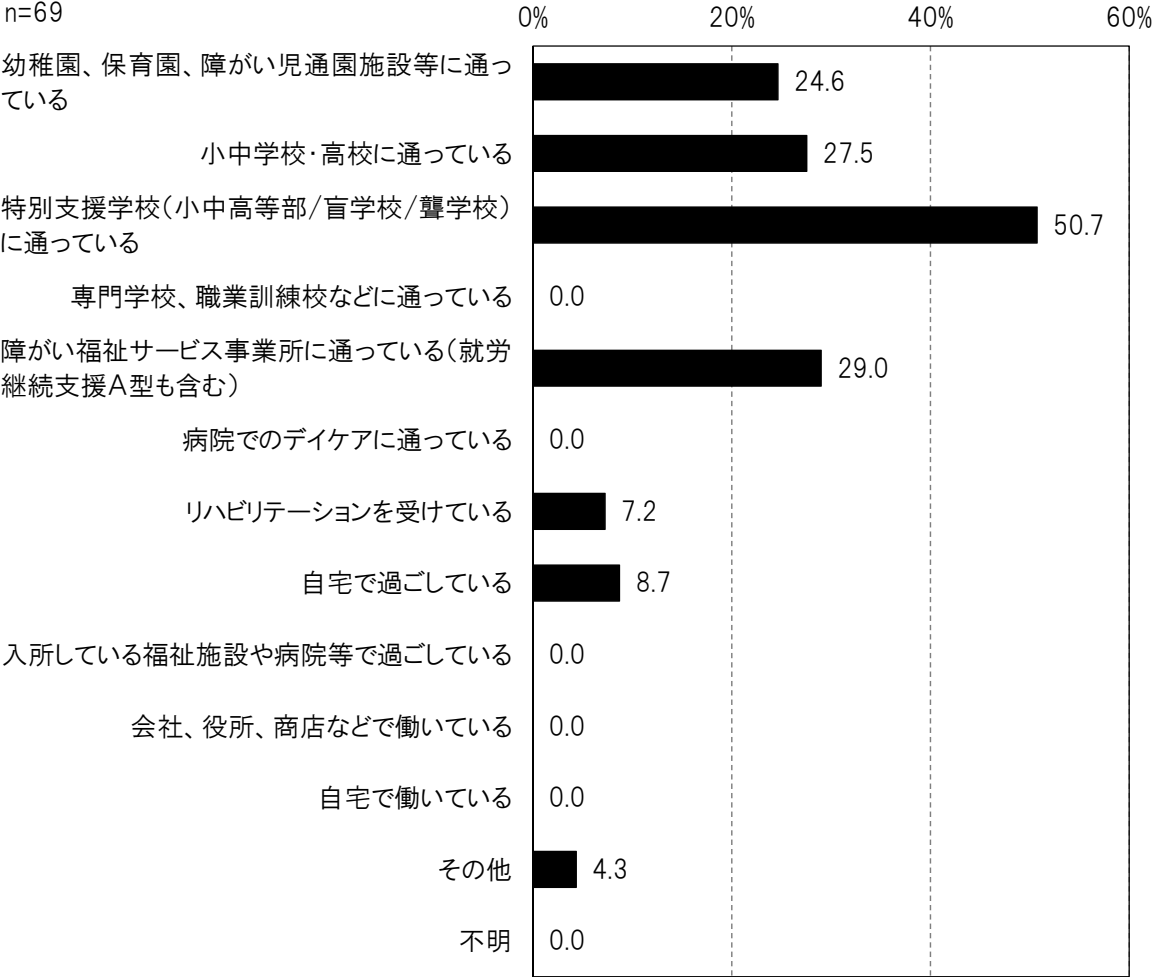
外出する時に困ること、外出ができない理由は、「特に困っていることはない」が31.9%と最も多くなっています。困ることは、「困った時に手助けしてもらえない」が27.5%、「周囲の目が気になる」が24.6%、「公共交通機関が少ない(ない)」が17.4%となっています。

n=69



(6) あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(あてはまるもの3つまでに○)

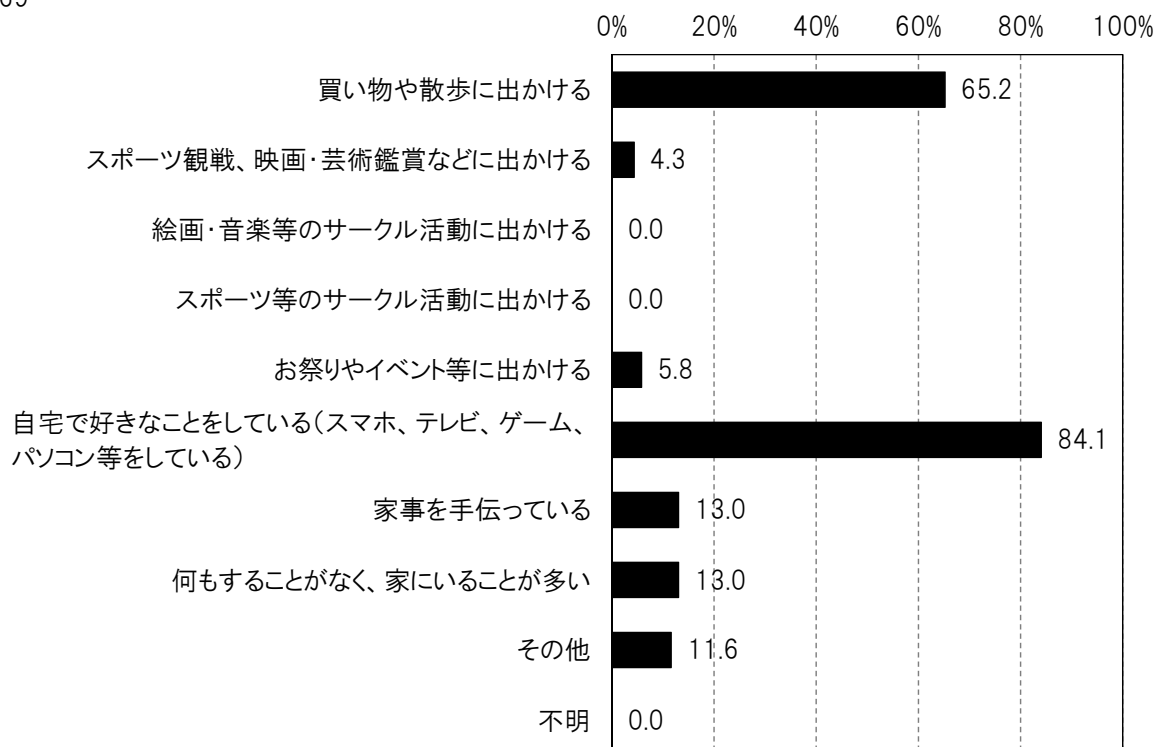
平日の日中の過ごし方は、「特別支援学校（小中高等部／盲学校／聾学校）に通っている」が50.7%と最も多く、次いで、「障がい福祉サービス事業所に通っている（就労継続支援A型も含む）」が29.0%、「小中学校・高校に通っている」が27.5%となっています。



(7) あなたは、休日をどのように過ごしていますか。(あてはまるもの3つまでに○)

休日の過ごし方は、「自宅で好きなことをしている(スマホ、テレビ、ゲーム、パソコン等をしている)」が84.1%と最も多く、次いで「買い物や散歩の出かける」が65.2%となっています。

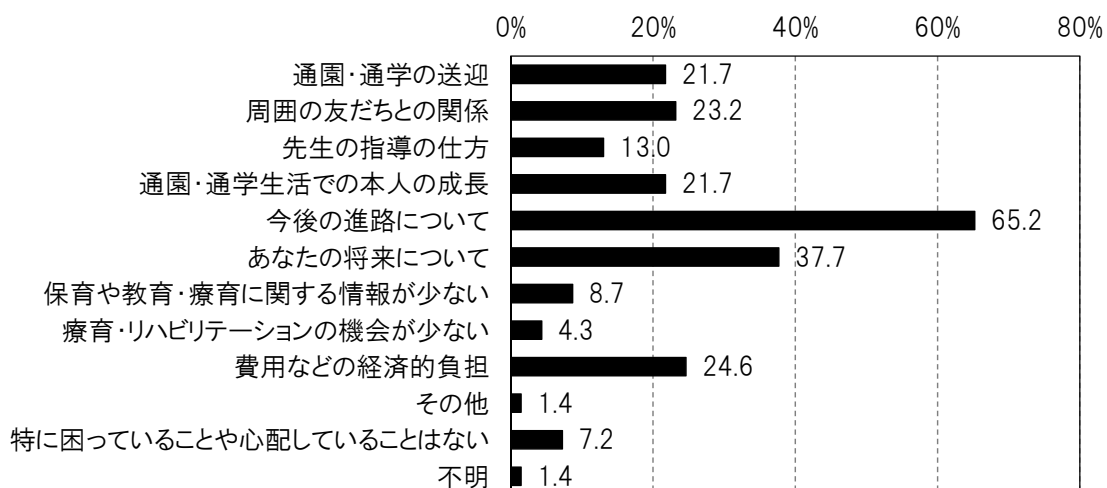
n=69



(8) あなたが、通園・通学する上で困っていることや心配していることは、ありますか。(あてはまるもの3つまでに○)

通園・通学する上で困っていることや心配していることは、「今後の進路について」が65.2%と最も多く、次いで「あなたの将来について」が37.7%、「費用などの経済的負担」が24.6%となっています。

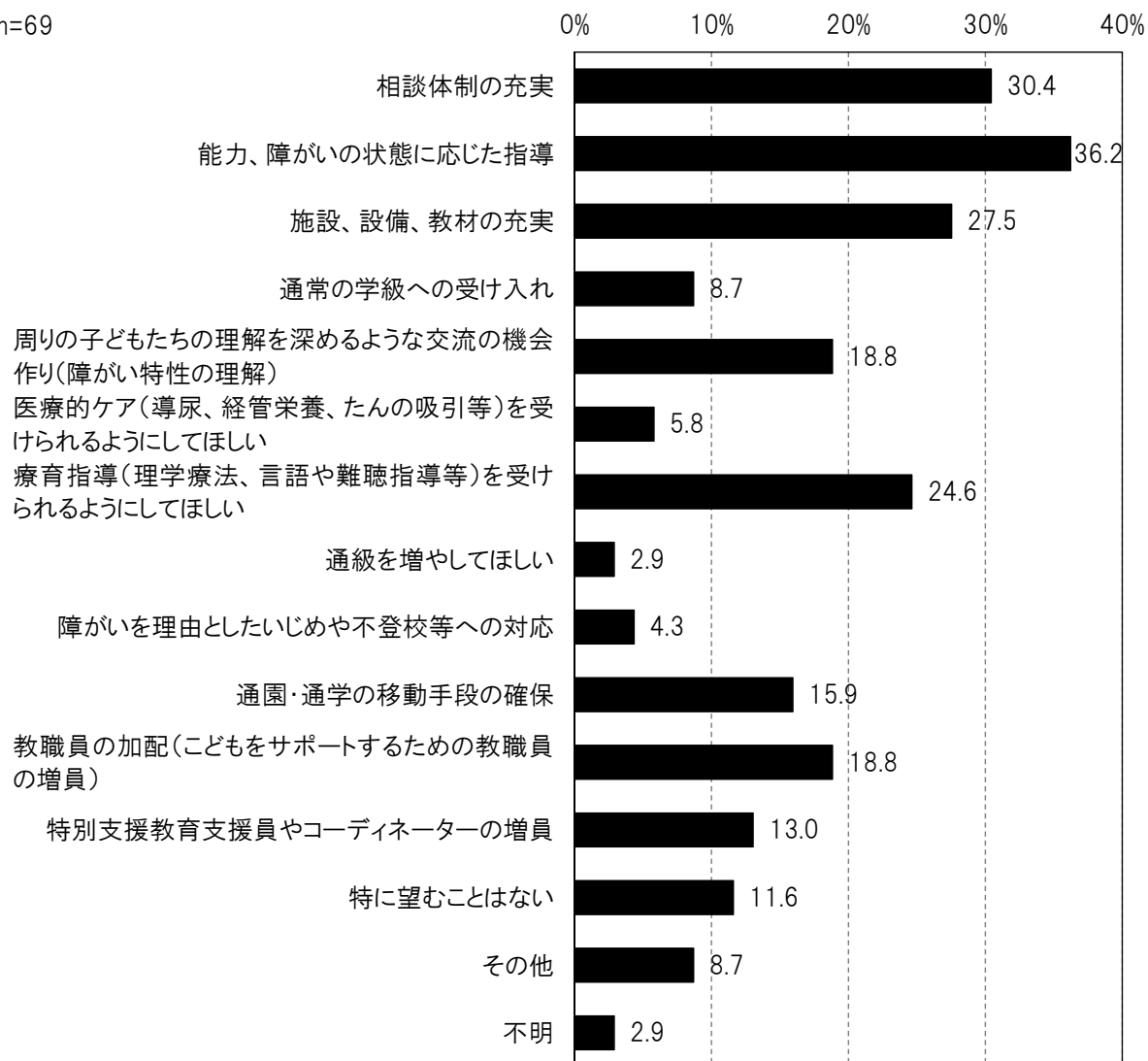
n=69



(9) 保育園、幼稚園、学校、市等に望むことは何ですか。(主なものを3つまでに○)

保育園、幼稚園、学校、市等に望むことは、「能力、障がいの状態に応じた指導」が36.2%と最も多く、次いで「相談体制の充実」が30.4%、「施設、設備、教材の充実」が27.5%となっています。

n=69



問5 社会参加・ボランティアについて

(1) あなたは次のサービス等を利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(1から21のそれぞれについて、「利用しているサービス」と「今後利用したいサービス」に○をつけてください)

現在利用しているサービスでは、「放課後等デイサービス」が52.2%と最も多く、次いで「日中一時支援」が27.5%となっています。

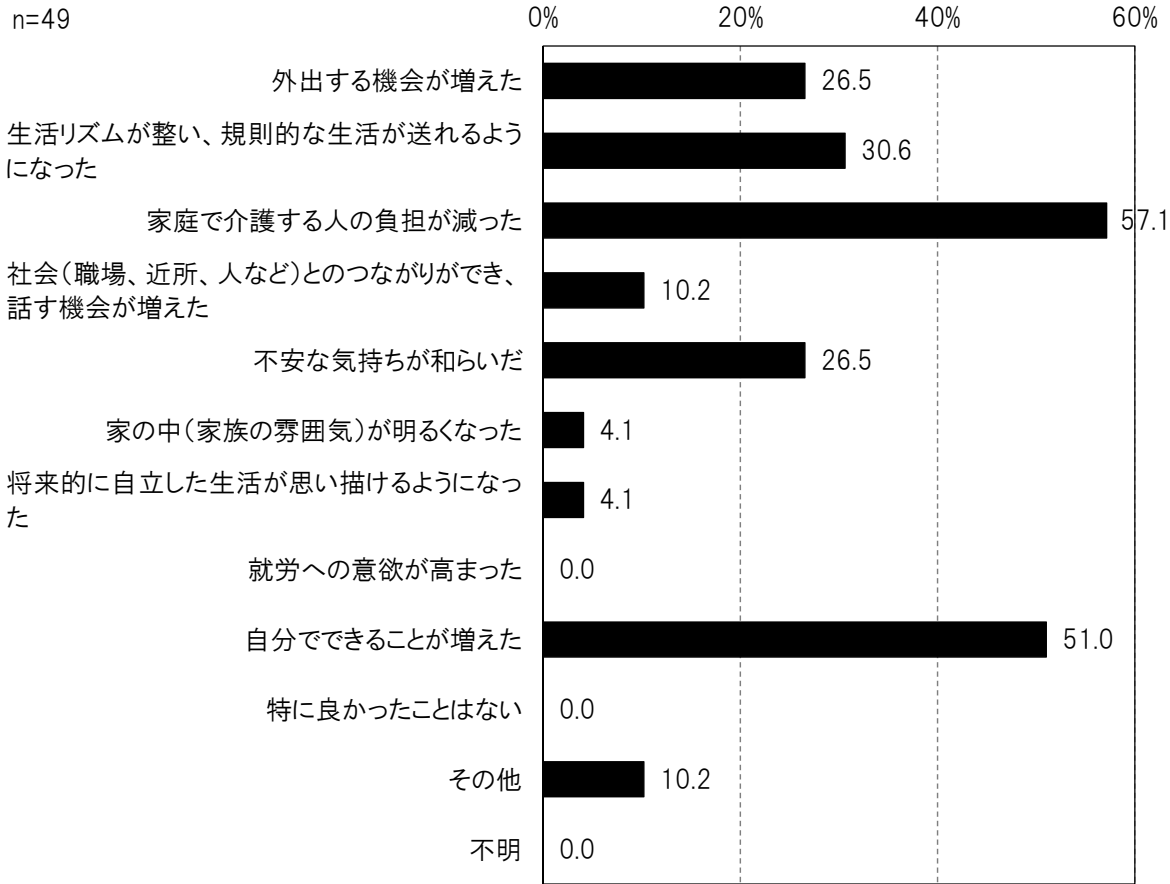
また、今後利用したいサービスでは、「短期入所」が26.1%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「就労継続支援（A型、B型）」が21.7%となっています。

n=6	利用している		今後利用したい	
	(%)	(人)	(%)	(人)
短期入所	4.3	3	26.1	18
保育所等訪問支援	13.0	9	0.0	0
居宅訪問型児童発達支援	0.0	0	5.8	4
居宅介護・重度訪問介護(ホームヘルプ)	1.4	1	7.2	5
同行援護・行動援護・移動支援	0.0	0	10.1	7
訪問入浴サービス	0.0	0	10.1	7
コミュニケーション支援	1.4	1	8.7	6
重度障害者等包括支援	0.0	0	7.2	5
児童発達支援	23.2	16	2.9	2
放課後等デイサービス	52.2	36	21.7	15
医療型児童発達支援	0.0	0	2.9	2
日中一時支援	27.5	19	10.1	7
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	1.4	1	21.7	15
就労移行支援	0.0	0	11.6	8
就労継続支援(A型、B型)	0.0	0	21.7	15
地域活動支援センター	0.0	0	5.8	4
生活介護	0.0	0	20.3	14
福祉型児童入所支援	0.0	0	4.3	3
医療型児童入所支援	0.0	0	4.3	3
施設入所支援	0.0	0	8.7	6
療育介護	0.0	0	0.0	0
共同生活援助(グループホーム)	0.0	0	8.7	6

※上位2項目に着色

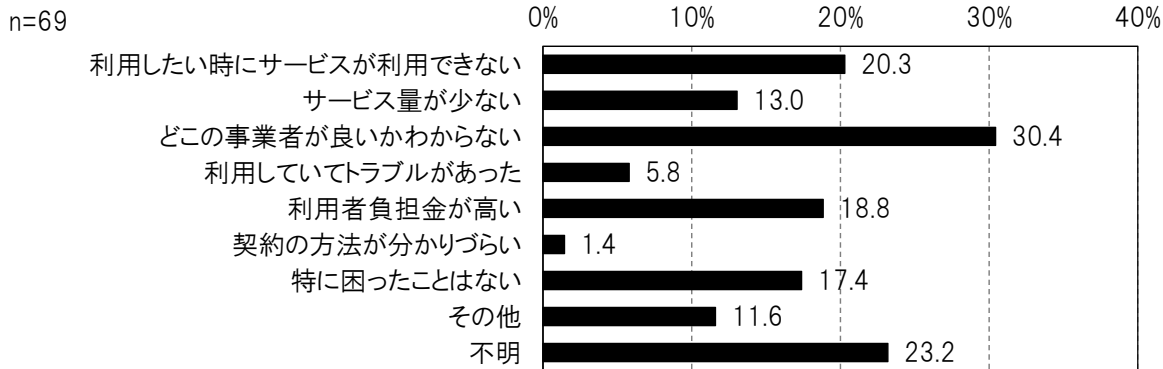
【(1)で、「利用しているサービス」に○をつけた場合にお答えください。】
 (2) 福祉サービスを利用して良かったことは何ですか。(あてはまるもの3つまでに○)

福祉サービスを利用して良かったことは、「家庭で介護する人の負担が減った」が57.1%と最も多く、次いで「自分で出来る事が増えた」が51.0%、「生活リズムが整い、規則的な生活が送れるようになった」が30.6%となっています。



(3) 福祉サービスを利用して不便なことや困ったことはありますか。(あてはまるもの3つまでに○)

福祉サービスを利用して不便なことや困ったことは、「どこの事業者が良いかわからない」が30.4%と最も多く、次いで「利用したい時にサービスが利用できない」が20.3%、「利用者負担金が高い」が18.8%となっています。

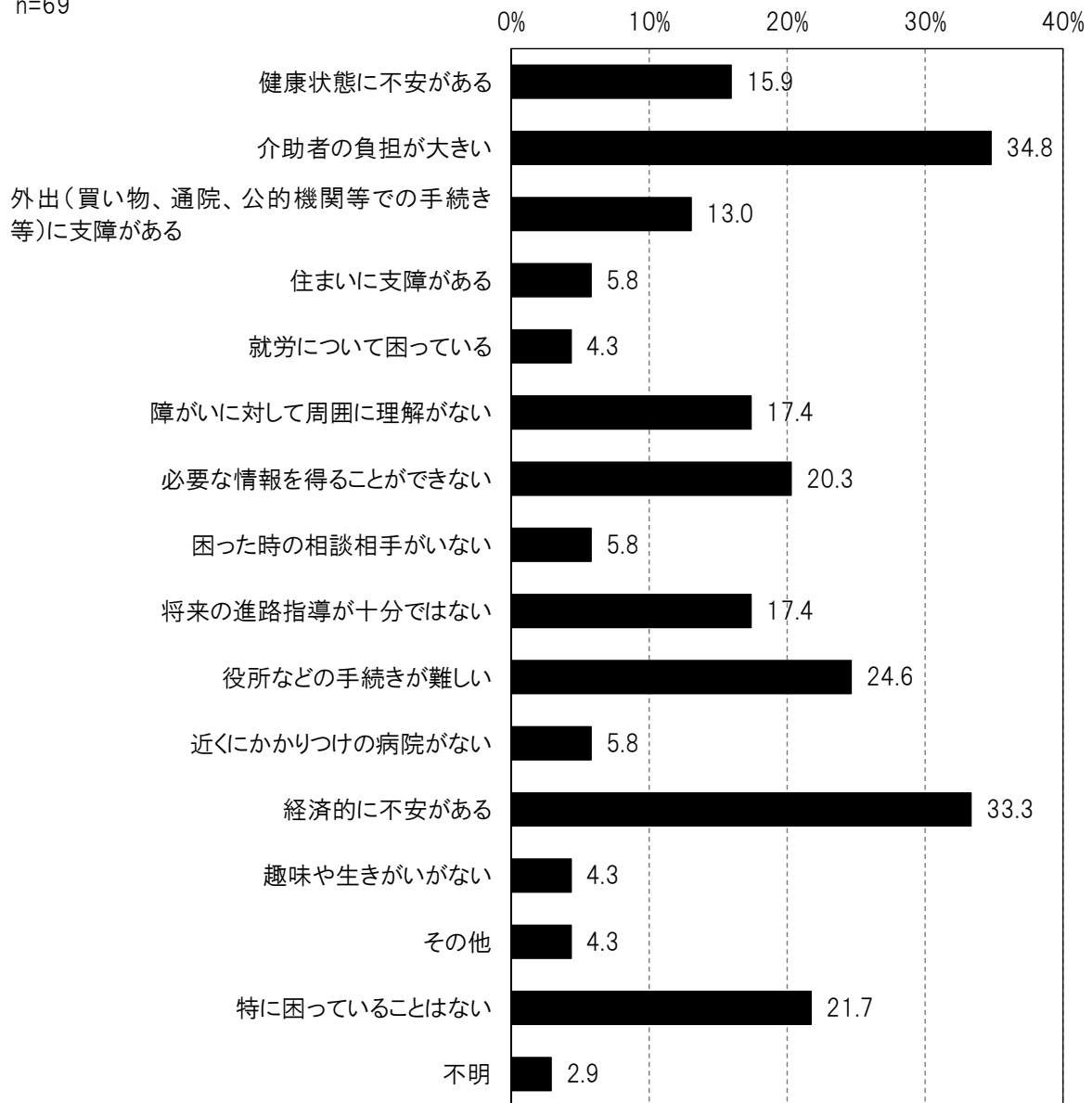


問6 相談及び情報・コミュニケーションについて

(1) あなたは、日常生活で困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

日常生活で困っていることは、「介助者の負担が大きい」が34.8%と最も多く、次いで「経済的に不安がある」が33.3%、「役所などの手続きが難しい」が24.6%となっています。

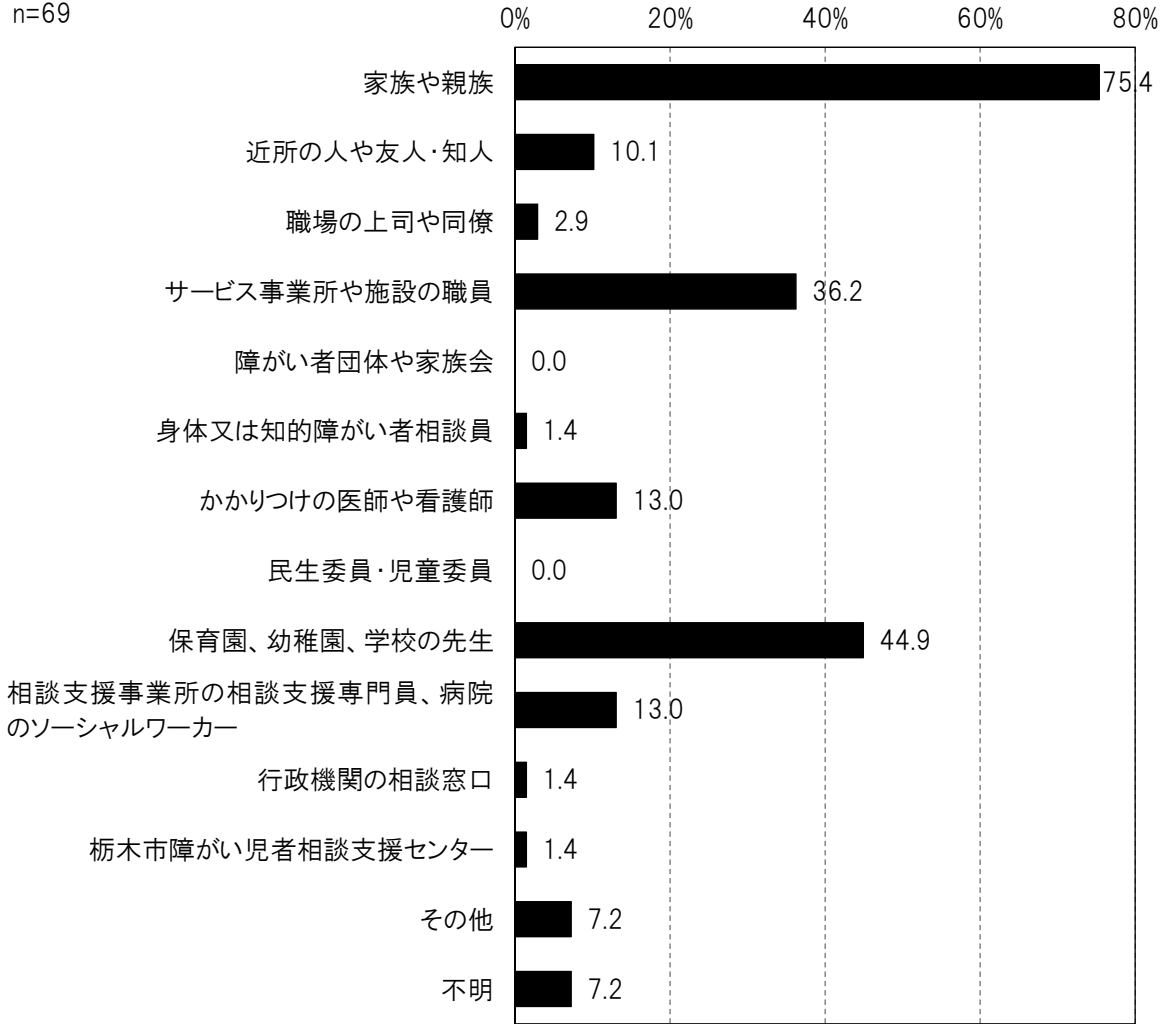
n=69



(2) あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(主なものを3つまでに○)

悩みや困ったことを相談する人は、「家族や親族」が75.4%と最も多く、次いで「保育園、幼稚園、学校の先生」が44.9%、「サービス事業所や施設の職員」が36.2%となっています。

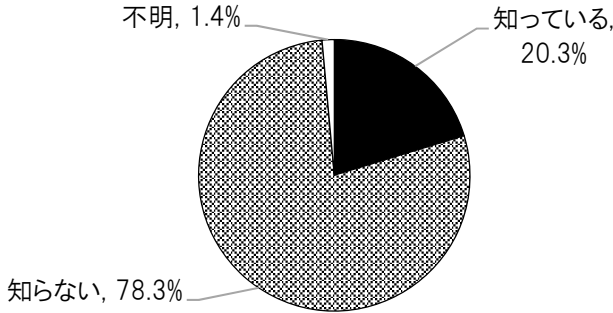
n=69



(3) あなたは、栃木市障がい児者相談支援センターを知っていますか。(○は1つだけ)

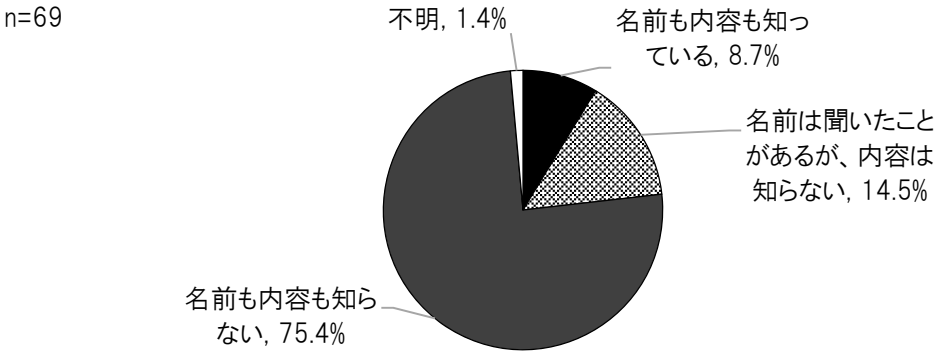
栃木市障がい児者相談支援センターについて、「知っている」が20.3%、「知らない」が78.3%となっています。

n=69



(4) くだしだいいじねっとについてご存じですか。(○は1つだけ)

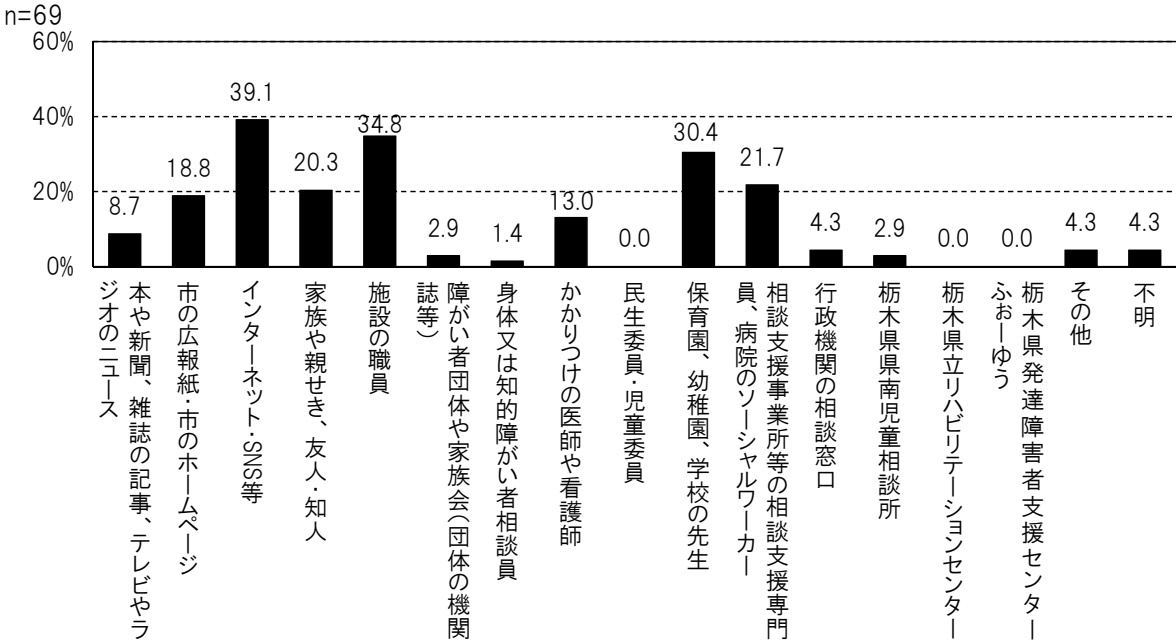
くだしだいいじねっとについて、「名前も内容も知っている」が8.7%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が14.5%、「名前も内容も知らない」が75.4%となっています。



くだしだいいじねっととは、障がいのある方の「高齢化」「重度化」「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく制度です。具体的には、日ごろ介護をされる方が急病にかかるなどの理由で、障がいのある方がご自宅で一人で過ごすことができなくなった場合などにご利用いただく、事前登録制の緊急時支援事業や、将来一人暮らし等の自立生活を目指す障がいのある方が、体験施設で一人暮らしの体験ができる一人暮らし体験事業などにご利用できます。

(5) あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(主なもの3つまでに○)

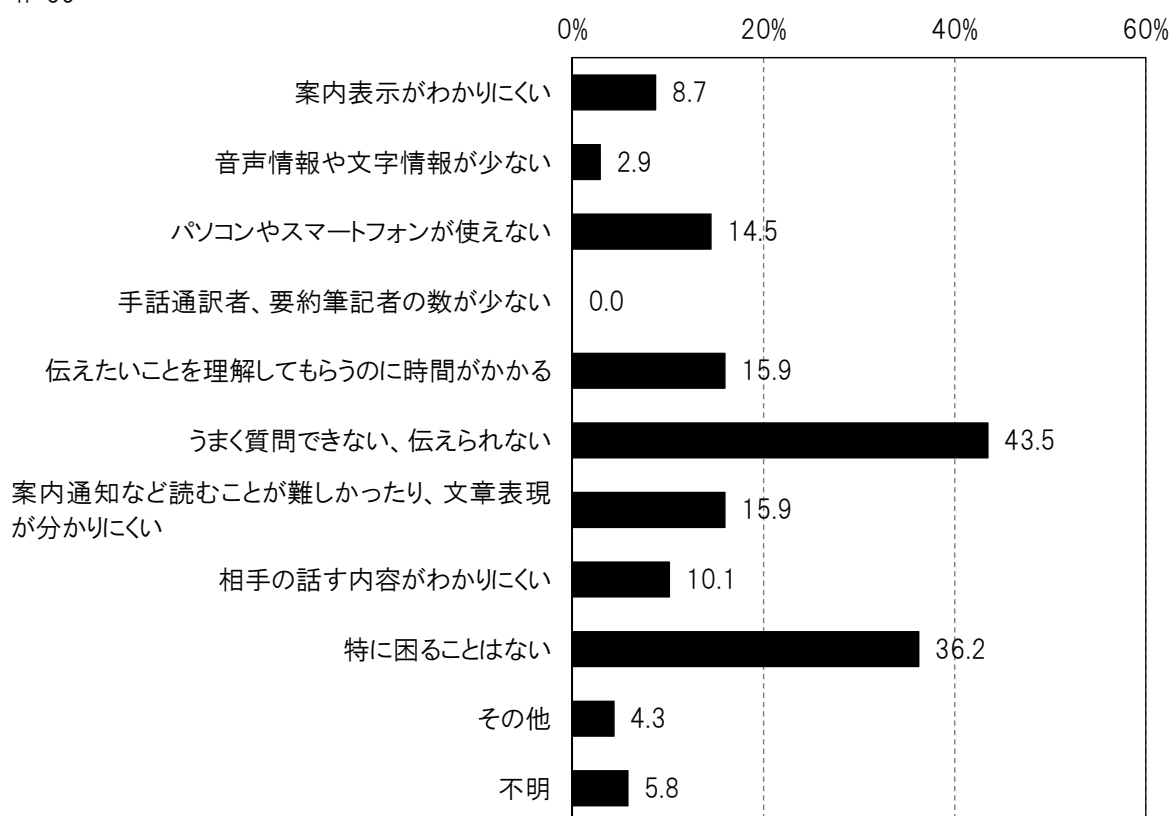
情報を得ることについては、「インターネット・SNS等」が39.1%と最も多く、次いで「施設の職員」が34.8%、「保育園、幼稚園、学校の先生」が30.4%となっています。



(6) あなたは情報を入手したり、コミュニケーションをとる上で、困ることはありますか。(主なものを3つまでに○)

情報を入手したり、コミュニケーションをとる上で、困ることは「うまく質問できない、伝えられない」43.5%と最も多く、次いで「伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる」「案内通知など読むことが難しかったり、文章表現が分かりにくい」が15.9%となっています。また、「特に困ることはない」が36.2%となっています。

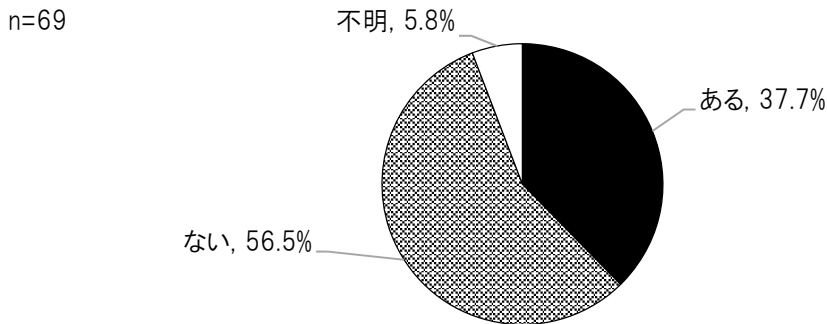
n=69



問7 権利擁護について

(1) あなたは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)

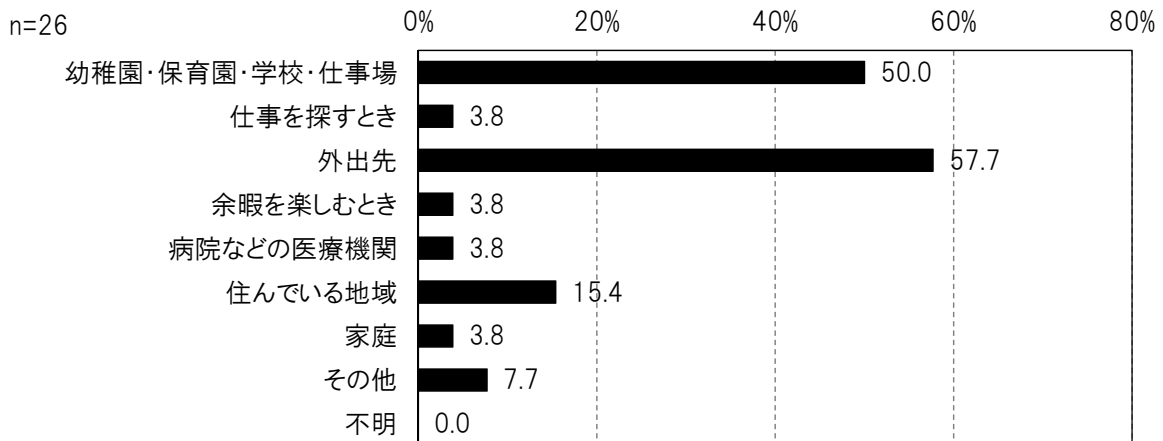
差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことがあるかは、「ある」が37.7%、「ない」が56.5%となっています。



【(1)で、「1. ある」を選んだ場合にお答えください。】

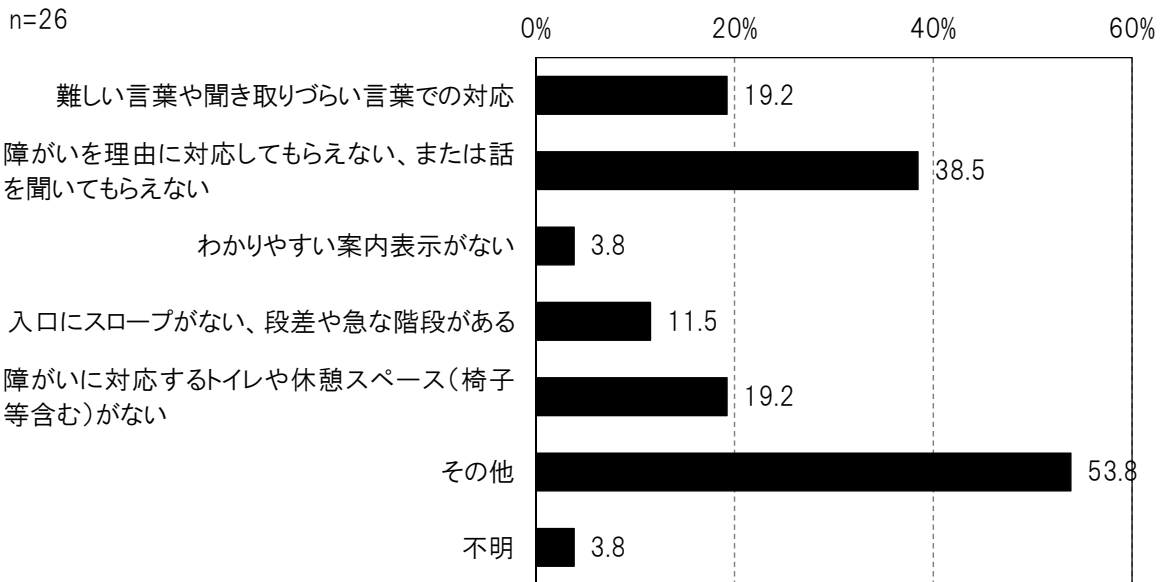
(2) どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

どのような場所で差別や嫌な思いをしたかは、「外出先」が57.7%と最も多く、次いで「幼稚園・保育園・学校・仕事場」が50.0%、「住んでいる地域」が15.4%となっています。



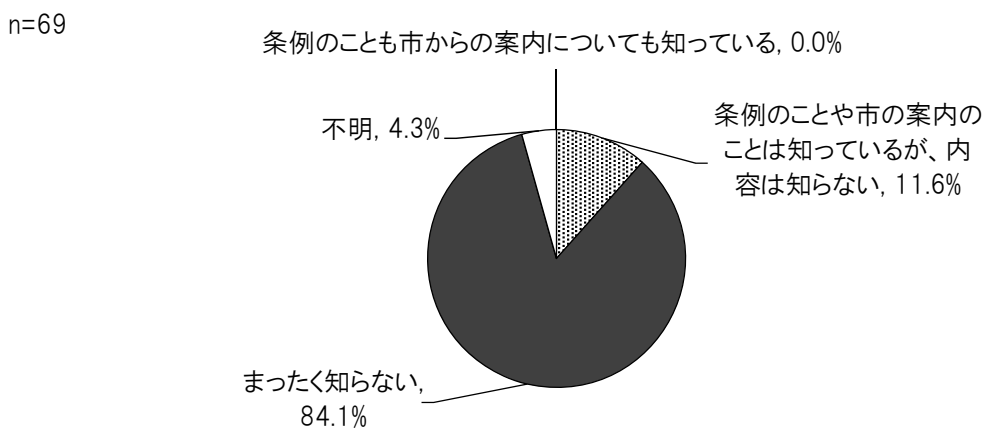
(3) あなたはどのような時に、差別や嫌な思いを感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

どのような時に、差別や嫌な思いをしたかは、「その他」が53.8%と最も多く、次いで「障がいや理由に対応してもらえない、または話を聞いてもらえない」が38.5%、「難しい言葉や聞き取りづらい言葉での対応」「障がいに対応するトイレや休憩スペース(椅子等含む)がない」が19.2%となっています。



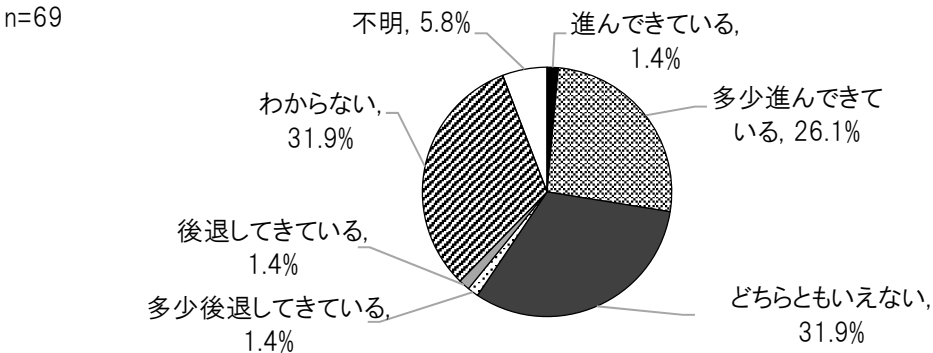
(4) 平成31年4月から、「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」が施行され、栃木市でも講演会や市広報紙・ホームページで案内しています。あなたはこのことについて知っていますか。(○は1つだけ)

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例について、「条例のことや市の案内のことは知っているが、内容は知らない」が11.6%、「まったく知らない」が84.1%となっています。



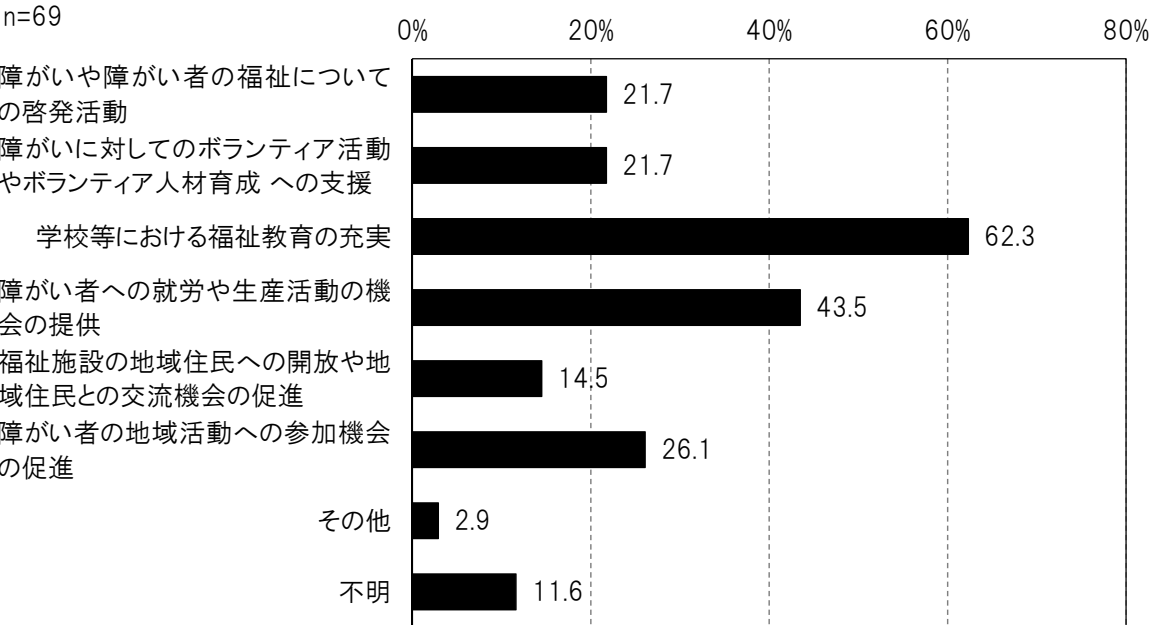
(5) あなたは「障がい」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思いますか（○はひとつだけ）

障がいへの市民の理解や地域・行政の社会的な支援について、「どちらともいえない」「わからない」が31.9%と最も多く、次いで「多少進んできている」が26.1%となっています。



(6) あなたは「障がい」に対する市民の理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

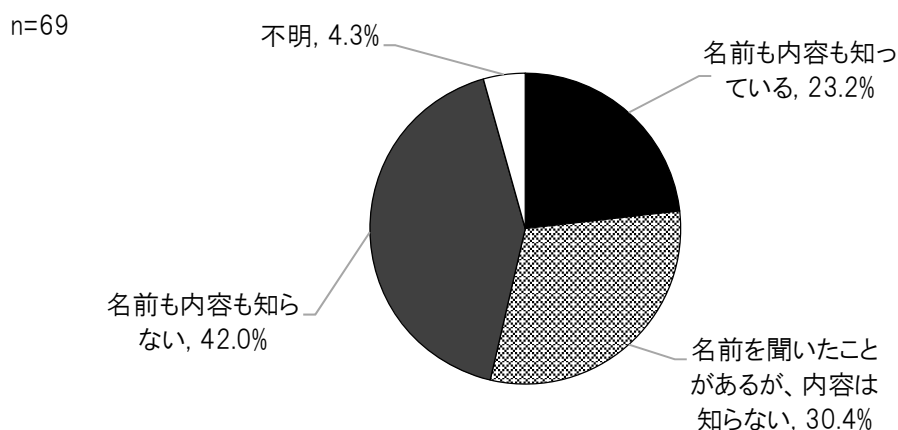
障がいに対する市民の理解を深めるために必要だと思うことは、「学校等における福祉教育の充実」が62.3%と最も多く、次いで「障がい者への就労や生産活動の機会の提供」が43.5%、「障がい者の地域活動の参加機会の促進」が26.1%となっています。



(7) 未成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つだけ)

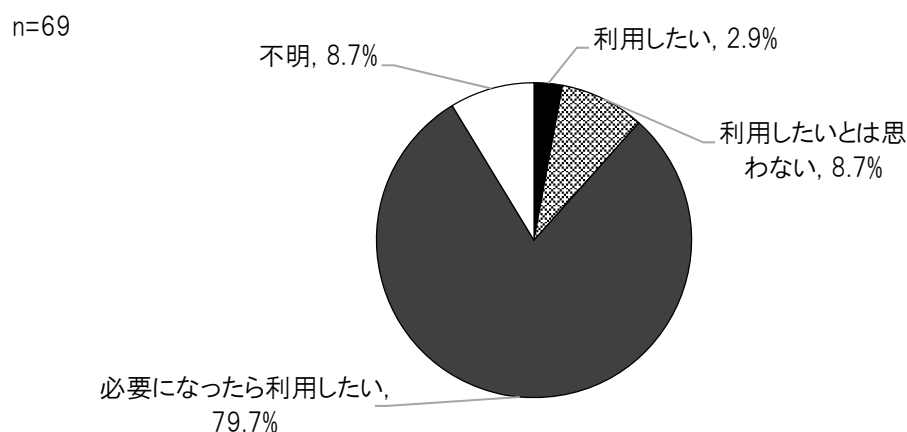
未成年後見制度とは、未成年者に対して親権を行う人がないとき、又は、親権を行う人が管理権（財産に関する権限）を有しないときに、親権者に代わって後見人が選任され未成年を保護する制度です。

未成年後見制度について、「名前も内容も知っている」が23.2%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が30.4%、「名前も内容も知らない」が42.0%となっています。



(8) 未成年後見制度について、今後利用したいと思いますか。(〇は1つだけ)

未成年後見制度の今後の利用について、「利用したい」が2.9%、「利用したいとは思わない」が8.7%、「必要になったら利用したい」が79.7%となっています。

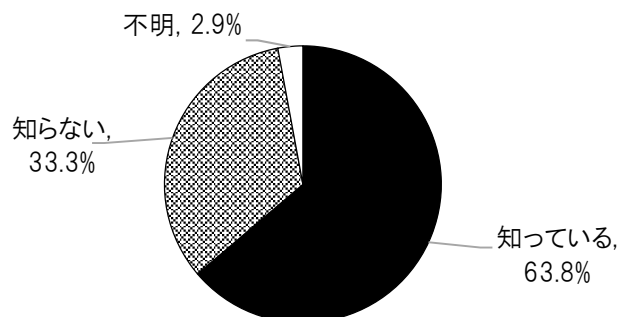


問8 災害時の避難等について

(1) あなたは、自分の地域の避難場所を知っていますか。(○は1つだけ)

自分の地域の避難場所について、「知っている」が63.8%、「知らない」が33.3%となっています。

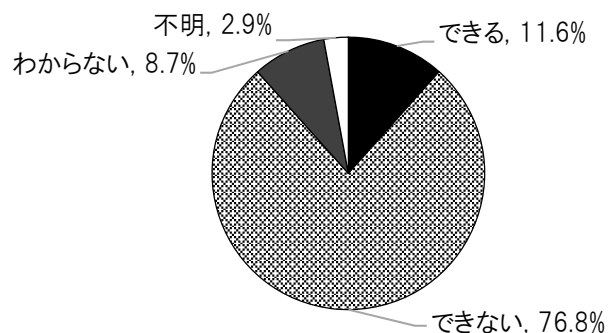
n=69



(2) あなたは、火事や地震、台風による水害等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

災害時に一人で避難できるかは、「できる」が11.6%、「できない」が76.8%、「わからない」が8.7%となっています。

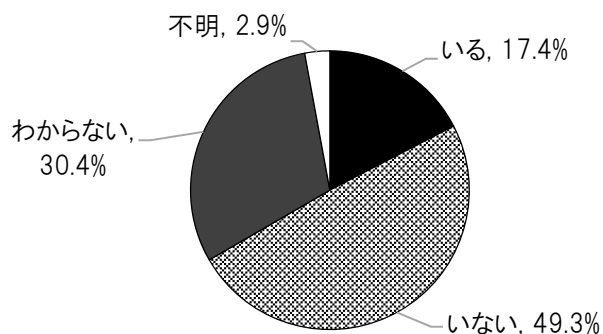
n=69



(3) 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

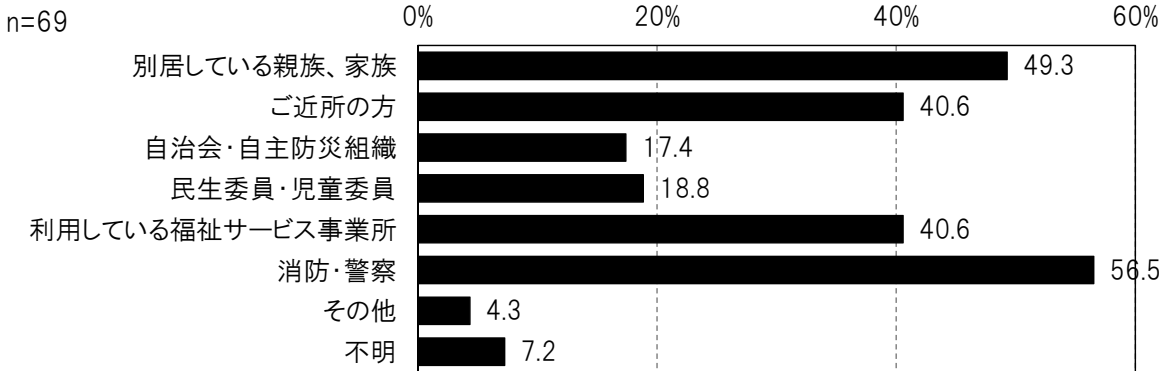
近所に助けてくれる人がいるかは、「いる」が17.4%、「いない」が49.3%、「わからない」が30.4%となっています。

n=69



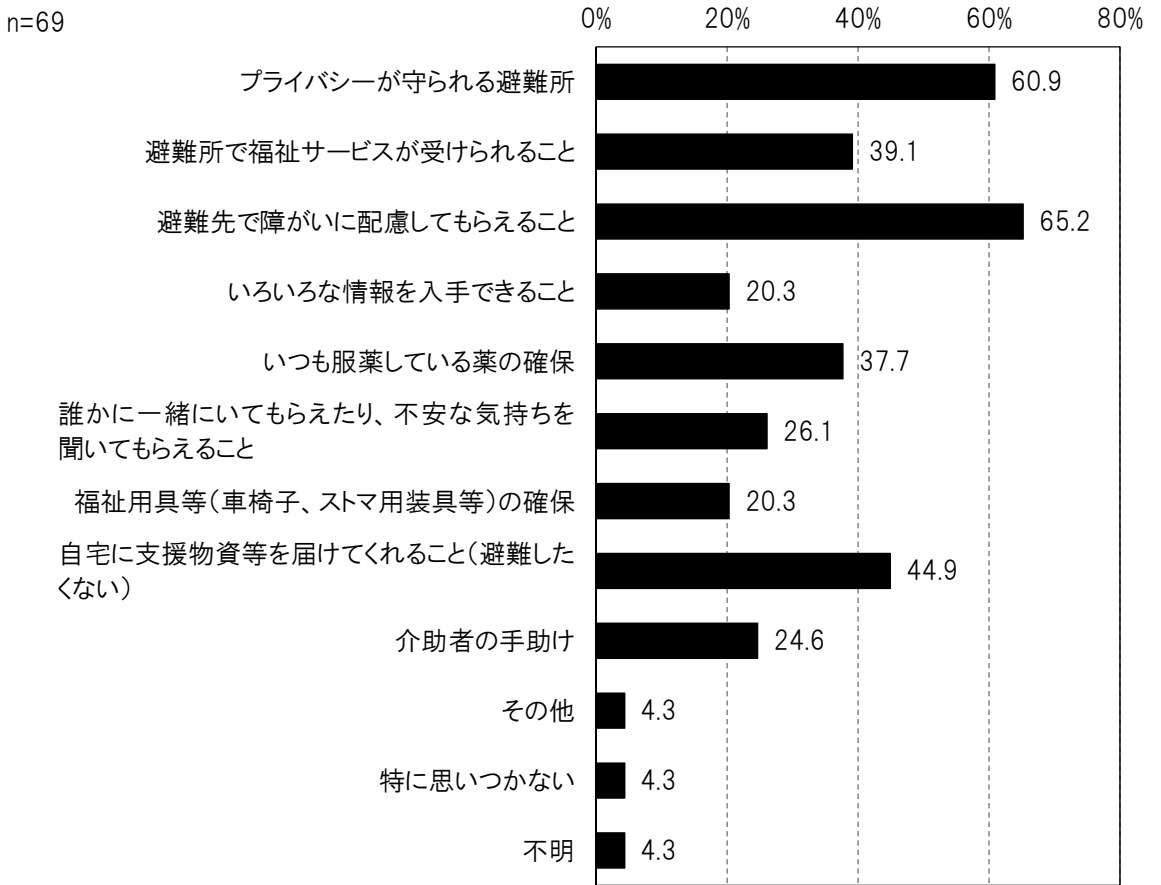
(4) 災害時にどんな人の助けがあればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

災害時にどんな人の助けがあればよいかは、「消防・警察」が56.5%と最も多く、次いで「別居している親族、家族」が49.3%、「ご近所の方」「利用している福祉サービス事業所」が40.6%となっています。



(5) 火事や地震、台風による水害等の災害時にどんな支援が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

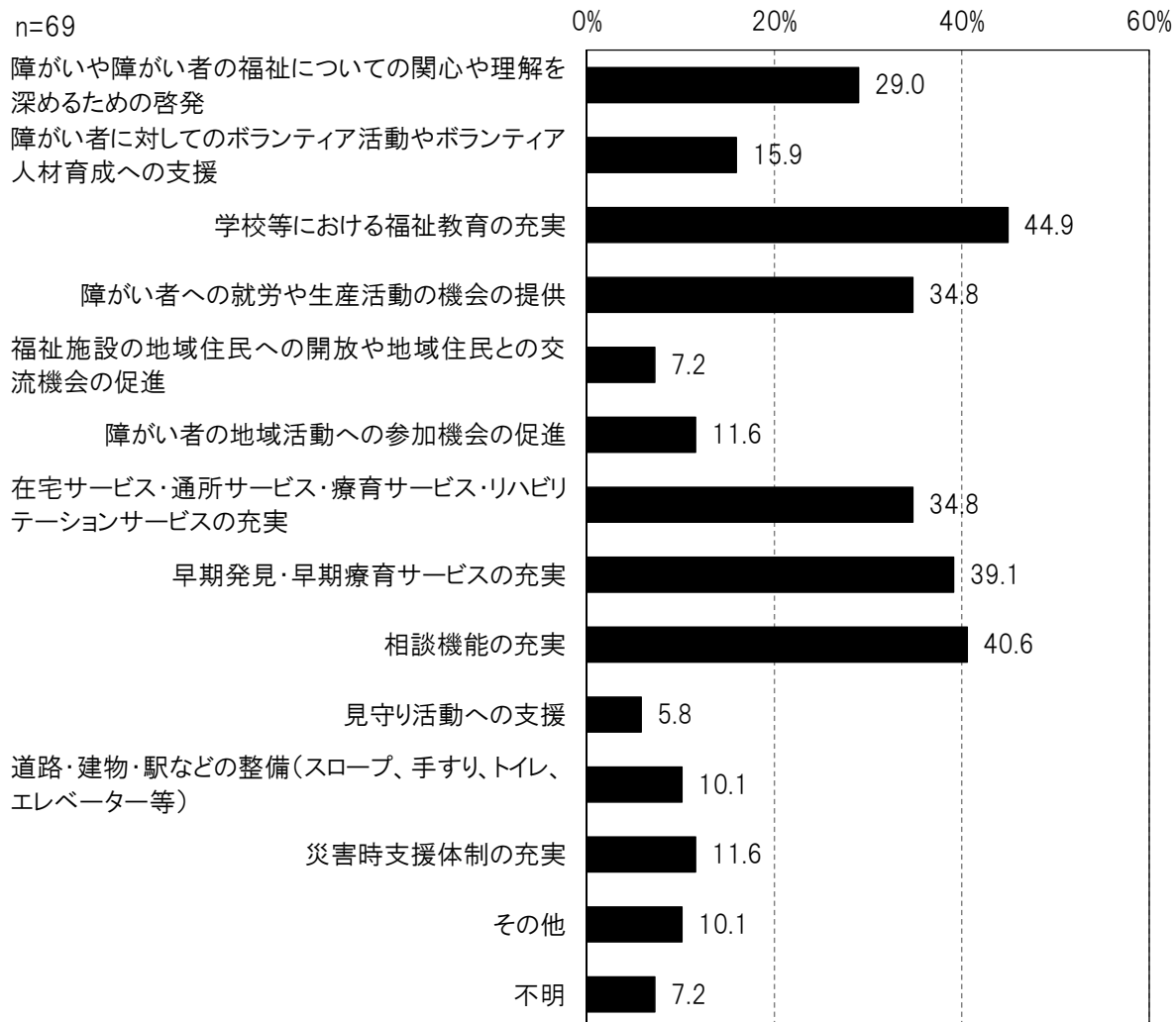
災害時に必要な支援は、「避難先で障がい配慮してもらえること」が65.2%と最も多く、次いで「プライバシーが守られる避難所」が60.9%、「自宅に支援物資等を届けてくれること(避難したくない)」が44.9%となっています。



問9 福祉のまちづくりについて

(1) 障がい者にとって住みよいまちをつくるためには、何が重要だと思いますか。
(あてはまるもの3つまでに○)

障がい者にとって住みよいまちをつくるために必要なことは、「学校等における福祉教育の充実」が44.9%と最も多く、次いで「相談機能の充実」が40.6%、「早期発見・早期療育サービスの充実」が39.1%となっています。



問 10 ご意見、ご要望について

(1) あなたが困っていることや必要とすることがありましたら、ご記入ください。

No.	記述内容
1	このアンケートに答える事によって、何が改善されていたか、ぜんぜんわからない。何が改善されたか、知らせてほしいです。こういうアンケートは、誰に誰がきちんと読んでいるのかちゃんと伝わっているのかわからない。答えても改善されているのがないと思います。
2	アンケートを取るという事は、福祉にもっと力を入れて頂けるはずと信じています。財源が減らされているとの話も耳にしました。全国をみても栃木県は下位。自然災害が多くなる昨今、避難所での障がいがある方への理解を広報誌や冊子などで取り上げて頂ければと思います。
3	療育に通所しているというだけで、本人をきちんと見ないで、入園拒否をされて、本人の希望をうばった。園としては、支援に力を入れているとかかかっているが、矛盾している。何人もそういう人がいるのをしっている。差別されていると感じた。市として私立の幼稚園に口を出せないのは分かっていますが、少しでも同じような人を減らしてほしい。本人は今の幼稚園で毎日楽しく行っています。
4	民生委員さん等もなく、すべての事について良く分からないです。学校卒業後、どうすればいいのか、どうやって福祉サービスを利用すればいいのか、何も分からない状態です。分からない事を誰に聞けばいいのかも分かりません。全て自分達で調べてやらないとどういったものがあるのか、誰に相談すればいいのか、これからどうすればいいなど不安なままです。そういった所を誰にでも分かりやすくしていただきたいです。
5	短期入所などの預かりサービスをしている施設がまだまだ少ないので、増えてくれるといいなと思います。(補助金を出したり、人材の確保など)
6	設問に内容を改めて検討する必要あり。時間がかかりすぎ。不毛な紙。
7	障がいがあることで、できない事、手助けが必要なことは沢山あるかと思っています。でも、障害があるからと区別してしまうのは差別でもあり、大人がそうする事で子ども達にも少なからず影響してしまうのかと感じます。社会に出ていく時に障害の有無に関係なく生きやすい社会にしていくには、小さい頃からクラスを分けてしまうのではなく、一緒に過ごす場所を増やすことで、インクルーシブな社会が作っていきやすくなると思うので、そういった環境づくりをお願いしたいです。まとまりが悪く失礼致しました。
8	土・日曜日利用できる福祉施設を増やしてほしい。スタッフの方の増員、スタッフの方が少ない。安全に預けることが難しい。
9	所得制限による各種手当の停止はやめて欲しい。一生懸命仕事をして夜中まで頑張っているのにあんまりだ。大きな会社の社長や大金持ちではないのだ。一般市民だ。手当をもらえる人はしっかり働いていないのでは？働けない人、片親の人もいるかもしれない。が。私も妻はいません。死別しました。なので一生懸命、働いています。なにかおなしさを感じます。

No.	記述内容
10	<p>障がい児を育てるのは、お金もかかる。体力、精神的にも負担がとても多い。仕事をするにしても、朝から利用できる施設も少なく、負担は増えるばかり、小児の時は利用できる場所は多いが、高校生になると学校もバス利用ができなくなったり、支援が少なくなる気がします。施設なども、送迎をしてくれる場所が増えたり、中高生を支援する場所が増えてくれると、親としては将来に向けても自立に役に立つのでは？と思います。</p>
11	<p>障害を持っている人が、かかれる病院が欲しい。行ける病院が限られているのが非常に厳しい。(門前払いのような病院がとて多いので、困っています。) 学校が終わってから行く施設が、増えるといいなと思います。進路がとて不安です。</p>
12	<p>「バカと遊ばない」と施設の人が言っていたと聞きました。定期的な指導のようなものがあればいいと思います。B型の収入がどうしても低くなります。経済的なものが心配です。A型のような施設が増えたり、親も一緒に働いて、一緒に収入が得られるようなシステムがあるといいなあとと思います。自分で通えないので、送迎があるところは助かっています。</p>
13	<p>紙オムツの支援をしてほしい。現在の条件以外の理由で必要な子供がいます。知的障がいのため、排せつが上手くできません。オムツがぬれていても周りに伝える事、排せつしたいときに周りに伝えることができません。現在、14歳。経済的負担が大きいです。</p>
14	<p>障がい児に対してのパンフレットが市にはない。または知らない。大人を含めた、障がい者向けのはもらったけど、細かくは書かれていないので、子どもが利用できるサービスがわからない。市役所に行っても、こちらが質問した内容には回答があるが、それ以外には、質問しない限り教えてくれない。P.22にある、利用できるサービスがこんなにあるのも、今回初めて知った。我が子は、寝たきりだけど、子供の寝たきりが少ないからか実際に利用できるサービスが少ないと思う。施設も少ないし。とにかく、情報がない。市のHPもわかりづらい。自分で調べるのも限界がある。市役所に行っても、色々教えてもらえない。重身の子は生きづらい世の中です。ずっと、家の中で家族だけがめんどうみれば良いのかと不安だらけです。</p>
15	<p>このアンケート自体、知的、身体、精神、発達、重複をひとくくりにして聞いている事に疑問しか感じません。寝たきりの子に対して、他者が差別発言をしても正直なんとも思わないし、感じませんが、それがイコールで差別を受け嫌な気持ちになった事はないという事にはあてはまらないと思います。その発言を聞いた家族の気持ちがあまりにないがしろにされているアンケートだと感じました。これで「市としてはやっています」感を出されるのはとて不快です。困っている事や必要な事はあまりにも多すぎてきつとご担当者様はそれすら気づきもせずこの文面を作成されているのだらうと思います。医ケアのある子が利用できるサービスがあまりにも少なすぎます。そして「医ケア児」と一括りにされますがその中でも程度があって、うちのこのような中途半端なケア児は特に居場所がありません。そんなハードな部分すら全然足りないというか、行政として関心が無いのに学校教育、地域社会との連携等どう進めていくのか疑問しかありません。私たちが置いてけぼりになるような「障害者計画」になるような気がしてなりません。まずはもっと私たちの現状をきちんと理解してください。何が大変で、何が困っていて、何が辛いのか、当事者の話にもっと耳を傾けてください。私たち障害児の親は皆揃って、「行政は何もしてくれない」と常に思っています。形だけ、口だけの支援ではなく、私たちがきちんと「市民」として扱われ、生活して行くにはどうしたらよいのか、何が必要なのかをもっと真剣に考えて取り組んでほしいです。</p>

No.	記述内容
16	<p>私の子供は現在ファミリーサポートセンターを利用して学校へ行っているのですが、来年中学生になります。栃木市のファミリーサポートセンターは小学生までという制限があり、学校へ行く手段がありません。蔵タクだとコロナがかなり心配ということと、放課後デイサービスに週2回、学校が終わったら行っているのですが、行くことができなくなります。学校の先生からは、高校を卒業してからのことを考えると、地域の放課後デイサービスに通っておいた方がよいと言われます。なので、学校に行き、帰る手段がありません。この世にせっかく生まれて来たのだから、高校までは行かせたいです。私は問題になっている寄宿舎の子供の親の気持ちがわかるような気がします。1人でも必要な人がいるならば、やって欲しい。なくなったら困ります。金沢大学の学生寮の問題とは違います。日本がそのような流れという事や、資金の問題というのは納得できない。私の子供たちは何もできない障害者なのです。人生一度きりなのだから、ちゃんと学校にいかせてやりたい。学校帰りだけでもファミリーサポートセンターを高校生までしてください。何のために、この世に生まれてきたか分からないです。私達夫婦は、何度も役場に相談して行っていますが、何も解決していませんし、忘れられています。</p>
17	<p>文字が少ししか書けない。言葉を理解するのに時間がかかる。人の話がきけない。簡単な計算ができない。手帳を持っているので就職は出来る。でも学生の間にも社会経験を積んでほしいけれどバイト出来る所がない。社会に出すのが不安で仕方ないです。B2なので出来る事は多い、でも社会性だけが不安です。</p>
18	<p>中学生なので今後の進路（高校進学、就労）に不安を感じている。</p>
19	<p>重度障害児を育てることはとても大変で、本当につらくなることが何度もありました。児童相談所へ夜、電話したり（母や妹に手を出し、殴ったり、蹴ったり、首をしめたり、排泄物を家中にひろげ、パニックになりさらに壁にぬりひろげたり）、他の普通、通常児を育てていると、比べて障害児育児に絶望することが何度もあります。いつでも助けて欲しいし、困っています。さらに両親共にフルタイムで働いている為、他の子供がもらえている手当が止められたり、学校での補助が受けられず、もちろん1人で留守番ができないので施設に預けますが、その料金も5倍欲しいと絶望です。兄弟で同じ学童に通えば、半額とか聞きますが、それすら受けることが出来ず、貯めてあげたいお金も全く貯めてあげられません。本人の物欲もすごい為、本当にお金の面でも、生活の面でも苦勞しかないです。児童手当の所得制限なくすより、福祉へ税金を使ってください。児童手当の所得制限をなくすなら他の手当でも拡大お願いします。</p>
20	<p>幼稚園で延長保育が利用できず、思うように仕事ができないので困っています。</p>
21	<p>将来設計が立てにくいので、どんな経済的支援があるのか分かりやすい冊子などがあるといつでも見返せて良いと思う。進学先や就職後の生活を親以外でもサポートしてくれるのか、どのようなサポートがあるか。親がいなくなった後、誰がサポートしてくれるか。障害年金などの情報がほしい。</p>

2 ヒアリング・懇談会実施日

栃木市障がい福祉プラン策定に係るヒアリング調査

調査日	訪問事業所	対象者	
8月 1日 (火)	生活介護事業所このゆび☆とまれ	4名	利用者、事業所職員
8月 2日 (水)	あゆみ	2名	利用者、事業所職員
	くえるぼキッズ	3名	利用者(保護者)、事業所職員
8月 3日 (木)	蔵の街ウェイブ 第1事業所	4名	利用者、事業所職員
	わらしべの家	3名	利用者、事業所職員
8月 4日 (金)	悦山荘	4名	利用者、事業所職員
	ゆっ蔵	3名	利用者、事業所職員
8月 7日 (月)	K'きっず	3名	利用者(保護者)、事業所職員
8月 8日 (火)	K.connect	2名	利用者、事業所職員
	ゆーあい工房	5名	利用者、事業所職員
8月 9日 (水)	ゆうの家	4名	利用者、事業所職員
	もくせいの里	4名	利用者、事業所職員
8月17日 (木)	就労支援事業所フロンティア	5名	利用者、事業所職員
8月21日 (月)	ひまわり	4名	利用者(保護者)、事業所職員
	蔵LOVE	2名	利用者、事業所職員
8月22日 (火)	ハートフルふきあげ吹上事業所	4名	利用者、事業所職員
8月23日 (水)	すまいるわーく桜	4名	利用者、事業所職員
	障がい福祉サービス事業所Honu	3名	利用者、事業所職員
8月24日 (木)	就労継続支援センターいちごの郷	4名	利用者、事業所職員
8月31日 (木)	あすなろ	2名	利用者、事業所職員

栃木市障がい福祉プラン策定に係る懇談会

開催日時	参加団体	参加者
9月27日 (水) 14:00~16:30	栃木市身体障害者福祉会連合会	4名
9月28日 (木) 14:00~16:30	栃木市身体障害者福祉会連合会	1名
10月 6日 (金) 10:30~11:40	栃木市手をつなぐ育成会	4名
10月 7日 (土) 18:00~19:20	栃木障害者の自立をめざす会	6名
10月10日 (火) 14:30~16:45	栃木市聴覚障害者協会	3名
	栃木市中途失聴難聴者会	2名
10月12日 (木) 13:30~14:50	栃木市身体障害児者親の会	2名

医療的ケアを要する障がい児者ヒアリング

開催日時	対象者	対象者
9月27日 (水) ~ 10月4日 (水)	医療的ケア児者・介護者	5名

3 ヒアリング調査でいただいた主な意見

◇サービス利用で困ったこと不便なこと

- ・児童発達サービスを利用するまでに4か月程度期間を要しているのもう少し早くできるようにしてほしい。
- ・サービス利用までの流れを説明されたが、手続きを一人で行うことに不安があったので、伴走型の支援があると嬉しい。
- ・事業所からの帰宅にふれあいバスを利用しているが、日中の時間帯のバスの本数が少ないので、増便してほしい。
- ・色紙の封入作業は、目が疲れてしまい、長時間行うのがつらい。
- ・相談もできるし、手すりも付けてもらっているので、不満はない。
- ・サービス利用のための交通費の負担が大きい。
- ・父親の介護を担っているため、就労支援事業所を休んでしまうことがある。
- ・足が不自由であるが、押し車等を使うなど、移動を伴わないように作業を工夫している。
- ・児童発達支援等の事業所と小学校との連携があるとよいと思う。
- ・発達障がいについて学校の先生の理解が得られずに、できない子と決めつけられてしまうことがある。
- ・利用者の中に大声を出したり、暴れたりする方がいて商品に傷がつかないか心配してしまう。

◇同じサービスを利用したいかまたは今後利用したいサービス

- ・これまでどおり利用していきたい。
- ・体調を見ながら利用を続けていきたい。
- ・自分が出来ない事を手伝ってもらえる。
- ・動けるうちは利用したが、動けなくなったら分からない。
- ・小学校入学後も慣れているサービスを利用したい。
- ・放課後デイサービスを利用したい。
- ・将来的には、B型を利用したいと考えている。
- ・就労継続支援A型事業所が見つかれば利用したいと考えている。
- ・一般就労をしたい。
- ・将来は、グループホームに入りたい。
- ・子どもの状態に合わせたサービス利用を考えている。
- ・保護者の就労の関係でサービス利用を増やすことを考えている。
- ・支援学校の高等部に進むときには、将来の就労に向けたサービス利用を考えている。
- ・5月からグループホームを利用するようになった。
- ・現在利用している事業所に一般就労したい。
- ・中学生だがこだわりが強いところがあるので、慣れるために同じ事業所の放課後デイサービスを利用している。
- ・子どもの生活リズムを崩さないように土日のサービスを利用していきたい。

◇サービスを利用してよかったこと

- ・月1回の通院で移動支援が利用できる。
- ・地域との交流もあり楽しい。
- ・楽しく通所できている。
- ・職員の方と知り合うことができた。
- ・他の利用者も職員さんも優しい。
- ・グループホームの世話人さんがゴミ出しを手伝ってくれるので、困りごとはない。
- ・家に閉じこもらずに外出ができる。
- ・パソコンの仕事ができるのでよかった。
- ・これまでは家族だけだったが仲間との繋がりができたのでよかった。
- ・利用者同士での意見交換ができる。
- ・事業所での作業にやりがいを感じている。
- ・自分のしてほしいことを言葉で上手に伝えられるようになった。
- ・子どもの成長が目に見えて実感できる。
- ・子どもの生活リズムがよくなった。
- ・親以外の人と関わる事でルールを守る経験ができる。
- ・スポットのバリ取り、木工のヤスリかけの作業、週二回の余暇活動、散歩などの外出が楽しみ。
- ・入所してからお風呂も自分から入れるようになり、食事も偏りがちだったがバランスよく取れるようになった。
- ・自傷行為は少しありますが、服薬管理が上手できており、現状は落ち着いている。
- ・期限が切れた防護服の解体やアルミ缶を潰す作業が楽しい。
- ・4月からお給料をもらえるようになったこと。
- ・色々な作業ができるようになった。また、新人のお手伝いもできるようになった。
- ・子どもが児童発達支援事業所に通うようになり、親の話をよく聞いてくれるようになった。
- ・工賃収入がもらえることがよかった。
- ・端正込めた商品を褒められると嬉しいし、やりがいが出る。
- ・自宅で飼っている猫の餌代を工賃収入で稼げること。
- ・折紙の箱詰めや袋詰めなど細かい仕事ができるようになったこと。

◇こうしたら今の生活がもっと良くなると思ったこと

- ・蔵タクが土日に使えるようになるとよいと思う。
- ・図書館の宅配貸出の時間を延長してほしい。
- ・収入があればよいと思う。
- ・事業所の送迎車両に古い車両があるので、安全で快適な車両してほしい。
- ・空き家を活用している事業所もあり、網戸もない所もあるので、施設整備への支援があるとよいと思う。
- ・カラオケ交遊会を楽しみにしているのでカラオケ大会があるとよい。
- ・グループホームでの食事がもう少しよくなればよい。
- ・多動があるので、落ち着きがでるとよいと思う。
- ・言葉で周りの人達に意思を伝えられるとよいと思う。

- ・経済的にもう少し収入がほしいのもう少し長い時間作業を行いたい。
- ・経済的にも自立できるようになりたい。
- ・手の病気がよくなれば生活がよくなると思う。

◇市に取り組んでほしいこと

- ・障がい者への理解促進に取り組んでほしい。
- ・生活のための給付金や手当等にお金を使ってほしい。
- ・障がい者サービスの総合的なパンフレットがあるとうれしい。
- ・グループホームを作ってほしい。
- ・ヘルパー事業所を毎日利用しているが、事業所の職員が少ないため、朝・夕の対応ができない。
- ・くらしまるごとワーキングで広報のコラムを年2回掲載しているが、掲載回数を増やしてほしい。
- ・身体や精神など障がいの区分で分けずに、交流する機会をつくってほしい。
- ・高校生クラブとコラボ企画や交流会をしたい。
- ・幼稚園から小学校入学までのサービスがあまりないので、もう少し充実してほしい。
- ・幼稚園の先生に、発達障がい児への理解促進の取組をしてほしい。
- ・発達障がいがあるだけで、退園や利用日数を制限する幼稚園がある。
- ・福祉ショップのPRイベントがあるとよいと思う。
- ・障がいのある人も参加しやすいイベントがあるとよい。
- ・市内に映画館があるとよい。
- ・皆川方面のふれあいバスについて、土曜日の日中の便を増やしてほしい。
- ・スポーツ大会など交流できるイベントがあるとよいと思う。
- ・障がいサービス事業所の見学会やバスツアーがあるとよいと思う。
- ・障がい児の将来を見据えた対応が出来るように保護者に対する支援が市にあるとよいのではないか。
- ・障がい福祉サービス事業所の情報が得られるようにしてほしい。
- ・障がい者のサービス利用など、どこに相談すればよいか分からなかったので、相談できる場所が分かるようにしてもらえるとありがたい。
- ・市役所の窓口での相談対応について、プライベートな部分に及ぶ場合には、相談場所を変える等の配慮をしてほしい。
- ・くらしだいじネットの一人暮らし体験についてもっとPRをしてほしい。

◇事業所に関すること

- ・事業所の職員さんは優しい。
- ・日中一時サービスの単価を上げてほしい。
- ・事業所の職員さんからは、いつも親切にしてもらっている。
- ・事業所の職員さんにもう少し関わってほしいと思う。
- ・若い職員を育成して、サービス管理者の資格を取得させたくても受検者が多いためか、受検が出来ない状況である。

◇障がいに対する理解について

- ・外出の際に多目的トイレを利用するが、男性に女性職員が対応することへの理解がされていない。
- ・合理的配慮の対応には限界があると感じている。
- ・身近な方は、理解してくれているが、その他は障がいに対する理解は進んでいない。
- ・病院などでも、めんどくさそうな扱いをされる。
- ・障がい者への理解は、進んでいないと思う。特に高齢者に進んでいないと思う。
- ・就労していた職場では、実際にいじめを受けていた。
- ・障がい者に対する合理的配慮を分かりやすく周知してはどうか。
- ・自然な交流を通して理解を進めることがよいと思う。
- ・幼稚園や保育園で障がいを理由とする差別的な対応を受けたことがある。
- ・障がい者福祉サービスの受給者証の名称をやわらかい名称にすれば障がい者に対するイメージが和らぐのではないか。
- ・軽度の知的障がいでも流暢に話ができる方は、特に理解されにくい。
- ・障がい者もわがままを言うのではなく我慢することも必要である。
- ・今ある地域資源をお互いに共有していくことが必要である。
- ・一般の方とのふれあいがないと理解が進まないで、交流会等に参加してもらえよう市も協力してほしい。
- ・知的障がいについては、病院でも一人での行動を認めてもらえず、介助者の同行を求められることがある。
- ・病院でも手話通訳者の同行について浸透していないと思う。
- ・障がいに対する理解は、地域によって違いがあると感じる。
- ・発達障がいについて、小学校の先生の理解が進んでいないと思う。
- ・子どもたちが成長すればするほど障がい児に対する目が厳しくなっている。
- ・お弁当の配達先の事業所などでも障がいに対する理解は進んでいると感じる。
- ・精神障がい者の方の理解は進んでいないと感じる。
- ・精神障がいのことは、近所には伏せている。
- ・近所に障がいのあることを言えない人もいるので配慮が必要である。
- ・商品の販売先で障がい者が作ったのと偏見を持った見方をされることがある
- ・事業所の活動で別の地域に行くと特別な目で見られることがある。

◇生活支援サービスについて

- ・日中一時支援の単価が自治体により異なる。
- ・専門職加算額を増やしてほしい。
- ・児童発達支援について3歳未満についても無償での利用を実施してほしい。
- ・相談支援について、業務内容と単価が見合っていないため、報酬を上げてほしい。
- ・就労継続支援A型と地域活動支援の併用を認めてほしい。
- ・就労継続支援A型が65歳で登録できなくなるが利用できるようにしてほしい。
- ・障がい福祉サービスの報酬単価の見直しはお願いしたい。
- ・生産活動と生活支援を今の人員配置基準で行い、事業所として工賃収入を上げることはかなり

厳しい状況である。

- ・利用者の高齢化もあり、工賃収入を増やすことが難しい状況である。
- ・物価高騰、電気代高騰などもあり、報酬を上げてほしい。
- ・施設の個室化をしたいと考えているが財政的に厳しい状況である。
- ・日中一時サービスは、利用希望が多いが報酬が下がっている。
- ・就労支援B型の報酬について月額賃金単価により変わるが、精神障がい者は、通院などの理由から週1日～2日の作業となってしまう、しかし、賃金単価計算の利用者数に含まれるため単価が低くなってしまい報酬が下がってしまうことから、月額単価から時給単価に変えてもらえるとありがたい。
- ・ヘルパー事業所の数が少ないため、通院介護、生活介護のサービス利用に関して苦勞している。
- ・日中一時支援の利用について、利用者負担があってもよいので市外の事業所も利用ができるようにしてほしい。また、土日も利用できるようにしてほしい。
- ・児童も預かってくれる放課後デイサービスをやってもらえるとありがたい。
- ・児童発達支援・放課後デイサービスの人員配置10：2の基準が厳しいので緩和してほしい。
- ・利用者が事業所に通う際に送迎バスの利用ができずに自家用車を使用する場合のガソリン代の給付があるとありがたい。
- ・就労支援費について、工賃収入が低い方のほうが支援に手間がかかるが報酬が低いので見直しをしてほしい。
- ・報酬については、実人数で算出されることから、欠席者が多いと報酬が減少してしまうが、利用定員分の職員配置をしてしまうので経営的には、厳しい状況になってしまう。
- ・事業間で職員配置を柔軟に行えるようにしてほしい。
- ・グループホーム利用者の土日の支援として日中一時サービスの利用を認めてほしい。
- ・精神科通院についてグループホームの世話人が同行しているが、通院介助が利用できるとありがたい。
- ・他の事業所を見学してみたい。
- ・放課後デイサービスについては、利用者が増えると単価が下がることになってしまうので見直しをしてもらいたい。

◇人にやさしいまちづくりについて

- ・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関しては、まだまだ進んでいないと感じる。
- ・外出の際にふれあいバスを利用する場合には、一般の利用者に配慮して時間帯や曜日などを選んで利用している。
- ・道路や古い建物などは段差がある。
- ・ふれあいバスの段差は不便を感じる。
- ・トイレの間口が狭い、小便器への手摺が少ないなど、バリアフリーは進んでいないと感じる。
- ・商業施設なども以前よりバリアフリーになっている。
- ・車イスだと不便な道路がある。
- ・蔵タクは、乗り合いなので気を遣うことがある。
- ・ふれあいバス、蔵タクについては、知的障がい者の方が利用しやすいとは言えない状況。
- ・ふれあいバスの時刻表について、紙での配付があるとよい。

- ・事業所までは、両親に送迎してもらっているが、高齢化に伴い、送迎が難しくなるとふれあいバスや蔵タクの利用が増えてくると考える。
- ・外出時の食事をする場所の選定で苦勞するときがある。
- ・多目的トイレに立たせ台の設置があるとうれしい。
- ・蔵タクについては、急遽利用したいときの予約がとれない状況なので車両を増やしてほしい。
- ・おもいやり駐車スペースは増えてきていると思う。
- ・利用者の中でふれあいバスの利用方法が分からないため利用を控えている方がいる。
- ・ふれあいバスの利用体験があるとよいと思う。
- ・ショッピングセンターなどで、車いすの設置は進んでいないと思う。

◇教育・療育環境について

- ・学校などでも、障がい児を分けなくて学び合うことが必要ではないか。
- ・教員が障がい者施設で学んでもらうことも必要ではないか。
- ・学校の先生と事業所での情報共有が進んでいないと思う。
- ・障がいについて保護者の方の理解は進んでいるが、一方でお子さんの能力を認められずに能力以上を求めてしまい結果として手をあげてしまう保護者もいる。
- ・発達障がい児の療育に対する学校の先生の理解が進むとよいと思う。
- ・特別支援学校の保護者が障がいサービスの内容を知らないので知る機会があるとよいと思う。
- ・障がい児の保護者だが、子どもが出来ないことに対して、先生から厳しいことを言われ非常に辛い思いをした。子どもを預けている立場なので何も言えず、一人で受け止めなければならず苦しい思いをした。
- ・子どもの発達障がいを認め受け止めようとしない保護者がいるため、幼稚園の先生も困っていることが多い。
- ・幼稚園でも子ども一人ひとりの特性が異なり、専門性が高いので対応が難しい。
- ・学校では、放課後デイサービスが学童保育と同様に子どもを預かることを主な目的であると思われるため、学校での療育をきちんと行ってもらえるか不安である。

◇雇用・就業について

- ・就労継続支援 B 型でも生活介護の利用者が多いため、軽作業のみとなり単価の高い仕事ができない。
- ・就労のために、相談員さんから情報をもらいハローワークに親と一緒にいく予定である。
- ・利用者の中では、就労継続支援 B 型から就労継続支援 A 型そして一般就労へステップアップしている方もいる。
- ・野菜の販売先の確保が難しく、平均賃金を向上するのが難しい。
- ・障がい者の就労は、進んできていると思う。
- ・収入を得たいと思うが、就労先の問題などで難しいことがある。
- ・梱包、仕分け、シール貼りなどの軽作業の請負もしている。
- ・トマト農家の芽掻、誘引作業を受託しているが、栽培の切り替えの関係で7月から9月の仕事がなくなってしまう。
- ・年間を通じて作業が切れない量の受託は確保しているが、工賃のアップにはつながらない。

- ・工賃確保のために他の施設からの紹介や企業ホームページなどを見て営業を行っている。
- ・食品販売の自主事業はコロナで減少してしまい、年度末のボーナスが出せなくなってしまった。
- ・下請作業については、営業をしているが新しい仕事が見つからない状態です。
- ・障がい者雇用については、中小企業では対応が難しいところがある。
- ・市役所採用試験について、障がい者への今後のアドバイスとして、不採用の理由が分かるとよいと思う。
- ・保護者が障がい者本人の能力を見極めることができないため、就労にうまく結びつかないことがある。
- ・農福連携事業で、おはぎ、団子の製造販売を行っている。特性に合わせた職業選択ができるように店舗業務やバックヤード業務を体験できるようにしている。
- ・事業所でも一般就労への支援を行っている。
- ・企業に一般就労しても続かず就労継続支援 B 型に戻ってきてしまうため、寄り添い型の就労支援が必要であると思う。
- ・マンゴーのような付加価値が高い商品の生産を進めたいと考えている。

◇保健・医療について

- ・サービス利用を主治医が理解してくれているので、早朝に受診してから作業に行ける。
- ・医療的ケアが必要な障がい児に関しては、医療機関等の支援会議にも出席しており協力関係はできている。
- ・グループホーム利用者については、通院同行サービスを利用し医療機関に通院している。
- ・市内に小児科医が少ない。また、小児救急の受入病院が市内にあるとよいと思う。
- ・通院ができないときは、薬のみ両親にお願いしている。
- ・休日の歯科受診について母親が仕事のため受診できないときがある。
- ・診療内科の受診が市外の医療機関なので、市内に医療機関があるとよいと思う。
- ・障がい者を受け入れてもらえる医療機関が少なく探すのが大変であると利用者の家族から聞いている。

◇権利擁護・情報の保障

- ・利用者の中で後見人を付けたほうがよいと思う方もいるが、進め方や理解を促すのが難しい。

◇事業所での人材確保

- ・専門職の確保は難しい状況である。
- ・小規模事業所のため何とか確保できているが、有資格者の確保は難しい。
- ・事業所で募集しても集まらない状況である。
- ・実習指導者がいないと実習生の受入れができない。
- ・グループホームの開設を予定しているが、従事者の確保は厳しい状況である。
- ・新卒採用もなく、実習生もいない状況です。
- ・児童発達支援では、保育士及び児童指導員の配置が必須であるが有資格者が集まらない状況である。

- ・新卒の採用がない状況である。障がい者支援のイメージが悪いのか人材確保が難しい状況。
- ・就労系の事業所のほうは、職員の定着がよく退職者がいない。
- ・グループホームなどの夜勤、土日勤務については、定着しないし職員募集を行っても集まらない状況である。
- ・求人を出すと応募があるが、サービス管理者などの有資格者の確保は厳しい状況である。
- ・事業所でも福祉系学生の実習受け入れを行っているが就労にはつながっていない状況。

◇地域交流活動（事業所）

- ・周辺住民は事業所の利用者に理解を示してくれている。
- ・地域との交流は、現在コロナの関係で出来ないが、利用者も喜び、職員にもよい効果を及ぼす。
- ・地域との交流も月1回のランチ会を行っており、地元の理解も得られている。
- ・過去に障がい者のイベントを国府公民館で行っていた。
- ・コンビニからクリスマスケーキのプレゼントを頂いたご縁から、店舗での職場体験に協力いただいている。
- ・事業所間での交流がある。
- ・パンの販売などで外部との交流はできている。地域との交流を持ちたいと思うが、難しいところもある。
- ・毎週木曜日に事業所周辺のごみ拾いを実施している。
- ・店舗には自治会長や民生委員の来店もあり、地域との交流もある。
- ・障がいサービス事業所では、幼稚園や保育園への訪問など交流をしている。
- ・事業所間の交流があるとよいと思う。
- ・事業所では、中学校の職場体験の受け入れを行っている。
- ・地域のイベントに参加して地域との交流を行っている。

◇その他

- ・小学校の入学に伴い環境が変わるので心配がある。
- ・子どもに障がいがあることが分かったときに、担当の保健師から適切な助言・指導がなく頼りなく感じた。
- ・自分は一人なので、手続き等が分からないし、自分で出来ないため将来に不安がある。
- ・伴走型の支援やなんでも相談窓口があると嬉しい。
- ・蔵タクの運転手さんがたまに不愛想なことがある。
- ・フードバンクのような衣類や布団のリサイクル制度があるとよい。
- ・栃木市の方針等が市民に分かりやすく伝えられるとよいと思う。
- ・手話講習会を一般の方と障がい者で分けずに実施してはどうか。
- ・市民生活課のモニターで手話を周知してはどうか。
- ・精神障がい者の事をもっと理解してほしいと思う。
- ・障がい者の保護者からは、親なき後の生活の場としてグループホームがあるとうれしいとの意見が多い。また、慣れている事業所にお世話になりたいとの意見も多い。
- ・障がいサービスや障がいへの理解が地域によって異なる。

- ・未就学児の利用できるサービス事業所の情報が分かるようになるとうい。保護者は障がい者サービス事業所を把握しきれていないので、特性に応じたサービスをマッチングできる方法があるとよいと思う。
- ・健診のときに、発達障がい専門の先生に相談にのってもらえる制度があるとよいと思う。
- ・子どもがてんかんを持っているので、幼稚園に看護師の配置をしてもらえるとありがたい。
- ・市内に子どもが遊べる場所が多くなるとよいと思う。

4 障がい者団体懇談会でいただいた主な意見

◇計画策定に対する要望について

- ・障がいへの理解促進のためには啓発は必要であるので進めてほしい。
- ・障がいへの理解について広報紙の記事を充実した方がよい。
- ・障がいについて配慮してもらいたいことはある。(もう少し気を遣ってもらいたいこともある)
- ・新たに整備する都賀支所については、バリアフリー化になると思うが、体育館には多目的トイレがない状況である。
- ・市内の道路については、まだ段差が残っているので、改善が必要である。
- ・大型店舗でも車いすを配置していないところがあり、障がい者への配慮がされていない。
- ・蔵タクはとてもよいサービスで使いやすい移動手段である。運転手さんも気を遣ってくれるのでとてもよいサービスです。
- ・介護サービスでは、自動車が使えなくなった場合の代替サービスがない。
- ・ふれあいバスは、車いすで乗ることができないため蔵タクを利用するしかない。
- ・知的障がい児については、健常者の親に理解されていないため差別を受けてしまう。攻撃を受けるのは、重度の知的障がいのある子どもである。
- ・教育、療育に関しては全ての取組みが重要である。
- ・障がいを理解してもらうために、盲導犬とのふれあい等を行っているが、障がいのある当事者との交流が重要である。また、障がい者と子どもたちの交流が理解促進には効果がある。
- ・ハローワークでは、障がい者雇用に力を入れていおり、優遇されていると思う。ハローワークと連携して支援を進めてほしい。
- ・保健福祉センターでの検診は、車いすの方だと受診しづらい状況であるので、地域の医療機関などで受診ができるように。車いすでも健診を受けやすいようにしてほしい。
- ・医療費助成も重度の障がい者のみが対象となっている状況
- ・重度者、医療的ケア者の家族がグループホームを望んでいるのは承知している。
- ・障がい者福祉は、支援費（契約に基づく支援）のお金で解決するようになってしまった。地域の協力（地域の力）による支援がなくなってしまった。本来は地域の人達と協力することが、共生社会なのではないかと思う。
- ・相談支援専門員が保護者の思いをくみ取り、親身になって対応してくれる相談員が少ないし、知識や情報量など質に個人差がある。
- ・基幹相談支援センターでも相談支援専門員に対して、研修会などを通してスキルアップを図っていただいているが、介護者の悩みを共有し思いをくみ取り寄り添える支援が行えるように指導、助言をしていただきたい。
- ・介護者（親）としては、相談員に関する情報が乏しいことから、最初に関わる相談員の能力等によっては思ったようなサービス利用につながらないことがある。また、他の相談員に変更したくても変更できないのが実態である。
- ・一般就労を受け入れる企業側にもう少し障がい者のことを理解してもらいたい。
- ・児童のデイサービスが少なすぎて、レスパイトでのショートステイを利用することができない。受け入れてもらえる施設（事業所）を確保してほしい。
- ・ショートステイの受入れを事業所に相談しても、職員の確保ができないとの理由から断わられ

てしまった。障がい者支援の人材確保の基本的な部分の対策が必要である。

- ・身体障がい者スポーツ大会でもコロナでマスクやクリアシート越しの会話となるため、会話に苦勞した。
- ・商業施設で買い物するときも、クリアシート越しのため会話が聞こえない、コンビニなどで「温めますか？」などの会話シートがあるとありがたい。(市内の店舗で実施してほしい。)
- ・話をしていると、補聴器をしていても聞こえると思われるので、難聴を理解してほしいと思う。
- ・医療機関(医師)も聴覚障がい者への対応を分かっていることがある。コミュニケーションボードが用意されているが使用されていない医療機関もある。
- ・中途失聴者が増えているが、聞こえないことを受け止められない人がいる。
- ・高齢者の難聴が増えているので、高齢者の健康診断に聴覚検査を入れて、発見できるようにしてもらいたい。(子どもの難聴も同じように対応してほしい)
- ・母親が昔の補聴器のイメージがあるのか使用を拒否していたので、性能が向上して安心して使用できることが分かるチラシや情報提供があるとありがたい。
- ・災害時の避難場所にはコミュニケーションボードが必要である。また、補聴器の電池を災害時の備蓄品としていただけないか。
- ・障がい者でも働ける場所があるとよいと思う。市だけではなくて企業の方にも職場を作ってもらえることはよいと思います。
- ・医療機関で医師からの説明がよく聞き取れない経験がある。
- ・親族が入院したときに、緊急連絡先が自分になっていても電話等の連絡に気づくことが出来ないで心配になってしまう。
- ・病院でのコミュニケーションは、医師からの説明では、パソコンの画面や手話通訳をお願いしている。検査などは会話用ボードで対応している。
- ・コロナウイルスの感染が拡大したときに、手話通訳者が病院内に入れないときがあり、柔軟な対応をお願いしたい。家族が入院した場合についても同様である。

◇医療的ケアが必要となる児・者に対する体制づくりについて

- ・重度障がい者の家族がグループホームを望む声は聞いているが、看護師の夜間配置など運営上の課題も多いので行政からの支援が必要であると考える。
- ・グループホーム(日中支援型)の運営に関して行政からの支援が必要ではないか(市単独の支援費など)
- ・障がい福祉サービスの通所系サービスでは、医療的ケアが必要な人の受入れ日が少ない状況であるため、受入れ先を確保してほしい。
- ・施設でのコロナウイルス感染拡大の影響で通所サービス事業所が閉鎖となりサービスの利用ができない状況であった。
- ・重度障がい者や医療的ケアが必要な人は、自宅での入浴がとても大変なので入浴支援サービスは必要である。
- ・ヘルパー利用について、お迎えや見守りなどの急な利用や延長利用など(スポット的な利用)に対応してもらいたい。また、施設での利用延長も柔軟に対応してもらいたい。
- ・施設サービスを利用する際に、入浴や送迎を含めた利用を希望しても受け入れてもらいたい。

- ・サービス事業所での医療専門職の確保が厳しいためサービスが提供できない状況である。
- ・緊急時については、地域の病院で障がい者の受入れをお願いしたい。
- ・親もある程度の年齢になってきたので、将来に向けて施設入所を考え、施設に相談をしたが夜間の看護師の配置できずに受入れが難しいと言われた。
- ・医療的ケア者、重度障がい者を受け入れる施設が必要である。
- ・看護師の育成も国全体で取り組む必要がある。
- ・レスパイトでの施設利用についても、早い段階から受入れ先の施設と情報共有を行い利用できるように働きかけし、受入れが可能となった。

◇強度行動障害に対する今後の体制整備について

- ・強度行動障害に対するケアは、チームアプローチで事業所が協力していかないと難しい。相談支援センターに相談役の機能が必要である。ケアの現場（事業所）だけでは、ケアに対する知見が深まっていかないと思う。
- ・幼児のころから医療と連携して対応したシステムが必要ではないか。
- ・強度行動障害については、専門的な施設が必要である。
- ・強度行動障害のケアについては、一人に対して複数人の職員体制となるため人材の確保が必要となりますが、職員の確保が厳しい状況では施設を設置することも難しいと思う。
- ・強度行動障害のケアのために受入れ施設を見つけても、子どもの特性とうまくマッチングできないことがあり、年齢が高い利用者が多くて、子どもが行きたがらないことがあった。施設とのマッチングについて相談員に相談しても対応が上手く行かなかった。
- ・強度行動障害の当事者を施設や家庭に閉じ込めるのは可哀そうだがケアが難しい。
- ・障がいの特性を分からない人には、迷惑な人だと思われる。

◇その他団体からの要望等について

- ・障がいに関することを広報紙で周知していただきたい。（情報発信してほしい）
- ・身体障害者福祉会連合会では、会員の高齢化が進んでおり、新規入会の働きかけを行っているが、対象となる方が分からないので働きかけができない状況。（入会者が無い状況）
- ・福祉会に入ってくれない。（役員を担う人がいない状況）
- ・大岩藤の3支部による合同研修会でリフトバスを利用するが、一般的なバスの2倍料金が発生するため、リフトバス利用に対する市からの助成を希望する。また、市でもリフトバスを配置してほしい。
- ・以前は、研修会への参加に係る県の助成制度があった。
- ・足利市では障がい者スポーツセンターが整備されている。
- ・市役所での障がい者雇用も進んできているので、他の事業所の見本として、継続してほしい。
- ・障がい者相談員の研修会について、市で対応をしてほしい。
- ・社会福祉法人でグループホーム（日中支援型）サービスを実施する必要があるが、事業の採算性を考えると難しいところがある。
- ・社会参加事業についての予算確保をお願いしたい、予算が厳しい場合は、市バスの利用やマンパワーの協力などをお願いしたい。

- ・社会参加事業の内容についても、グループホームの外出（余暇）などへの支援や「食」に関する活動を行いたい。
- ・市役所の窓口対応について、精神障がい者に対しては、対象者の状況に合わせた対応をお願いしたい。
- ・災害時の支援、救助、ケア体制について医療的ケア者では、避難先及び電源の確保が課題である。
- ・災害時の避難先（医療機関）の確保が全国でも課題となっている。東京では一つの避難場所で医療的ケアも提供できる体制がある。
- ・医療的ケア者の避難場所を事前に決めておく制度があるとありがたい。
- ・入所施設への避難については、個人的にお願いをしている状況であるため、市の制度として受け入れてもらえるシステムを整備してほしい。
- ・入所施設では、受入れ数が少ないため、医療機関での受入れ態勢を整備してほしい。
- ・日常生活用具（おむつ）について、物価高の影響で高騰している状況があるので、支援額をもう少し上げてほしい。
- ・大人用のおむつ交換ができる多目的トイレが市内にはない。
- ・公共施設に、重度障がい者や医療的ケアが必要な人が休憩できるスペースを設置してほしい。
- ・日常生活用具（おむつ）の購入先についても、単価の安い店舗での購入を認めてほしい。
- ・市役所の立体駐車場に車いす用の駐車スペースを確保してほしい。
- ・重度障がい者、医療的ケア者の移動手段である福祉タクシーについて、予約でいっぱいのため利用したいときに利用ができない状況である。また、医療機関が市外のため、タクシー利用料の経済的負担が大きい。
- ・ふれあいバスについても車いすで乗れるとありがたい。また、デマンドタクシー（蔵タク）に車いすでも乗れる車両を導入してほしい。
- ・ふれあいバスについて、近隣市への乗入れがあるとよいと思う。（小山駅など）
- ・ゴミ出しサポートについて、要支援者は対象とならないが、条件を緩和してほしい。
- ・障がい者支援の仕事が魅力ある仕事であることをPRしていくとともに、看護師などの専門職の育成に行政も取り組んでほしい。
- ・障がい児の親は将来的に成年後見制度の利用が必要となるので、制度の周知を行ってほしい。相談先など分からない事があるので併せて周知をお願いしたい。
- ・介護者をケアするためのサービスを充実する必要がある。特に受入れ施設の確保が急務である。
- ・支援学校を卒業した方のサービスは生活介護が多いので、それらのサービスが提供できるようにしてほしい。障がいの特性に応じたサービス利用を可能とする体制整備が必要である。
- ・街中での多目的トイレ、特にベッドが設置されているところが少ない、オストメイト対応のトイレも少ないと思う。
- ・伝統的建造物保存地区などの古い建物では、車いすで入れないお店が多い、難しいと思うがバリアフリー化をお願いしたい。
- ・文化会館等での邦画（日本映画）の上映の際には、字幕を入れてほしい。また、山車会館の映像についても字幕を付けてほしい。
- ・9月23日の手話言語デーのブルーライトでの啓発活動について、栃木市でも取り組んでほしい。

い。

- ・避難所へのアイドラゴン（聴覚障がい者向けテレビの受信器）の設置をお願いしたい。
- ・補聴器の電池に対する補助が無くなってしまったので、また補助をしてもらいたい。
- ・手話通訳者、要約筆記者の育成（講習会）について、市としても取り組んでほしい。
- ・難聴者用の会話翻訳アプリはあるが、あまり使用されていない状況である。

5 医療的ケアを要する障がい児者（の介護者）へのヒアリングでいただいた主な意見

◇医療的ケアで困っていること

- ・介護者が体調の関係で自動車の運転を控えているため、通院の際の移動手段の確保に困っている。
- ・点滴器具の対応ができる親族が母しかいないため母以外の介護者がいない。
- ・介護者の入院などの緊急時に一時預かってもらえる場所の確保。
- ・施設では看護職員を増やすことはできないと断られてしまうため、医療的ケア者を預かってもらえるサービスがあるとよいと思う。
- ・障がい福祉サービスでは、看護師の配置などの事情で医療的ケア児者を受け入れてくれるところが少ない。
- ・休日の入浴について、訪問入浴を利用したいと思うが、曜日や時間によって空がなく利用できない。
- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、家族と一緒に療養できる場所がなくなってしまった。
- ・介護者が新型コロナウイルスに感染してしまうと子どもの受診同行が行えず、医療機関の受診が出来なくなることが心配である。

◇医療機関の受診で困っていること

- ・大学病院までの通院に30分以上かかり、タクシーの場合は5,000円程度の負担になってしまう。
- ・介護者が運転できなくなった場合の移動手段の確保。

◇災害時の避難について

- ・普段は、母が避難所まで連れていくことができるが、点滴を行っている場合は、祖父母の協力がないと避難できない。
- ・避難所へ移動することはできるが、酸素吸入の電源を確保できない場合は避難所には入れない。
- ・避難所へは避難できないため、栃木県、市と一緒に避難計画を策定して、大学病院に避難することになっている。

◇医療的ケア児者への支援について

- ・医療的ケアの児者の介護では、医療用のテープ、夜間のおむつ、点滴パックの消毒薬など医療費以外の負担があるため、それらに対する支援が必要。
- ・介護者の体調面で通院にタクシーを利用しているが費用負担が大きいことからタクシー代への支援が必要。
- ・医療的ケア児者が利用できるデイサービスがあるとよいと思う。
- ・緊急時に預かってもらえるサービスが必要。
- ・医療的ケア児者でも気軽に受診できる医療機関が地域に必要。

- ・兄弟の学校行事に両親で出席しなければならない場合の介護者の確保が必要。
- ・将来的には、施設への入所が必要となるので、施設を確保してほしい。
- ・休日の訪問入浴が利用しやすくなるとよい。

◇お子さんの将来について不安なこと

- ・現在、小学校で先生が1人ついてくれているが、医療的ケアが続いた場合に中学校、高校、就職での受入れが心配である。
- ・子どもが病気と一生付き合っていかなければならないことが不安である。
- ・介護者が亡くなった後のことが心配である。
- ・親族に負担を掛けられないので、一人でも暮らせるような施設があるとありがたい。
- ・子どもが自立することができるか心配です。
- ・介護者の病気や亡くなった場合の介護が心配です。

◇市に取り組んでほしいこと

- ・今、通っている小学校では、担当の先生が1人ついている。他の学校でも同様の対応があるとよいと思う。
- ・医療的ケアが必要な児童でも受け入れてもらえる保育園が多くあるとよいと思います。
- ・自宅から近いし、看護師もいる保育園の利用を希望したが、点滴への対応はできないとのことで、病児保育を実施している保育園にお世話になった。
- ・特別児童扶養手当については、医療機関の方から教えてもらい知ることができた。各種手続きや支援制度について、自分から調べないといけなかったので、対象者に対する案内通知などがあるとありがたい。
- ・支援制度の周知を分かりやすい方法でしてほしい。
- ・医療的ケア児者が入所できる施設の整備をお願いしたい。
- ・医療機関に医療的ケア児者の一時預かりを行ってもらえるよう働き掛けをしてほしい。
- ・災害時の停電のために医療用機器の非常用電源を購入しているが、それら非常用電源への補助や貸出サービスがあるとよいと思う。
- ・日常生活用具の対象機器について助成を受けられない機器があるので対象としてほしい。
- ・日常生活用具、補装具等について3歳以下だと対象とならない物があるので年齢要件を緩和してほしい。
- ・日常生活用具などは、障がい者の状況に合わせて対象機器を判断してほしい。

◇障がいに対する理解について

- ・子どもの医療に関することについて看護師の方などには話せるが、一般の保護者に対しては話をしても理解をしてもらうのは難しい。
- ・子どもを連れて外出すると珍しい物を見る目で見られている。医療機関でも特別扱いされるなど障がいに対する理解はまだまだ進んでいないと思う。
- ・障がいに対する理解促進は、市としても引き続き取り組んでほしい。

◇生活支援サービスについて

- ・医療的ケア児者でも、預かってもらえる施設サービスが必要である。

◇ボランティア・NPO 活動について

- ・医療機関受診の際に看護学生が声を掛けてくれるので、看護学生がお話相手になるボランティア団体を組織して活動するとよいのではないか。
- ・医療的ケア児の介護者による団体があると情報交換などができるのでよいのではないか。

◇人にやさしいまちづくりについて

- ・蔵タクは、事前予約が必要で緊急の利用ができないため利用していない。
- ・思いやり駐車スペースやバリアフリー化は全ての施設で整備されている状況ではない。
- ・トイレや駐車スペースなどは、まだまだ整備が必要なところがあります。
- ・急遽タクシーを利用する際には介護タクシーを利用するが、予約が必要だったり、福祉車両がなかったり、一般のタクシーのように使い勝手がよくない。

◇教育・療育環境について

- ・保育園での障がい児の受入れがあると親としてはありがたい。
- ・栃木県のリハビリテーションセンターで保育と療育を一体的に対応していただいたが、宇都宮まで通っていたので、県南地域にも同様の施設があるとよいのではないかと思う。

◇その他

- ・市からの情報提供が分りやすいとよいと思う。
- ・日本脳炎、麻疹・風疹の予防接種は、市の指定医療機関での接種となるが、受診が大変なので往診の先生で対応ができるようにしてほしい。

6 栃木市社会福祉施策推進委員会・障がい者福祉専門部会名簿

栃木市社会福祉施策推進委員会名簿 (R4.11.26~R6.11.25)

団体名	委員名	備考
栃木市議会	白石 幹男	
(公社)成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	小板橋 香子	
とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会	大友 崇義	
栃木市身体障害者福社会連合会	四釜 美代子	
栃木市障害者施設協議会	中村 君枝	
栃木市ひとり親家庭福社会	青木 世津子	
とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会	細川 正江	
栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
栃木市手をつなぐ育成会	小島 幸子	
栃木市民間保育園連絡協議会	堀 昌浩	
栃木市聴覚障害者協会	片柳 富枝	
下都賀郡市医師会	栗田口 淳子	
栃木県県南児童相談所	小野 好邦	~R5.3.31
	坂本 恭男	R5.4.1~
栃木市幼稚園連合会	石川 健太郎	
栃木市校長会	植木 裕子	
栃木市社会福祉協議会	橘 唯弘	
公募委員	斎藤 靖	
公募委員	矢口 由美子	

栃木市障がい福祉プラン策定に係る懇談会 障がい者福祉専門部会 (R4.11.26~R6.11.25)

団体名	委員名	備考
(公社)成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	小板橋 香子	
とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会	大友 崇義	
栃木市身体障害者福社会連合会	四釜 美代子	
栃木市障害者施設協議会	中村 君枝	
栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
栃木市手をつなぐ育成会	小島 幸子	
栃木市聴覚障害者協会	片柳 富枝	
栃木県県南児童相談所	坂本 恭男	R5.4.1~
栃木市校長会	植木 裕子	
栃木市社会福祉協議会	橘 唯弘	
公募委員	矢口 由美子	

7 栃木市社会福祉施策推進委員会・障がい者福祉専門部会 開催状況

○栃木市社会福祉施策推進委員会

- ・令和5年1月17日（火）栃木市役所正庁
栃木市障がい者計画（第4期）、栃木市障がい福祉計画（第7期）及び栃木市障がい児福祉計画（第3期）の策定について
- ・令和5年7月28日（金）栃木市役所501会議室
栃木市障がい者計画について
- ・令和5年11月24日（金）栃木市役所501会議室
栃木市障がい者計画について

○栃木市社会福祉施策推進委員会障がい者福祉専門部会

- ・令和5年11月10日（金）栃木市民交流センター4階講義室
栃木市障がい福祉プラン（素案）について

栃木市障がい福祉プラン

栃木市障がい者計画（第4期）

栃木市障がい福祉計画（第7期）・栃木市障がい児福祉計画（第3期）

発行 令和6年3月

発行者 栃木市 / 編集 保健福祉部障がい福祉課

〒328-8686 栃木市万町9番25号

TEL：0282-21-2203 FAX：0282-21-2682